

犬山市都市計画マスターplan (素案)

目次

犬山市都市計画マスターplanの改定にあたって

第1章 はじめに	1
1 都市計画マスターplanとは	1
2 計画の位置づけ	1
3 対象区域と目標年次	2
4 緑の基本計画と立地適正化計画	2
5 上位計画	3
6 まちづくりの潮流	7
第2章 前計画の検証	13
第3章 現況及び基本的課題の整理	15
1 人口・都市構造の視点	15
2 土地利用の視点	22
3 交通の視点	27
4 市街地整備等の視点	31
5 都市環境の視点	35
6 都市防災の視点	40
全体構想	
第4章 都市づくりの基本理念と目標	43
1 都市づくりの基本理念	43
2 都市づくりの目標	44
3 計画フレーム	46
第5章 将来都市構造	49
1 都市構造の基本的な考え方	49
2 都市構造の要素	49
3 都市構造の形成方針	50
第6章 都市づくりの方針	54
1 土地利用	54
2 交通	60
3 市街地整備等	63
4 都市環境	65
5 都市防災	70

地域別構想

第7章 地域別構想	75
1 地域別構想の考え方	75
2 各地域のまちづくり構想	76

都市計画マスターplanの実現に向けて

第8章 実現化方策	151
1 都市づくりの目標達成に向けた取り組み	151
2 計画の進捗管理	152

犬山市都市計画マスターplanの改定にあたって

第1章 はじめに

1 都市計画マスターplanとは

都市計画マスターplanは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映しながら、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動などを支える諸施設の計画をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の指針としての役割を果たすものです。(都市計画運用指針)

前犬山市都市計画マスターplan(前計画)は、平成23年3月に策定し、その後、第5次犬山市総合計画の改訂や、「国土のグランドデザイン2050」の公表、立地適正化計画制度の創設など国の都市計画施策の変化に対応するため平成29年3月に見直しを行い、現在に至っています。

現行都市計画マスターplanの計画期間は、第5次総合計画と同じ、令和4年度(2022年度)が目標年次となっており、上位計画である次期総合計画の策定と同時期に改訂のタイミングを迎えています。また、平成31年3月には同じく上位計画である愛知県の「尾張都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスターplan)」が改訂されており、本市の都市計画の方針もこれに即する必要があります。

これら都市計画を取り巻く社会経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の影響等も踏まえながら、10年後、20年後のまちづくりの将来像を見据え、それを実現するための考え方、方針を明確にすることを目的として、都市計画マスターplan(本計画)を策定します。

2 計画の位置づけ

犬山市都市計画マスターplanの位置づけを以下に示します。

第6次犬山市総合計画

本市における最上位に位置づけられる計画で、長期的かつ計画的な行政運営を進める上での総合的な指針となるもの

即する

尾張都市計画区域マスターplan

県が広域的見地から、本市を含む都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて道筋を明らかにしたもの

即する

犬山市都市計画マスターplan

本市の都市計画の総合的な指針であり、全体構想と地域別構想で構成

全体構想：本市の目指すまちの将来像の実現に向け、個々の都市計画(将来の土地利用、都市施設の整備等)の大きな方針(都市づくり全体の道筋)を明らかにしたもの

地域別構想：市内を5つの地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにしたもの

同時かつ一体的に策定⇒『犬山市緑の基本計画+犬山市立地適化計画』

連携・調整

関連
計画

- ・犬山市公共施設等総合管理計画
- ・犬山市空家等対策計画
- ・犬山市景観計画
- ・犬山市歴史的風致維持向上計画
- ・犬山市観光戦略
- ・第2次犬山市環境基本計画
- ・犬山市農業振興地域整備計画
- ・犬山市森林整備計画
- ・犬山市地域防災計画
- ・犬山市国土強靭化地域計画
- ほか

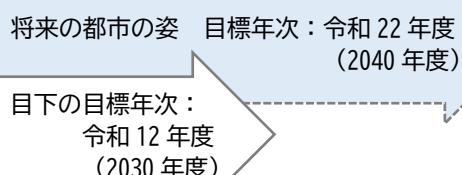
3 対象区域と目標年次

1) 対象区域

本計画では、都市的な土地利用と自然環境との調和の観点から、市域全体を対象区域とし、近隣市町との関係も十分に考慮します。

2) 目標年次

本計画は、都市づくりの長期的かつ継続的な方向性を示すもので、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、めまぐるしく変わる社会環境に迅速に対応するため、策定から 8 年後となる令和 12 年度（2030 年度）を目標年次とします。



4 緑の基本計画と立地適正化計画

緑の基本計画と立地適正化計画は、都市計画マスタープランと密接な関係を有し、その一部と捉えられることから、本計画の将来都市構造や土地利用をはじめとする分野別の方針と整合を図りながら、同時かつ一体的に策定します。

■緑の基本計画のイメージ



<計画の3本柱>

●緑地の保全及び緑化の目標

都市における緑の役割や必要性などの基本理念、これらを踏まえた緑の将来像、緑の都市づくりの基本方針を定めます。

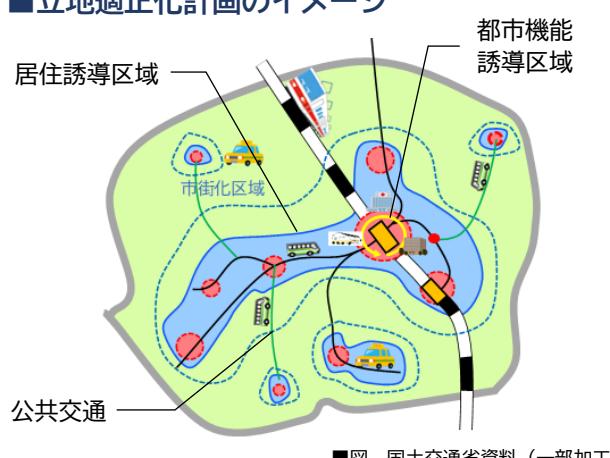
●緑地の配置の方針

都市レベルからみた環境保全、レクリエーション、防災、景観などの系統別の緑地の配置や施策の方向性について定めます。

●緑地の保全及び緑化の推進のための施策

目標を実現するための都市公園や施設緑地、生産緑地などの地域制緑地の保全や、緑化の推進方策等を定めます。

■立地適正化計画のイメージ



<計画の3本柱>

●都市機能誘導区域

中心市街地や生活拠点に医療・福祉・商業等を集約誘導し、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を定めます。

●居住誘導区域

一定エリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティの持続性が確保されるよう居住を誘導する区域を定めます。

●公共交通

維持・充実を図る公共交通網を定めます。

5 上位計画

1) 第6次犬山市総合計画（案） ※策定中

第6次犬山市総合計画は、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的に取り組みを進め、持続可能な町を実現するために、3つの役割（「市の最上位計画であり、犬山市政の道しるべとなる“羅針盤”」「市民の参画と行政の協働による“まちづくりの行動指針”」「計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理の基準”」）を担うものです。

■基本構想

【まちの将来像】

水と緑と伝統
みんなつながり みんなうるおう
豊かさ実感都市 犬山

【まちづくりの基本方針】

- ◆基本目標1 誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ
- ◆基本目標2 産業が栄えるまちへ
- ◆基本目標3 人にも地球にもやさしいまちへ

【計画の実現に向けて（3つの取り組み）】

- ◆賢い行財政運営
- ◆市民の参加と交流、協働の推進
- ◆シティプロモーションの実施

【人口の目標（「犬山市人口ビジョン」より）】

令和5年3月（予定）に策定した「犬山市人口ビジョン」では、このまま何も手を打たなければ、犬山市の人口は、令和2年（2020年）の73,090人から令和42年（2060年）には約51,000人に減少するとされていますが、出生率の向上や社会移動率の改善によって人口減少を抑制することで、令和42年（2060年）の目標人口を60,000人としています。

人口減少抑制に向けた取り組みは、すぐに効果が出るものばかりではないため、中長期的な視点を持って令和22年（2040年）における目標人口を66,500人とし、そこから逆算して計画期間の最終年度である令和12年（2030年）における目標人口69,818人としました。

令和12年（2030年） 目標人口 69,818人

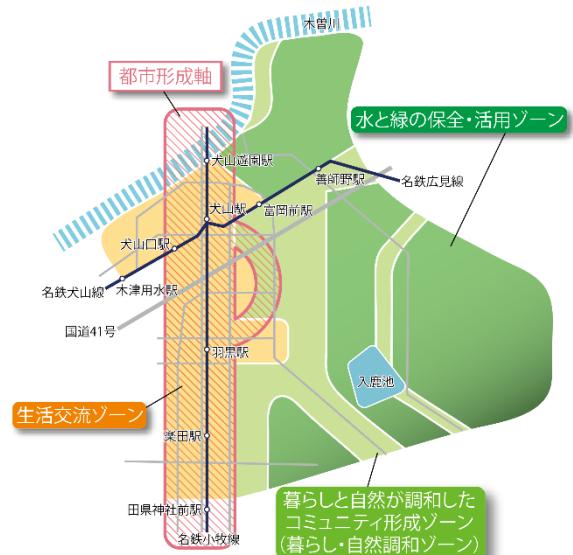
【将来の都市構造（土地利用）】

目指す都市の全体像

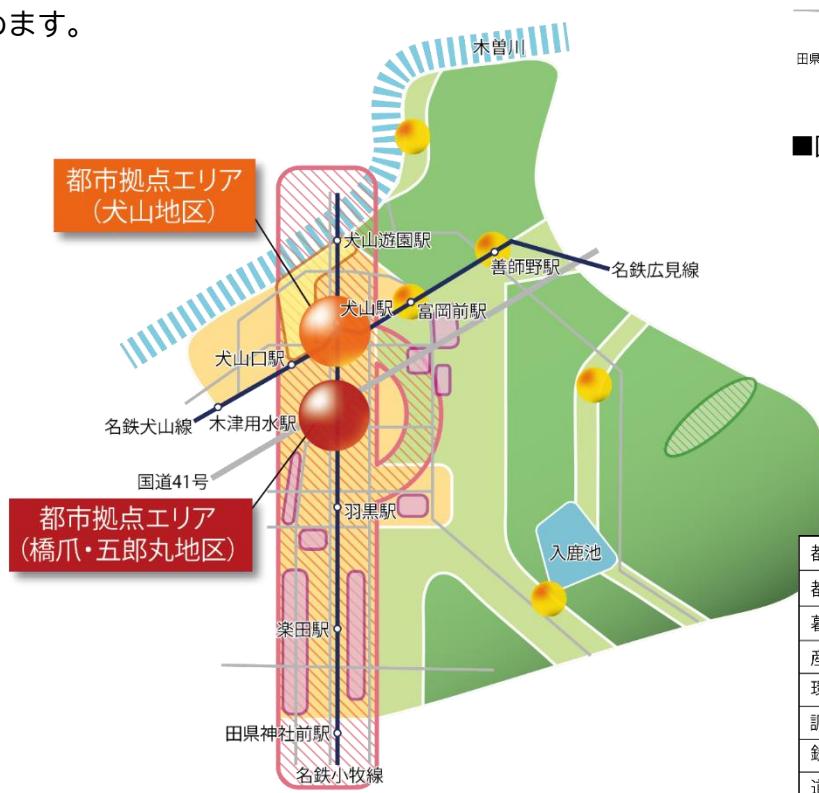
市全体を3つのゾーン（生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン）に区分し、各ゾーンの特性を活かした土地利用を進めます。

将来に向けて、まちと市民にさらなる豊かさをもたらす源を形成するため、「都市形成軸」を設定します。

6つのエリア（拠点）を設定し、新たな施設整備や高度利用を促進するなど、重点的な土地活用を計画的に進めます。



■図 将来都市構造イメージ



都市拠点エリア（犬山地区）	●
都市拠点エリア（橋爪・五郎丸地区）	●
暮らしにぎわいエリア	○
産業集積誘導エリア	■
環境保全・活用エリア	▨
調和型コミュニティ形成拠点	●
鉄道	—
道路	—

■図 土地利用基本構想イメージ

土地利用の考え方

「目指す都市の全体像」の実現に向けて、以下のような土地利用の考え方を基に、各エリアにおける土地利用を進めます。

- 社会資本ストックを有効に活用し、地域の特性に合わせた利便性の高い集約型都市の形成を促進します。
- 市内外の人たちが交流を育むことのできる都市拠点づくりを促進します。
- 将来にわたって、住んでいる人たちの暮らしが持続できるよう、公共交通など地域の「足」の確保を図るとともに、鉄道駅周辺においては、公共交通機関や自転車等との接続を改善し、利便性の向上を図ります。
- 周辺環境や地域特性に配慮した経済活動の場を誘導します。
- これまで守り、育んできた歴史的資産や自然環境の保全と活用を図り、人の暮らしと自然が共生する環境づくりに努めます。
- 市街化区域内の低・未利用地は新たな活用を促進します。
- 市街化調整区域内の優良農地の保全及び適切な活用に努めます。

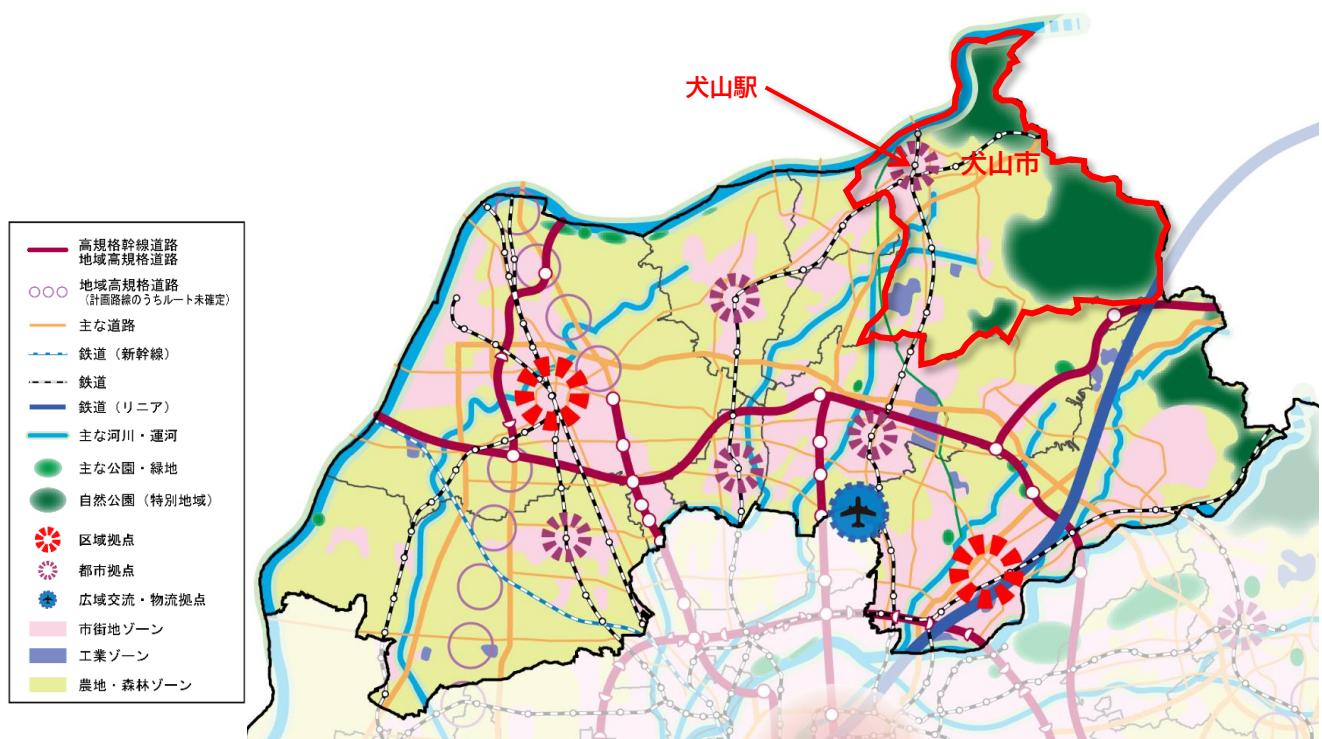
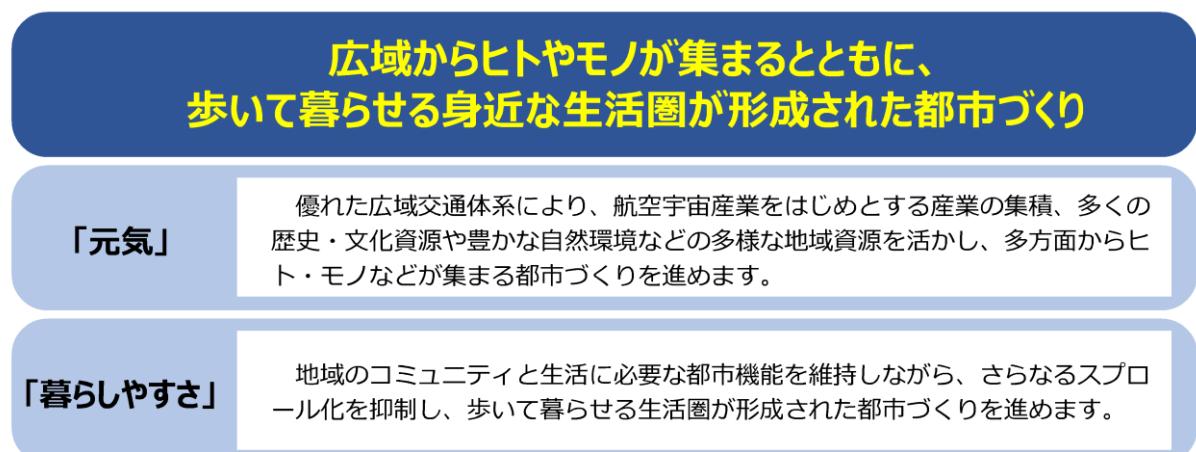
2) 尾張都市計画区域マスタークリーン

尾張都市計画区域マスタークリーンは、愛知県が一市町村を越えた広域的な見地から、尾張都市計画区域（一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稻沢市、岩倉市、大口町、扶桑町）における区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

■基本理念

『愛知の都市づくりビジョン』の都市づくりの理念である「時代の波を乗りこなし、元気と暮らしがやすさを育みつづける未来へ」の考え方を受け、「元気」と「暮らしがやすさ」に対応した尾張都市計画区域の基本理念が定められています。また、犬山駅周辺が商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し暮らしがやすいまちなか形成する都市拠点に位置付けられています。

■表 基本理念



■図 将来都市構造図（尾張都市計画区域）

■都市づくりの目標

基本理念の実現に向け以下の5つの都市づくりの基本方向ごとに都市づくりの目標が定められています。

①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- 主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- 都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。
- 市街化調整区域に広がるD I Dを中心とした人口密度の高い集落地などでは、集落周辺部のさらなるスプロール化を抑制しつつ、現在の生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の維持を目指します。

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- 犬山城をはじめとする歴史・文化資源、国営木曽三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。
- 広域幹線道路の整備を促進するなど、世界とつながる玄関口となる中部国際空港や名古屋港などのアクセス性の向上を目指します。

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- 既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インター、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- 災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- 都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

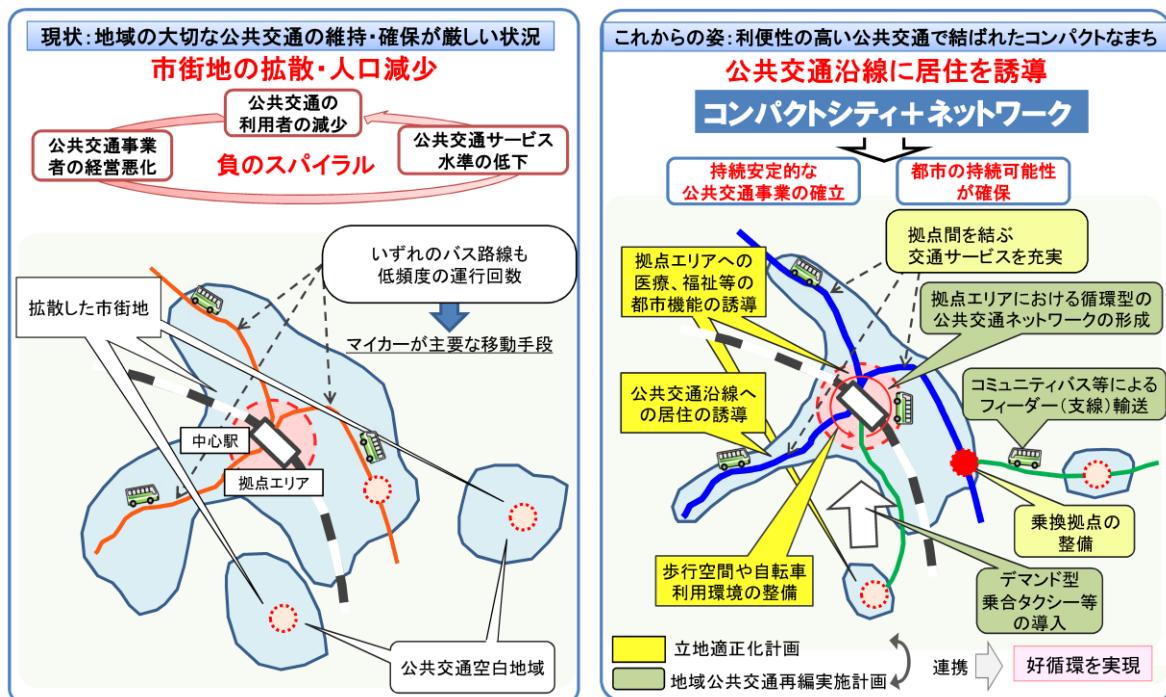
⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- 中央部や南西部の農地、東部の樹林地などの緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

6 まちづくりの潮流

1) コンパクト・プラス・ネットワーク

薄く広がった市街地を抱えたまま、今後人口が減少すると、医療、商業等の生活サービス施設や公共交通を維持することが困難となり、歩いて又は公共交通で日常生活を営むことが困難になるおそれがあります。このため、「居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導」、「居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、市民生活利便性を向上」する等、人口減少を見据えたコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることが求められます。



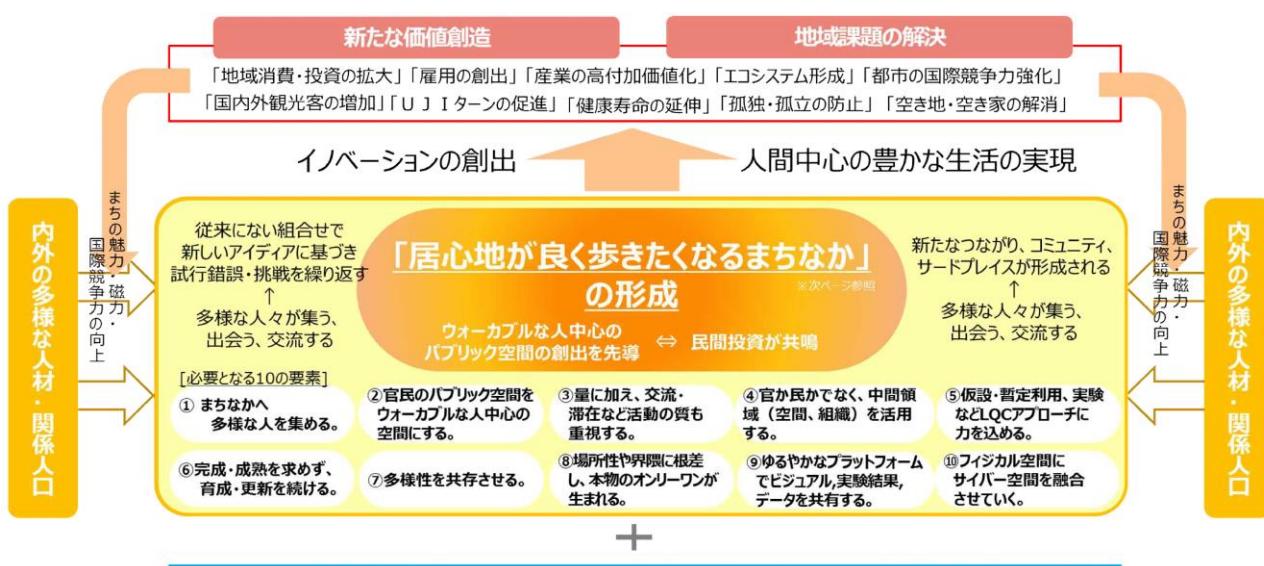
2) 居心地が良く歩きたくなるまちなか

人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力を向上させ、まちなかのにぎわいを創出するため、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成し、多くの人材の出会いと交流により、地域の消費と投資、雇用を生み出すことで、豊かで成熟した生活を実現する「都市空間」へと再生していくことが求められます。



■図 居心地が良く歩きたくなるまちなかのイメージ

(出典：国土交通省資料都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会中間とりまとめ（令和元年6月）)



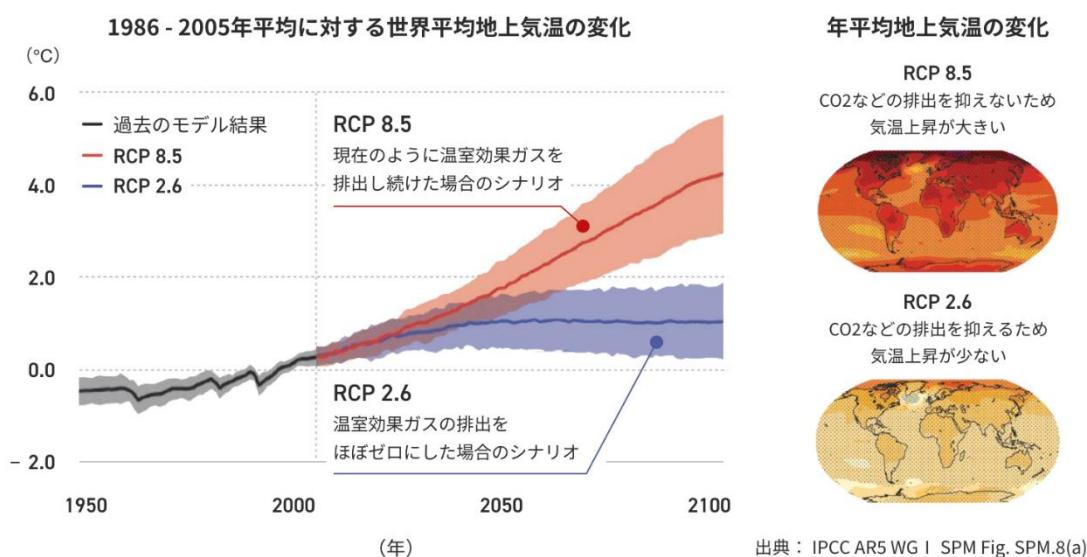
■図 今後のまちづくりの方向性と「10の構成要素」

(出典：国土交通省資料都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会中間とりまとめ（令和元年6月）)

3) カーボンニュートラル

世界の平均気温は平成 29 年（2017 年）時点では、工業化以前（1850～1900 年）と比べ、既に約 1℃ 上昇したことが示されています。このままの状況が続けば、更なる気温上昇が予測されています。このような地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27 年（2015 年）にパリ協定が採択され、世界の 120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」に向けて取り組みを進めています。

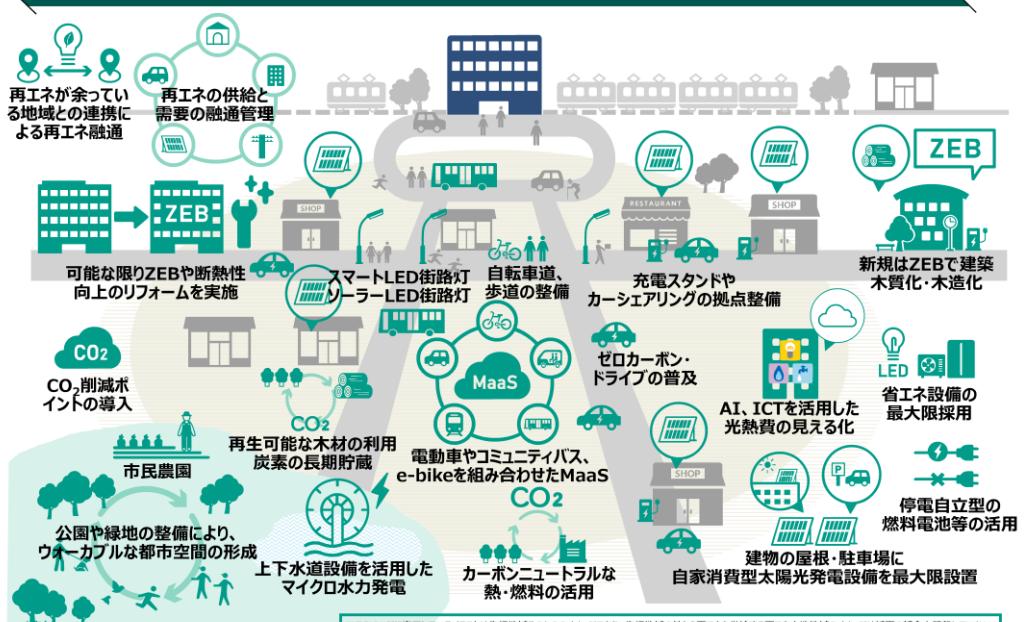
この目標達成に向け、環境省は、全国の自治体に 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ」の表明を呼びかけており、本市においても令和 3 年（2021 年）2 月の施政方針において、「ゼロカーボンシティ」を表明しました。



■図 1986 年から 2005 年平均に対する世界平均地上既存の変化

(資料：環境省 HP)

C) 地方の小規模市町村等の中心市街地（町村役場・商店街など）



■図 脱炭素先行地域のイメージ

(資料：環境省「地域脱炭素ロードマップ」)

4) 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015年）に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、誰一人取り残さない社会の実現をめざし、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。このSDGsは、発展途上国のみならず、先進国も含め全ての国に適用される普遍的な目標であり、我が国においても、この目標達成に向けた取組の方針が示されています。こうした国の動きと連携して持続可能なまちづくりを進めることができます。



■図 SDGsの17の目標

5) ニューノーマルへの対応

新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）し、これに伴うワークライフバランスの重視など、働き方や暮らし方に対する意識や価値観が変化・多様化しています。こうした変化に対応するため、都市は、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要となっています。また、まちづくりの方向性として、『市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える「人間中心・市民目線のまちづくりを深化』』と、『ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施する「機動的なまちづくりを実現』』が必要とされています。これらためには、地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが求められます。

新型コロナ危機を契機に生じた変化

- 新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、テレワークの急速な普及、自宅周辺での活動時間の増加等、人々の生活様式は大きく変化（ニューノーマル）。これに伴い、ワークライフバランスの重視など、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化。
- 「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化。職住遊学の融合、自宅以外のワークプレイス、ゆとりある屋外空間の構築などが求められるようになります。

→ 二地域居住をはじめ、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方の選択肢を提供していくことが必要

目指すべきまちづくりの方向性

市民一人ひとりの多様なニーズに的確に応える
（人間中心・市民目線のまちづくりの深化）

ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施
(機動的なまちづくりの実現)

地域の資源として存在する官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に利活用し、市民のニーズに応えていくことが重要

都市アセットを「使う」「活かす」

職住遊学の融合など、官民の都市アセットの一体的利活用による空間づくり

空き家をコワーキングスペースにするなど、都市アセットのリノベーション

街路↔オープンスペースなど、都市アセットを可変的・柔軟に利活用



スピーディーに「動く」

公園などまちなかでの社会実験の実施



デジタル技術・データを「使いこなす」

Copyright © 2021 MLIT Japan. All Rights Reserved.

■図 デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方

（資料：デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会「中間とりまとめ（概要）」）

6) 水災害リスクを踏まえた防災まちづくり

近年の水災害の激甚化や水災害リスクの増大を踏まえて、国土交通省では、水災害に対するリスクの評価及び防災、減災の方向性について検討するため、専門家、有識者からなる「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会を設置し、令和2年（2020年）8月に水災害対策とまちづくりの連携のあり方について提言がとりまとめられました。この中で、「1. まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報を充実させるべき。」「2. 地域ごとに水災害リスク評価を行い、まちづくりの方向性を決定するべき。」「3. 水災害リスクの評価内容に応じた防災・減災対策によりリスク軽減を図るべき。」「4. 関係部局間の連携体制の構築や、流域・広域の視点からの検討・調整を行うべき。」であることが示されています。こうした水災害に関するハザード情報を活用した水災害リスクの評価を踏まえながら、防災まちづくりを進めることが求められます。

提言のポイント

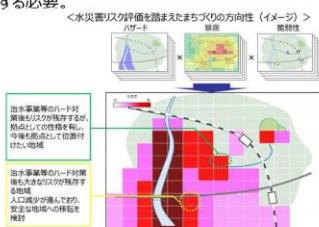
1. まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報のあり方

- 降雨の規模や施設の整備状況等に応じた、多段的なハザード情報を充実。
- 簡易手法を用いてハザード情報を早期に作成・公表。
- 地形の特性や過去の被害状況も勘案した浸水のやすい地域の評価手法の開発。
- 利用者の視点に立ち、各種ハザード情報の重ね合わせや、浸水深、流速等の時系列情報を整備。



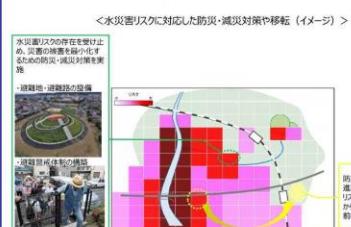
2. 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくり

- ハザード情報に加えて、ハザードエリア内の人口や都市機能、災害対策の実施状況等をもとに、地域ごとに多面的にリスク評価。
- まちづくりを進める地域は、水災害リスクを可能な限り避けつつも、都市構造・機能上の必要性、都市の歴史的な形成経緯も考慮して決定。
- 水災害リスクを回避・軽減しつつ、一定程度のリスクがあることを認識し受け止めた上で、まちづくりに反映する必要。



3. 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- 地域ごとの水災害リスクの評価内容、都市機能・防災上の重要性に応じた防災・減災対策を実施。
- まちづくりにおける防災・減災対策では地域のリスク低減に限界がある場合には、さらなる治水対策を検討。
- 防災・減災対策を実施したとしても相当のリスクが残存する地域については、当該地域からの移転を検討。
- 水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組みを検討。



4. 取組を進めるための連携のあり方

- 都市再生協議会・大規模氾濫減災協議会などの各種協議会の活用、関係者による情報共有・連携の体制の構築。
- 市町村を超えた流域・広域の観点からの水災害対策とまちづくりの検討。
- 水災害リスクの評価や防災・減災対策の内容について、行政・専門家が協力し、地域住民等に対するわかりやすい説明を行い、合意形成を図る必要。
- 国による市町村等への連携促進のための支援の実施。

提言を受けた国の対応

- ① 上記1～4の考え方や手法について、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。（令和2年度中予定）
- ② 災害ハザード情報を地図上に3次元で表示。（令和2年度に30～40都市で先行実施）
- ③ 災害危険区域の活用事例等について地方公共団体に周知。（令和2年夏頃予定）
- ④ 都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について地方公共団体に通知。（令和2年夏頃予定）

■図 水災害対策とまちづくりの連携のあり方についての提言

（資料：「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会「水災害対策とまちづくりの連携のあり方について提言」）

第2章 前計画の検証

前計画について、フレーム（人口・製造品出荷額等の目標）、都市施設整備状況、市民満足度及び主な施策実施状況を整理します。

■フレーム

- ・前回計画で定められた人口の目標は、令和4年（2022年）で73,400人と掲げていましたが、令和2年（2020年）の現状値（国勢調査）で73,090人であり、平成22年（2010年）の人口75,820人から減少しており、目標に到達しない見込みとなっています。
- ・また、製造品出荷額等の目標は、令和4年（2022年）で約5,629億円と掲げていたものの、令和元年（2019年）の現状値で約4,878億円と平成19年（2007年）の約4,813億円からは増加しているものの達成するのは難しい状況です。

■表 フレームの達成状況（見込み）

項目	基準値	現状値	目標値	達成状況
人口	75,820人 (2010年)	73,090人 (2020年)	73,400人 (2022年)	未達成
製造品出荷額等	約4,813億円 (2007年)	約4,878億円 (2019年)	約5,629億円 (2022年)	未達成

■都市施設整備

- ・次のとおり都市施設の整備が着実に進められています。

都市計画道路（幹線道路）：整備率が約13%上昇し、整備延長も3.7km増加

都市公園：1人当たり公園面積が約1m²/人増加し、公園誘致圏の人口カバー率も約10%上昇

下水道：人口普及率が約14%上昇

■表 都市施設整備の進捗状況

項目	基準値	現状値	進捗状況
都市 計画 道路	整備率 約54% (2010年12月末)	約67% (2022年11月末)	約13%上昇
	整備延長 36.5km (2010年12月末)	40.2km (2022年11月末)	3.7km増加
都市 公園	人口一人当たりの 都市公園面積 4.89m ² /人 (2010年12月末)	5.85m ² /人 (2020年3月末)	0.96m ² /人増加
	都市公園誘致圏の 人口カバー率 47.92% (2010年12月末)	57.84% (2020年3月末)	9.92%上昇
下水道	人口普及率 約57% (2010年12月末)	約71% (2022年3月末)	約14%上昇

■市民満足度

- ・平成21年（2009年）及び令和3年（2021年）に実施したアンケート結果から市民満足度の変化をみると、設問項目が完全に一致しないものの、日常的に利用する商業施設や医療・福祉施設、公園に対する満足度やコミュニティバス、下水道に対する満足度の上昇傾向がみられます。一方、身近な自然環境に対する満足度は低下傾向となっています。

■表 市民満足度の変化

調査年	設問項目	満足度	変化
2009年	日常の買い物のしやすさ(商店等の充実)について	1.76	↗
2021年	日常の買い物に便利な施設が身近にある	2.28	
2009年	医療施設(個人病院など)や福祉施設の充実について	1.86	↗
2021年	病院など医療・福祉施設が身近にある	2.48	
2009年	日頃利用する公園や子どもの遊び場について	1.94	↗
2021年	身近な公園や緑地など憩いの場がある	2.25	
2009年	バスなどの公共交通の充実について	1.48	↗
2021年	コミュニティバスなど路線バスが充実している	2.06	
2009年	下水道の整備について	2.62	↗
2021年	下水道など衛生環境がよく整備されている	2.98	
2009年	田畠、河川、社寺林などの身近な自然環境について	3.15	↘
2021年	森林や水辺など身近に自然に親しめる場がある	2.64	

※満足度は、「満足」5点、「やや満足」3点、「やや不満」1点、「不満」0点として、平均値を算出

■主な施策の実施状況

- 前回計画の都市づくりの目標に対応する主な施策の実施状況を整理します。

【いつまでも暮らし続けたくなる都市】

- 農と自然にふれあう居住選択ができるよう犬山版優良田園住宅制度を栗栖、今井地区で開始
- コミュニティバスの再編による路線・バス台数、バス停の充実
- 内田観光駐車場の整備により犬山城下町地区内における自動車の流入を抑制
- 尾張広域縁道の整備や新郷瀬川の改修による歩行空間の形成

【基盤が整い、活力を創出する都市】

- 犬山駅西において駅前広場の高質化を実施
- 市立図書館に新たな子ども向け読書空間を開設
- 「新たな都市拠点及び交流エリア基本構想」と「道の駅エリア基本計画」を策定
- 新たな産業用地や幹線道路沿道において企業・店舗立地を促進し、一定の効果を上げる
- (都)成田富士入鹿線の整備促進と(都)富岡荒井線の全線開通
- 犬山市公共施設等総合管理計画を踏まえ、橋梁、下水道などインフラ施設や、庁舎、学校など公共建築物の長寿命化に関する個別施設計画を策定

【交流を生み、にぎわいがあふれる都市】

- 歴史的建造物の修理や復原による歴史的町並みの保存を推進
- 旧福祉会館の解体により本町通りから犬山城に向けた眺望が改善
- 市道城前線や木曽川沿いの歩道整備、案内板の設置等の回遊性を高める取り組みを実施
- 内田防災公園や多目的広場、テニスコートを整備
- 犬山ひばりヶ丘公園や内田防災公園の利活用促進

【自然や環境と調和する都市】

- 生産緑地地区を新たに追加するなど都市緑地の保全を推進
- 環境基本計画や森林整備計画の策定による自然・環境保全の取り組みを推進
- 栗栖地区や塔野地地区の里山エリアで地元住民も参加した竹林整備を実施
- 里山学センターを中心に自然環境保全の担い手育成の講座を継続的に実施

第3章 現況及び基本的課題の整理

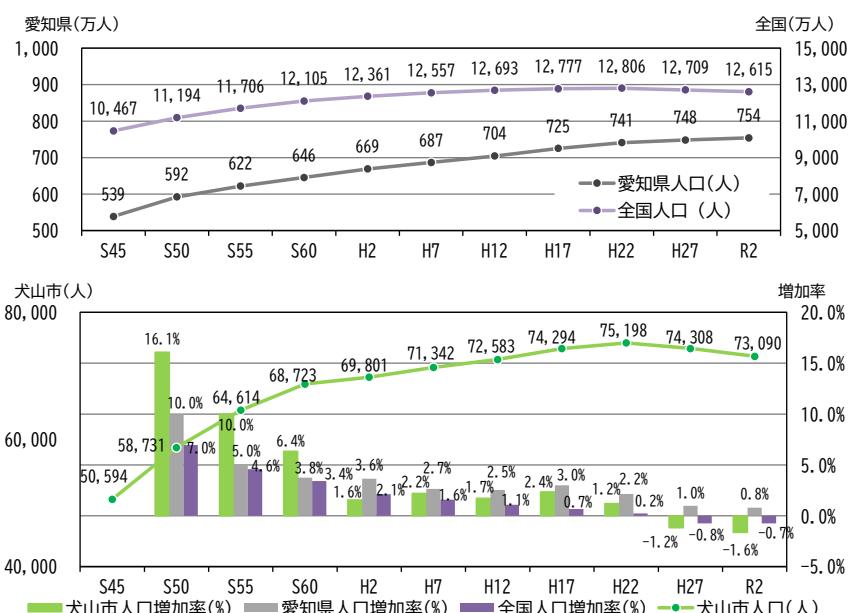
1 人口・都市構造の視点

■基本的課題

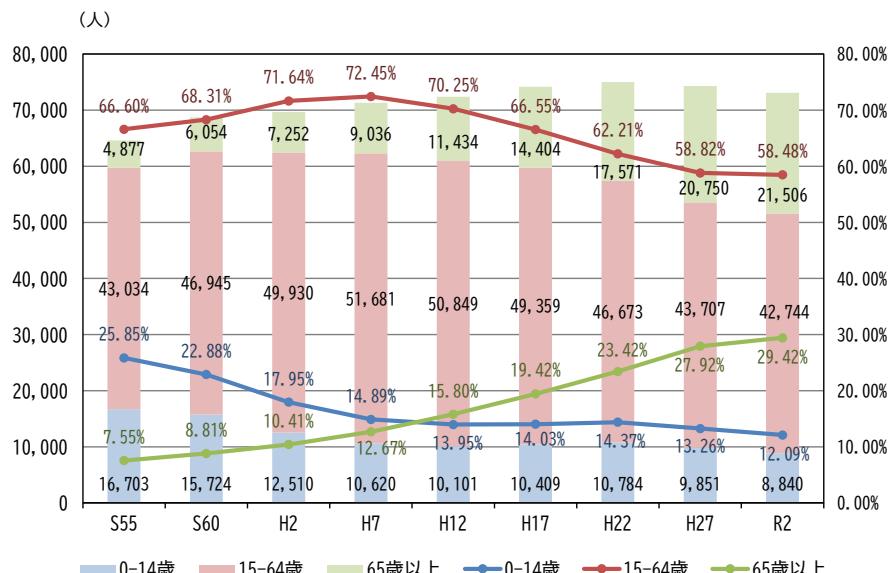
- 少子高齢化・人口減少下における持続可能な都市構造の形成
- 身近な生活圏の構築
- 中心市街地の機能維持・活性化
- 各地区に点在する拠点機能の強化
- 既存の集落地などの地域コミュニティの活力維持

①人口推移

- ・人口は、増加率が鈍化しながらも増加を続けていましたが、平成 21 年（2009 年）をピークに減少に転じています。
- ・今後、この人口減少の傾向は継続していくことが予測されています。
- ・また、少子高齢化が進行しており、特に高齢化率では、令和 2 年（2020 年）時点での数値（29.4%）は、愛知県平均（25.3%）、全国平均（28.6%）を上回っています。



■図 人口の推移 (資料：国勢調査)

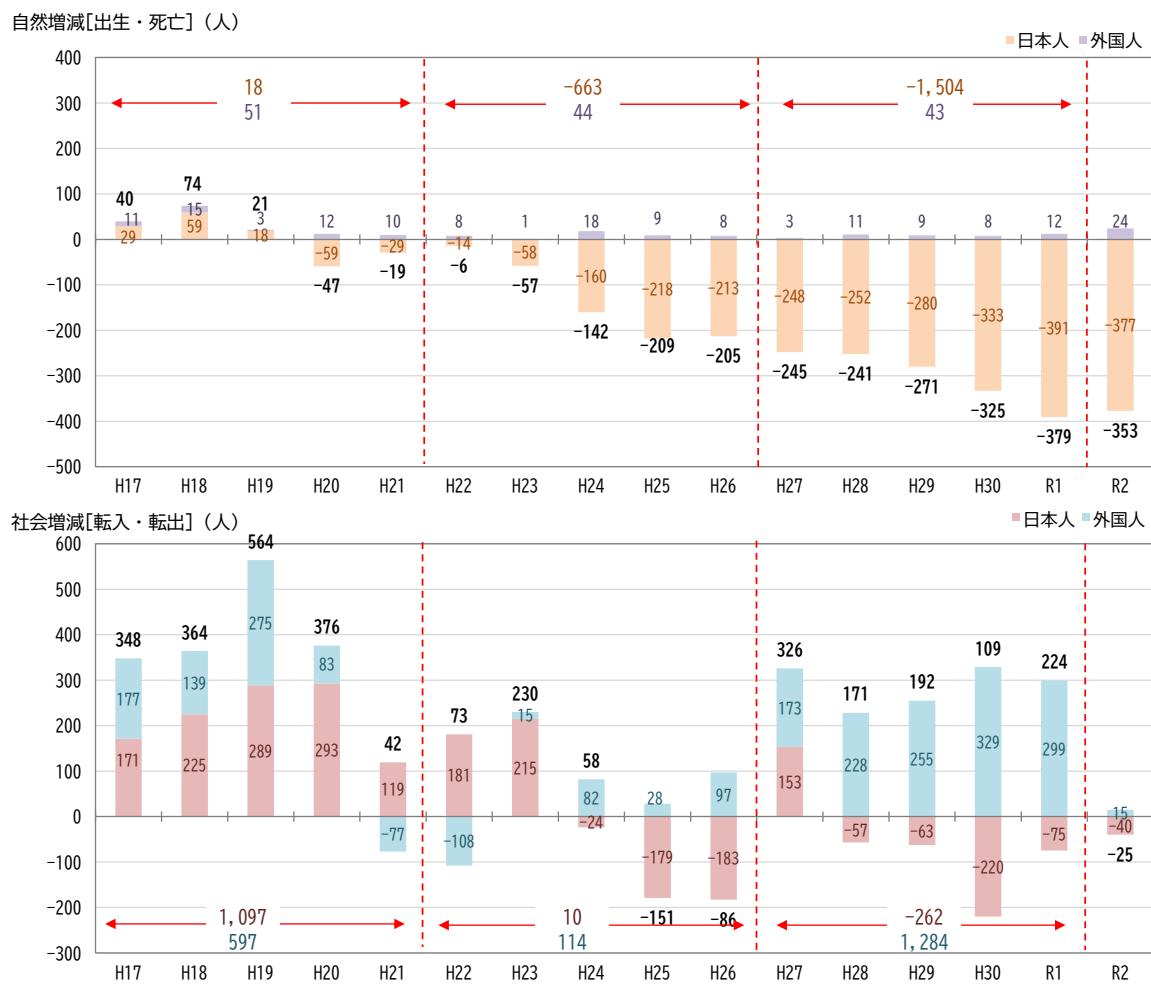
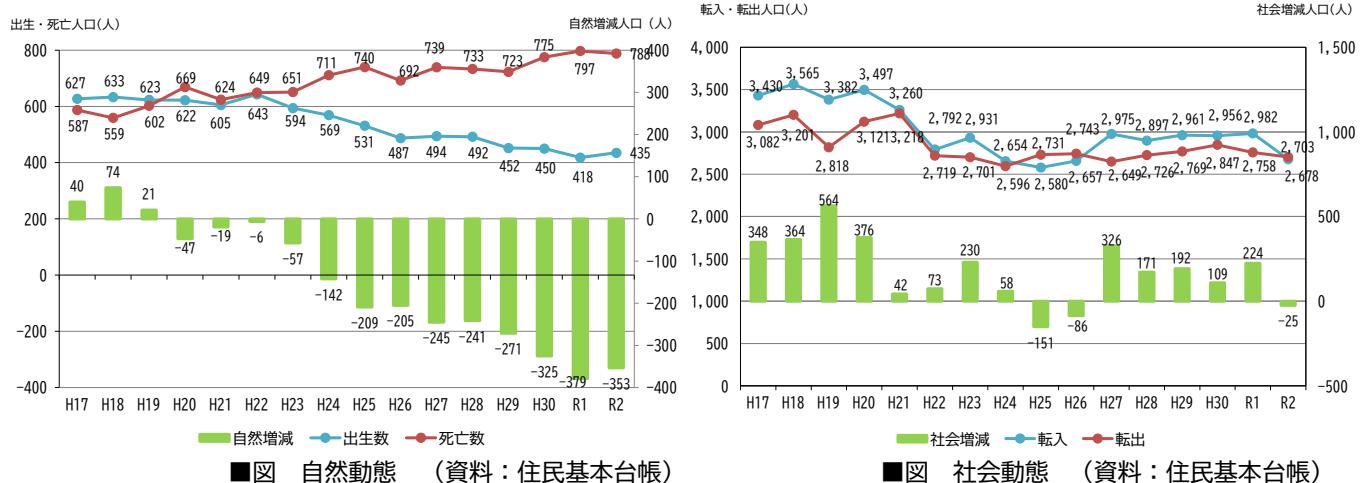


■図 年齢3区分別人口・割合の推移

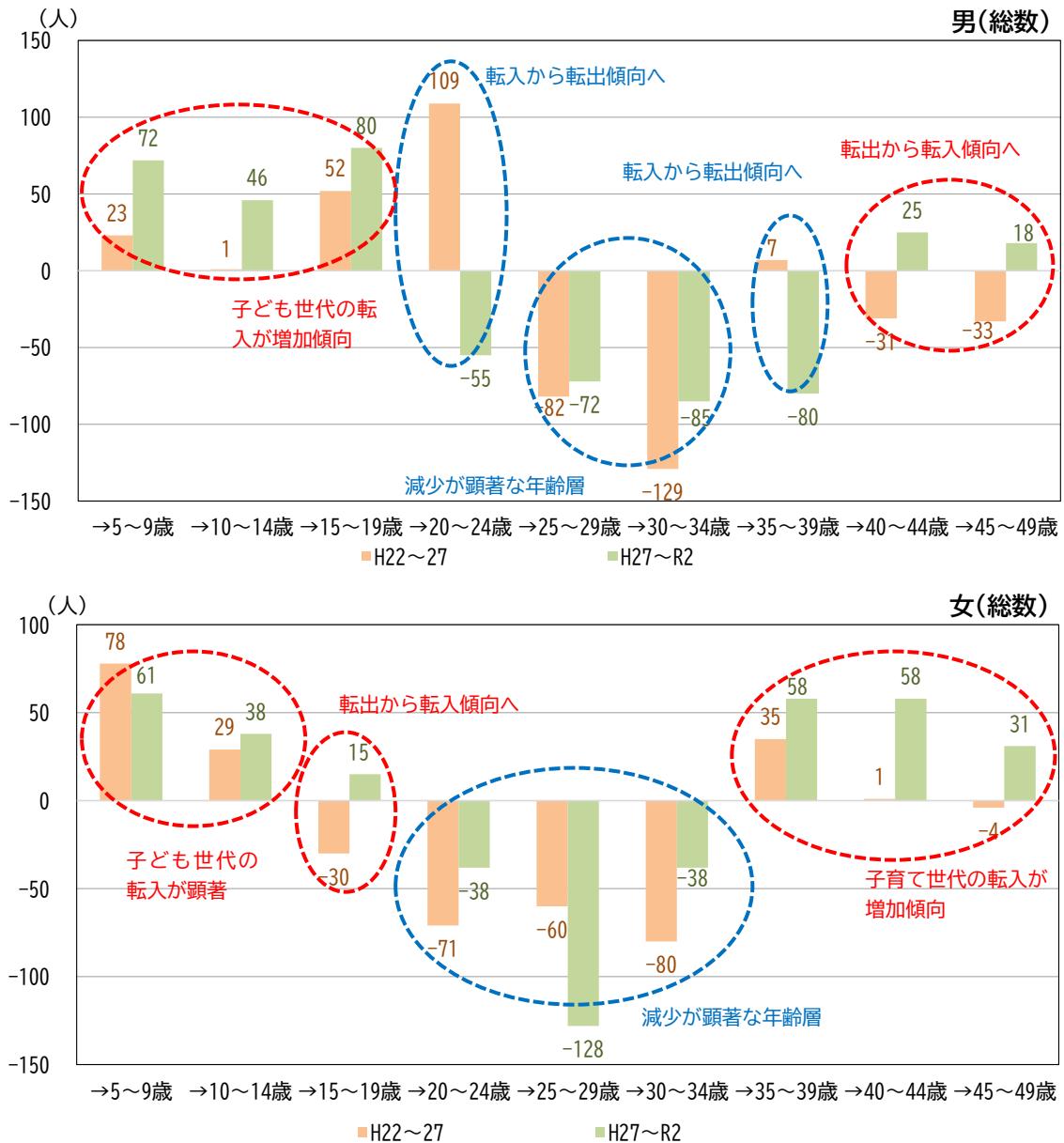
(資料：国勢調査)

②人口動態

- ・人口の自然動態をみると、平成 20 年（2008 年）以降、死亡数が出生数を上回り、自然減が続いている。また、自然減数は拡大しています。
- ・人口の社会動態をみると、平成 27 年（2015 年）以降は社会増で推移していますが、日本人と外国人の内訳をみると、近年の社会増は外国人の転入者数の増加が要因となっています。



- ・5歳階級別の人団動態をみると、男女ともに20歳代から30歳代前半の人口転出が顕著であり、進学、就職、結婚などによる若い世代の転出と考えられます。
- ・一方、過去10年間では、子育て世代の転入が増加傾向にあります。



注) 5歳階級別人口移動の算出方法

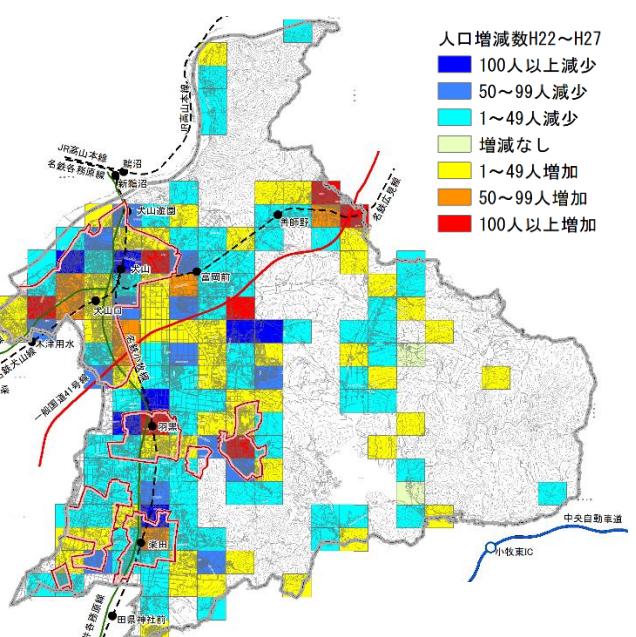
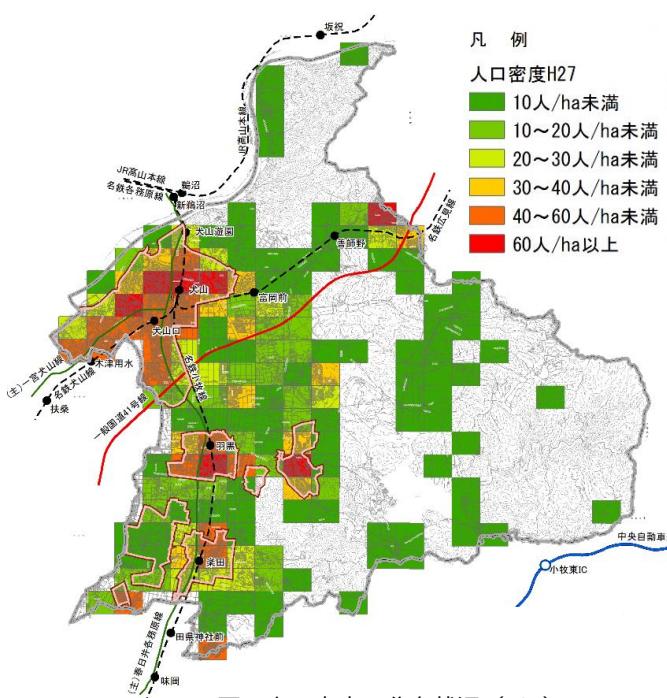
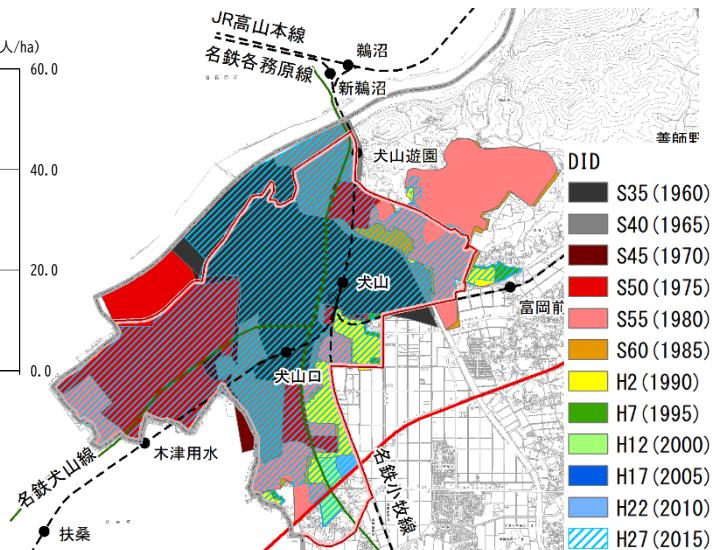
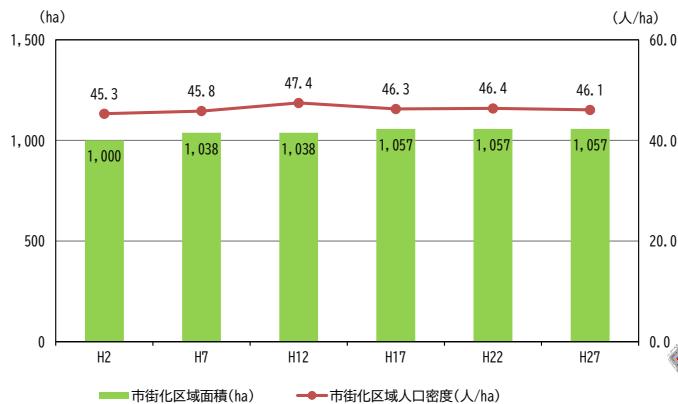
H27~R2における5~9歳の人口移動を算出する場合、H27時点で0~4歳だった人口からR2時点における5~9歳の人口を差し引くことで算出します。これにより、H27時点で0~4歳だった人口が、5年後にどれだけ増減したかを確認できます。また、若い世代の場合は死亡する確率が極めて低いことから人口の増減は社会移動によるものと考えられ、若い世代における5歳階級ごとの社会移動の傾向を把握できます。

■図 5歳階級別的人口動態

(資料:国勢調査)

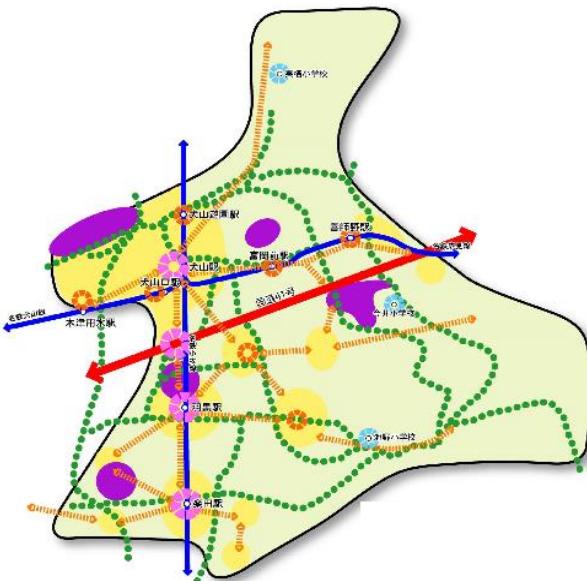
③市街化区域及び人口分布

- 平成 27 年（2015 年）現在、本市の市街化区域面積は 1,057ha です。市街化区域人口密度は 46.1 人/ha であり、DID の基準（40 人/ha）を上回っています。
- 古くから DID を形成してきた犬山駅周辺の中心市街地では、人口密度が 60 人/ha 以上と高い水準にある一方、人口減少が顕著な地区もみられます。



④拠点

- ・市街化区域が犬山駅、羽黒駅及び楽田駅を中心には広がっており、それぞれで地区の中心となる市街地を形成しています。
- ・前計画においては、主要駅である犬山、羽黒、楽田の3駅周辺と、総合病院、商業施設が立地し、コミュニティバスの集束点となる橋爪・五郎丸地区を「地区拠点」に位置づけるとともに、犬山駅周辺は、高次都市機能が集積する「都市拠点」、橋爪・五郎丸地区は、交通利便性に優れ、都市的な土地利用への転換がまとまった広がりで検討できる「新たな都市拠点」に位置づけています。
- ・また、その他の鉄道駅周辺及び郊外部の大規模住宅団地や市街化調整区域の大規模集落には「準地区拠点」を、里山集落においては「コミュニティ拠点」を位置づけています。

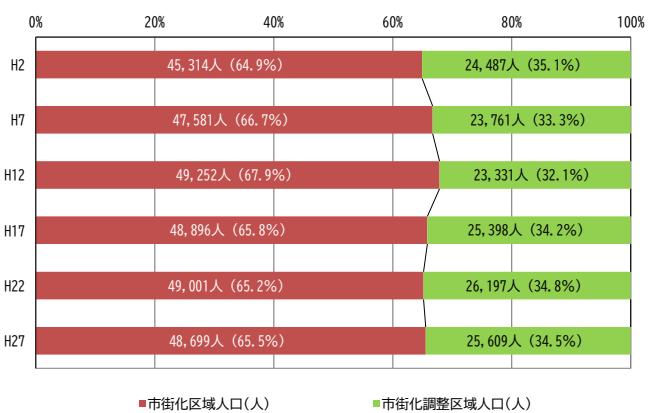


■図 拠点の分布（前計画）

(資料：犬山市)

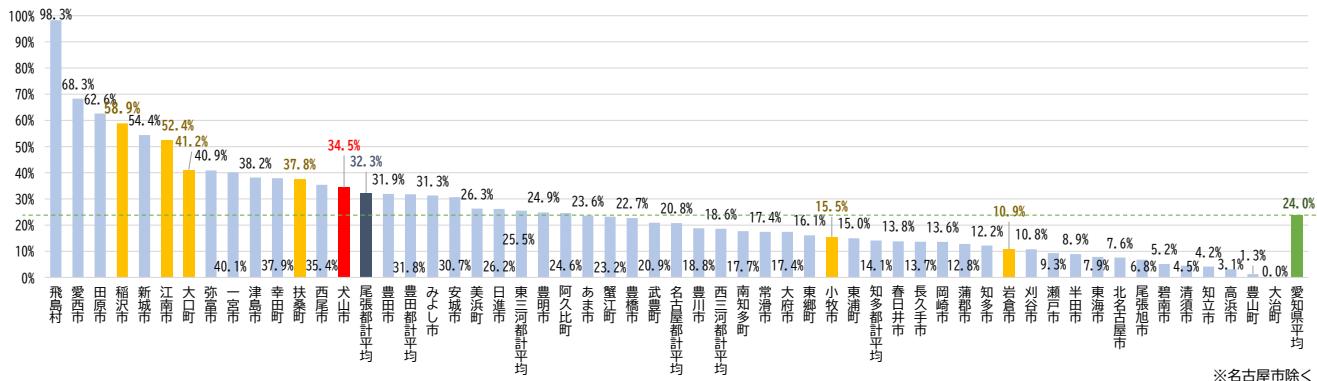
⑤市街化調整区域

- ・市街化調整区域には、四季の丘・もえぎヶ丘等の住宅団地や集落地が分布し、市全体人口の約35%が市街化調整区域に居住しています。
- ・本市の市街化調整区域において居住する人口の割合は、尾張都市計画区域にある市町の平均とほぼ同程度となっています。



■図 市街化区域と市街化調整区域の人口内訳の推移

(資料：都市計画基礎調査)

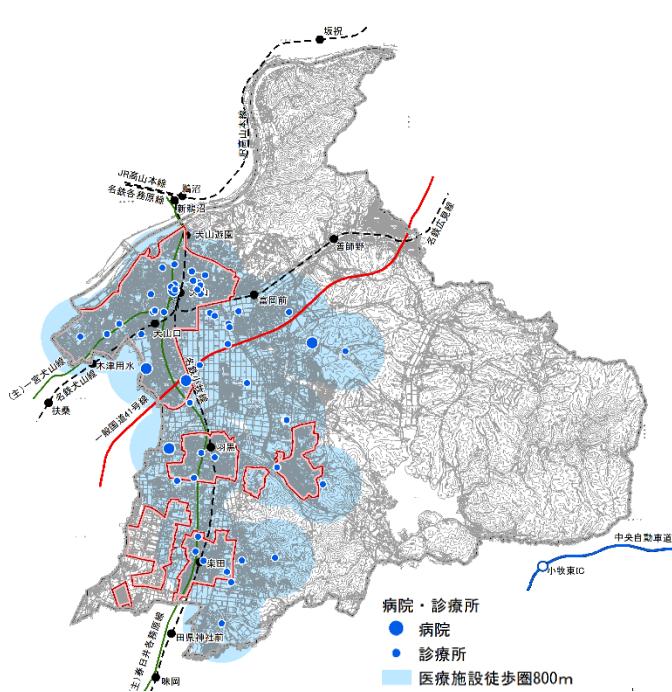


■図 愛知県市街化調整区域人口割合の比較 (H28)

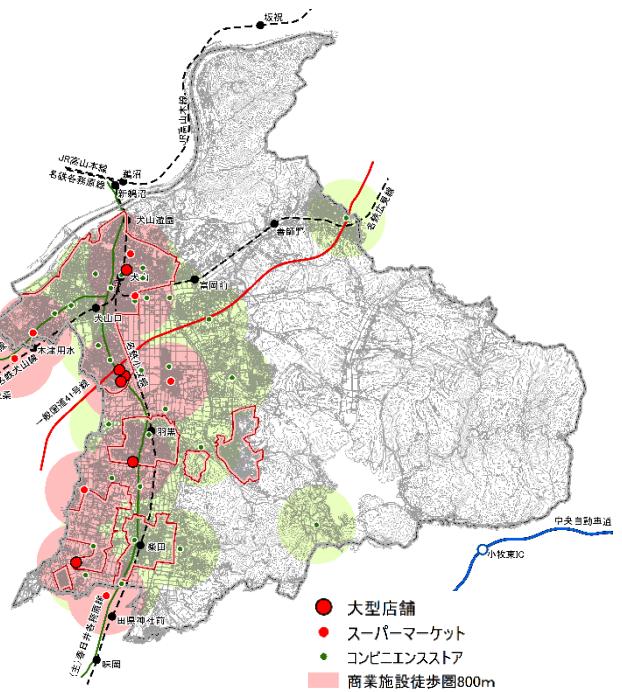
(資料：都市計画基礎調査)

⑥都市機能

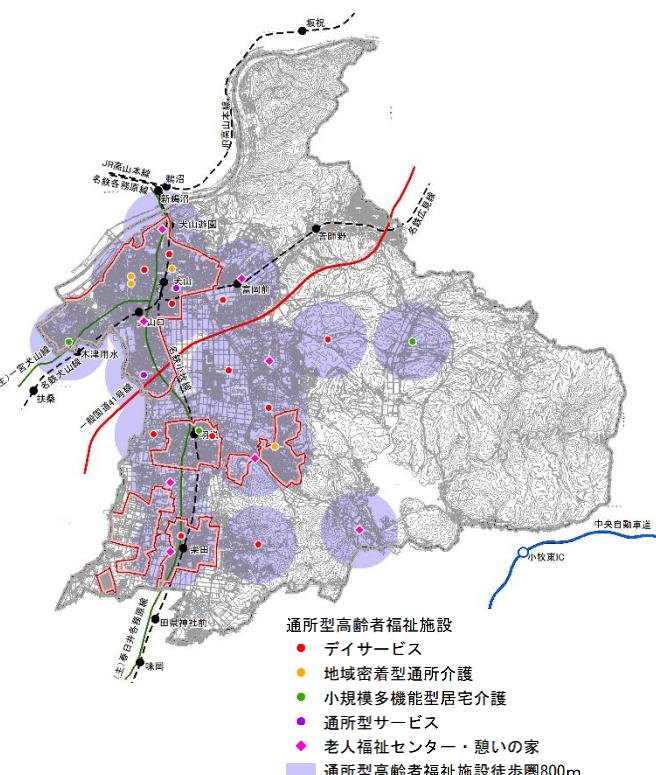
- ・医療、商業、福祉、子育てといった日常生活に密接に関連する都市機能は、市街化区域である犬山駅周辺の中心市街地や羽黒、楽田等の駅周辺地区などに広く立地し、概ね徒歩圏に分布しています。
- ・市街化調整区域については、都市機能の徒歩圏に含まれる集落地等が比較的多いものの、中山間部の集落地等では、都市機能が不足しています。



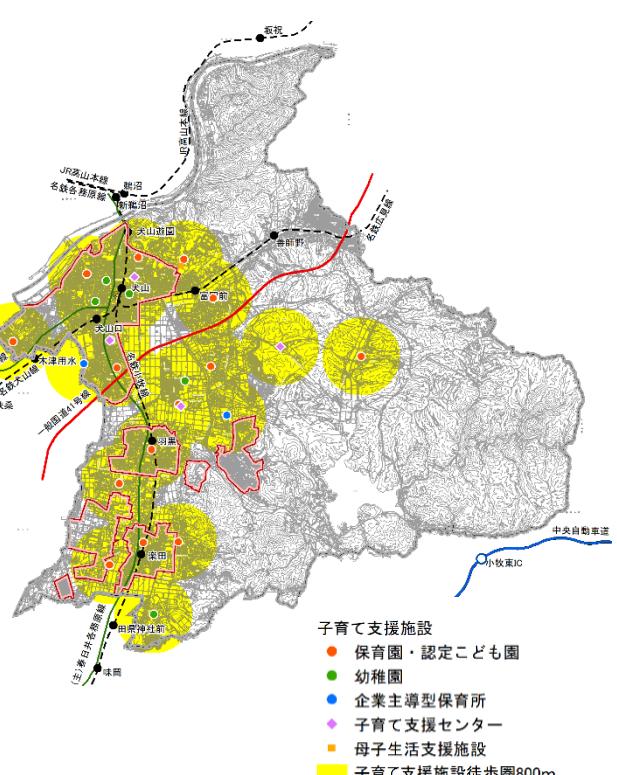
(資料：犬山市)



(資料：2023全国大型小売店総覧、iタウンページ（R3）)



(資料：犬山市、厚生労働省介護情報サービス公表システム)

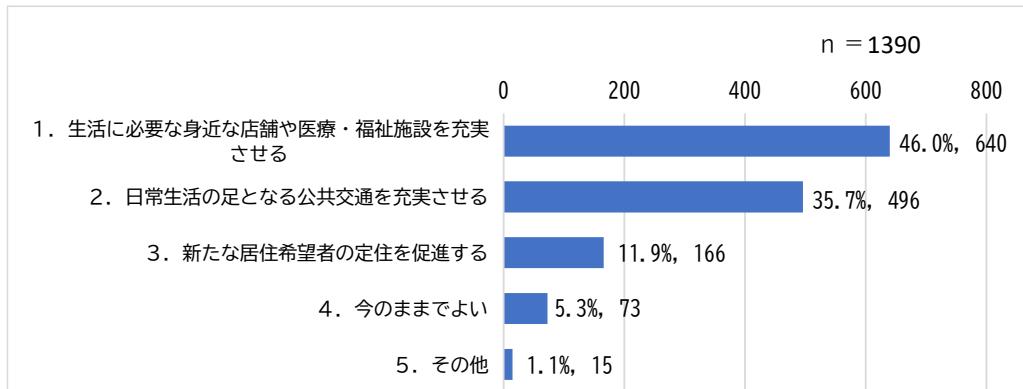


(資料：犬山市)

■図 都市機能分布状況

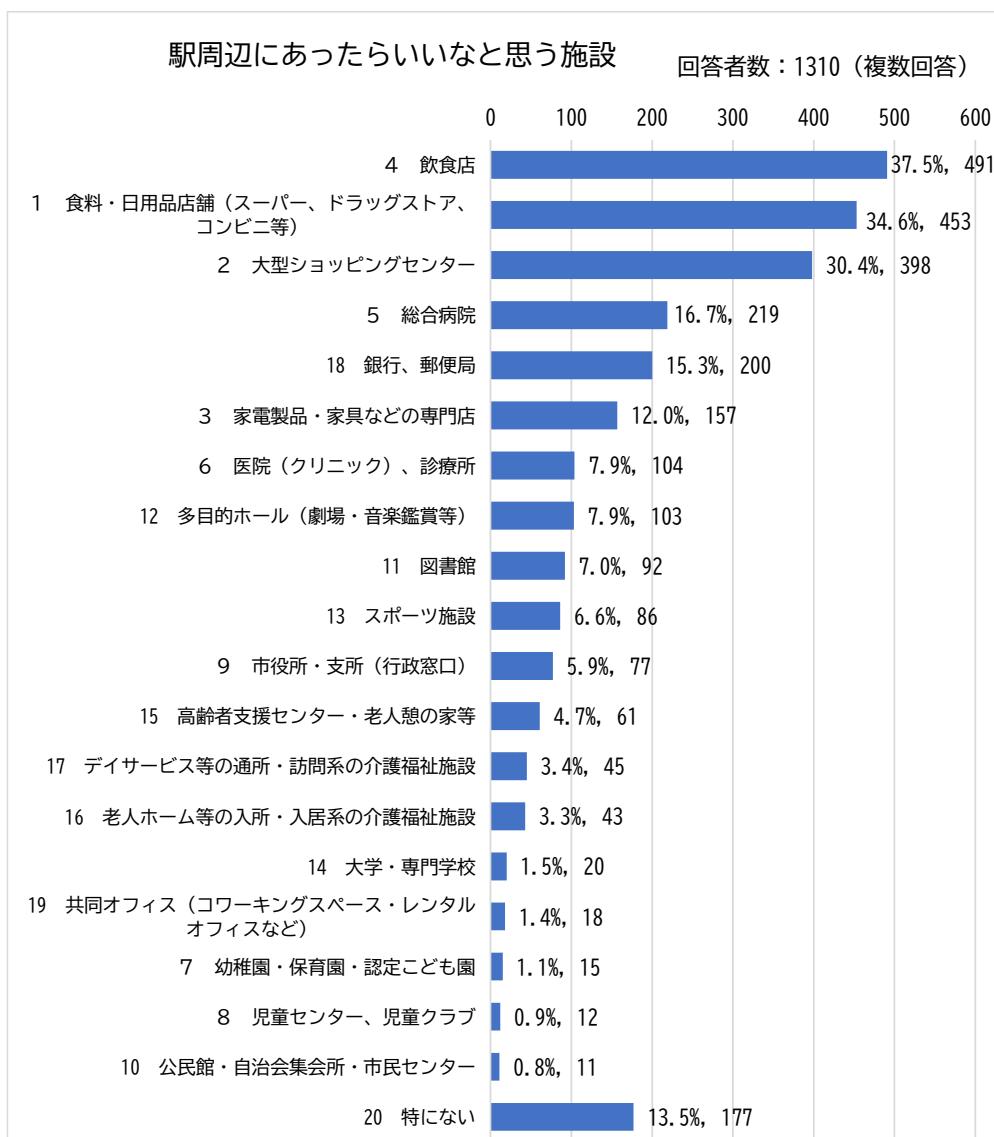
⑦市民アンケート結果

- ・集落・団地を維持するために必要なことでは、「生活に必要な身近な店舗や医療・福祉施設を充実させる」が最も多く挙げられています。



■図 集落・団地を維持する必要なこと

- ・市民アンケートでは、駅周辺にあつたらいいなと思う施設として、「飲食店」、「食料・日用品店舗（スーパー、ドラッグストア、コンビニ等）」等が多く挙げられています。



■図 駅周辺にあつたらいいなと思う施設

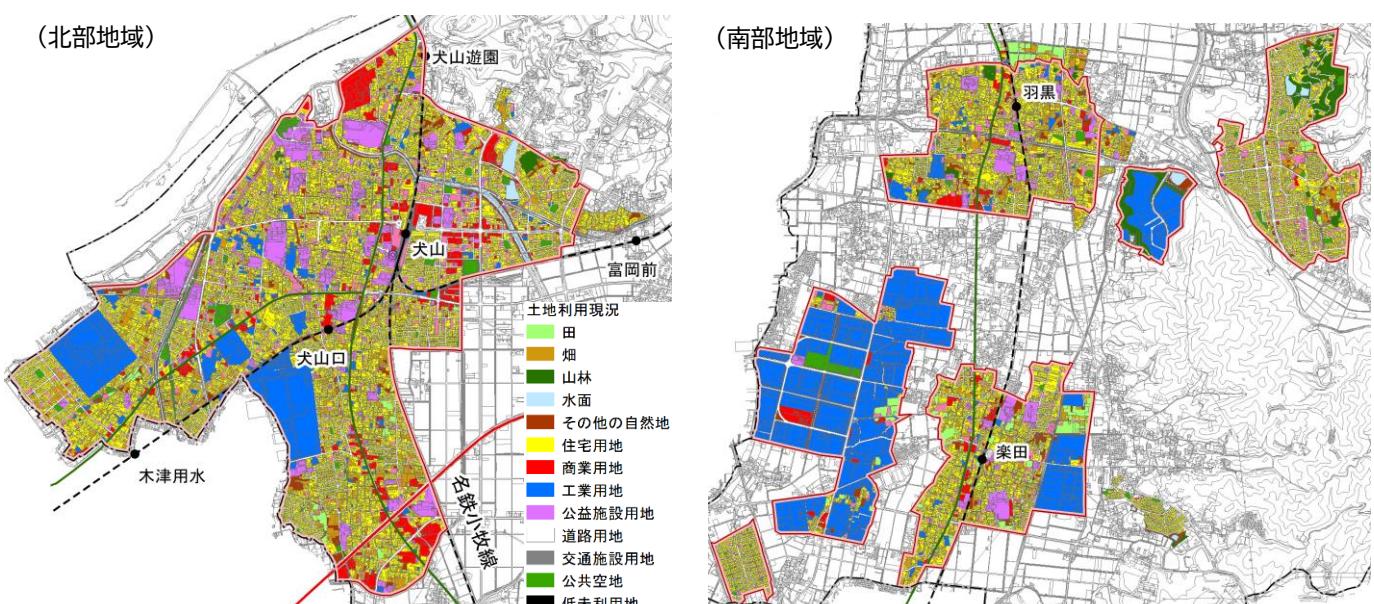
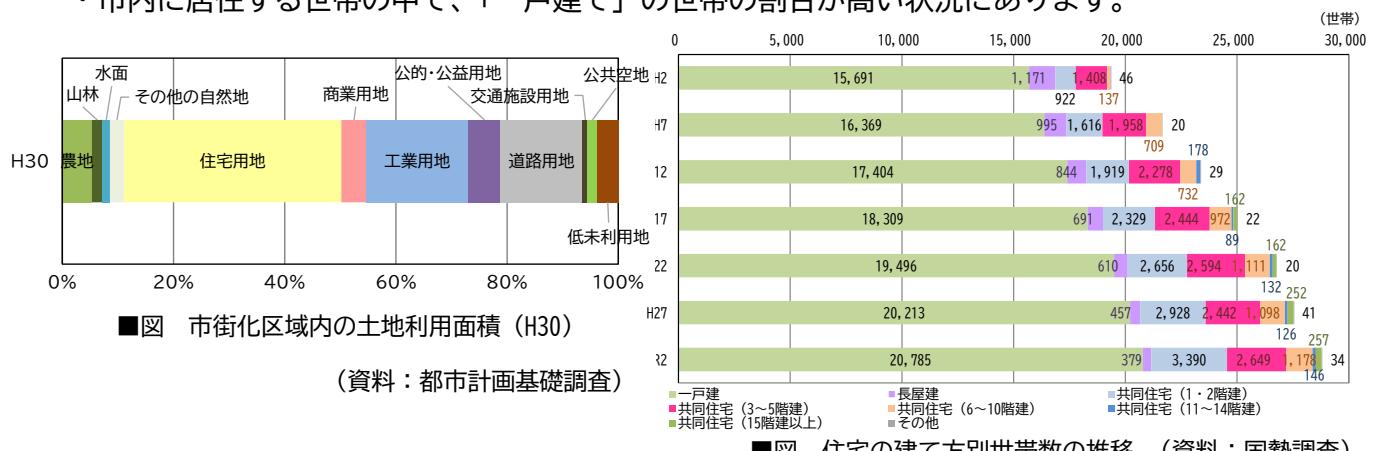
2 土地利用の視点

■基本的課題

- 戸建てや集合住宅など土地利用に応じた良好な居住環境の維持・充実
- 都市のスponジ化の抑制
- 鉄道駅や幹線道路沿道のポテンシャルを活かした商業集積の強化
- 工業集積が進む工業用地の操業環境の維持・充実
- 新たな産業立地の促進

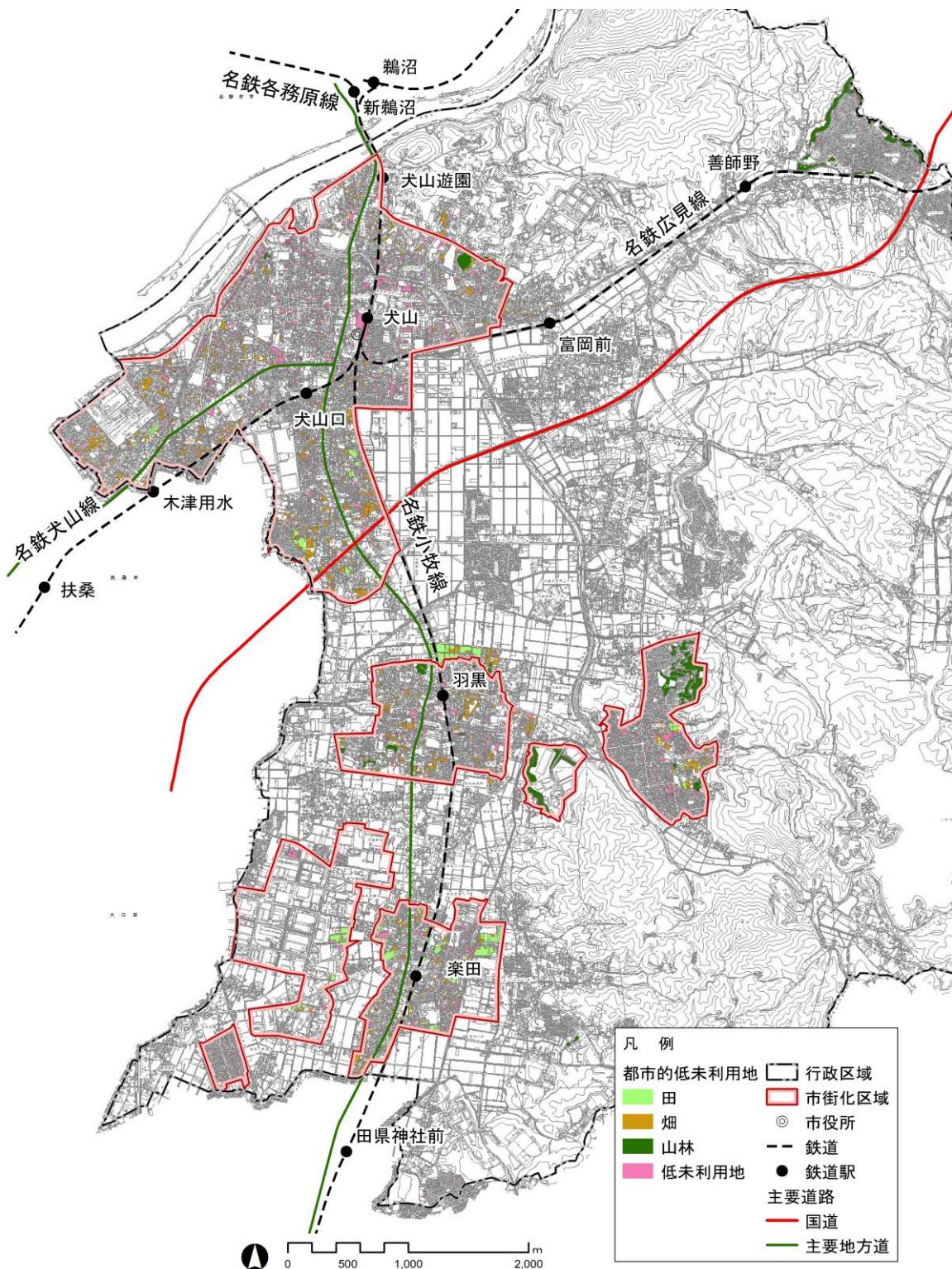
①土地利用と住宅の状況

- ・市街化区域における土地利用は、住宅用地が約44%、工業用地が約21%、商業用地が約5%を占めています。
- ・市内に居住する世帯の中で、「一戸建て」の世帯の割合が高い状況にあります。



②低未利用地の状況

- 市街化区域全体に低未利用地が広く分布しており、犬山駅周辺の中心市街地でも低未利用地が多くみられます。近年、犬山駅西にあった低未利用地にホテルが開業しています。

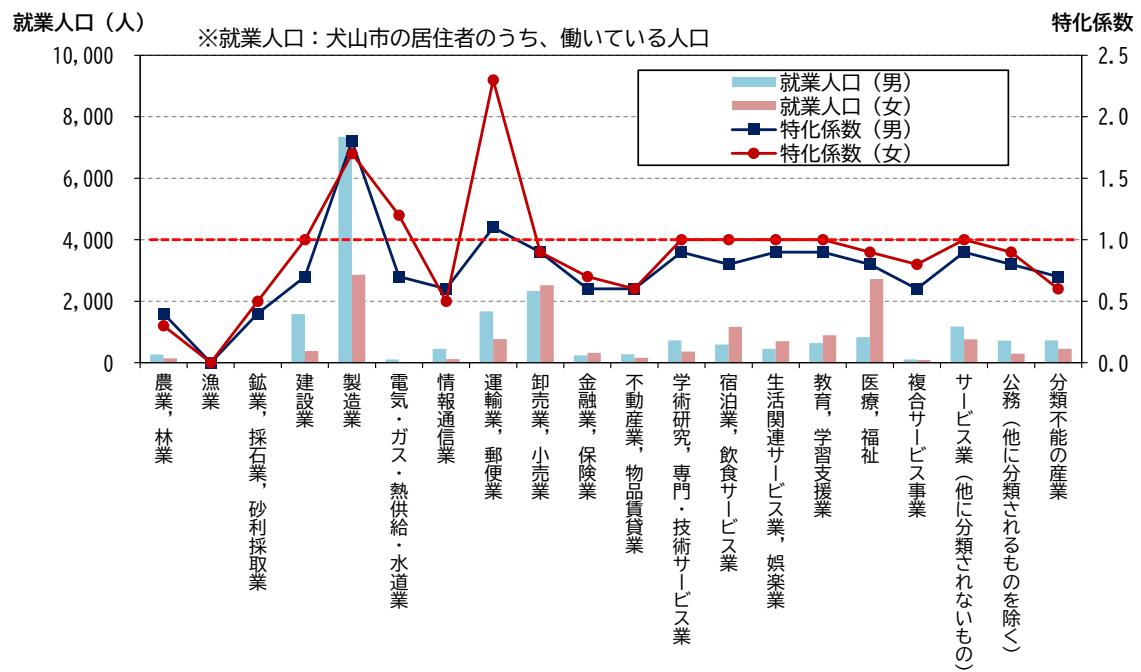


■図 都市的低未利用地の分布状況 (H30)

(資料：都市計画基礎調査)

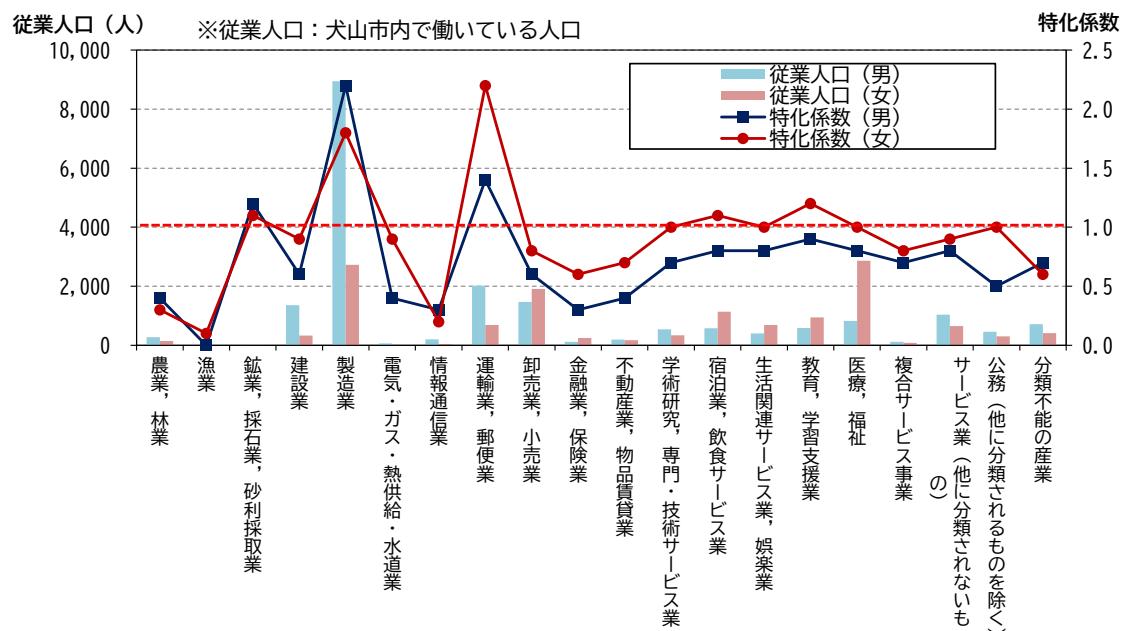
③産業構造

- ・産業構造をみると、就業者・従業者について、男女ともに製造業及び運輸業・郵便業の特化係数が高い状況にあります。



■図 就業人口と特化係数 (H27)

(資料：国勢調査)

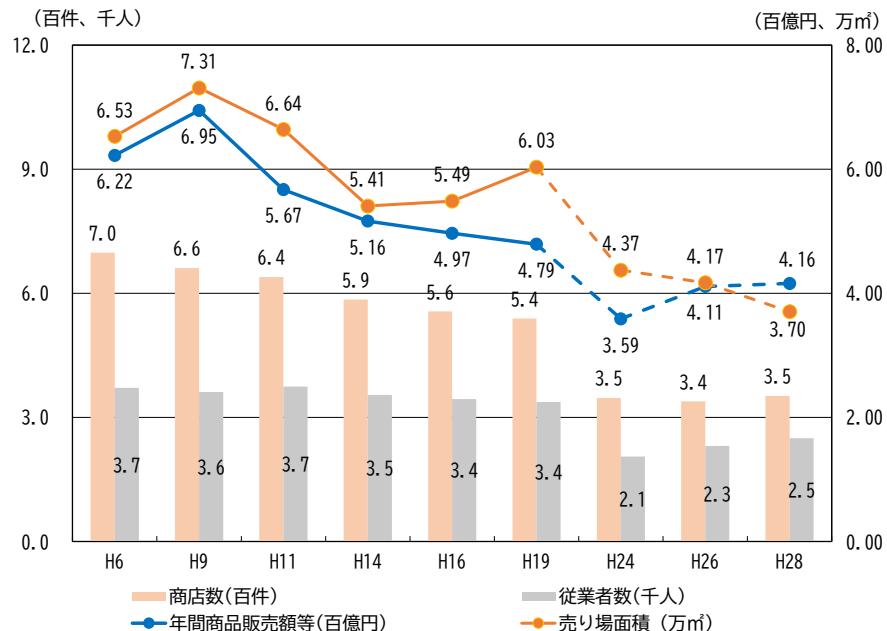


■図 従業人口と特化係数 (H27)

(資料：国勢調査)

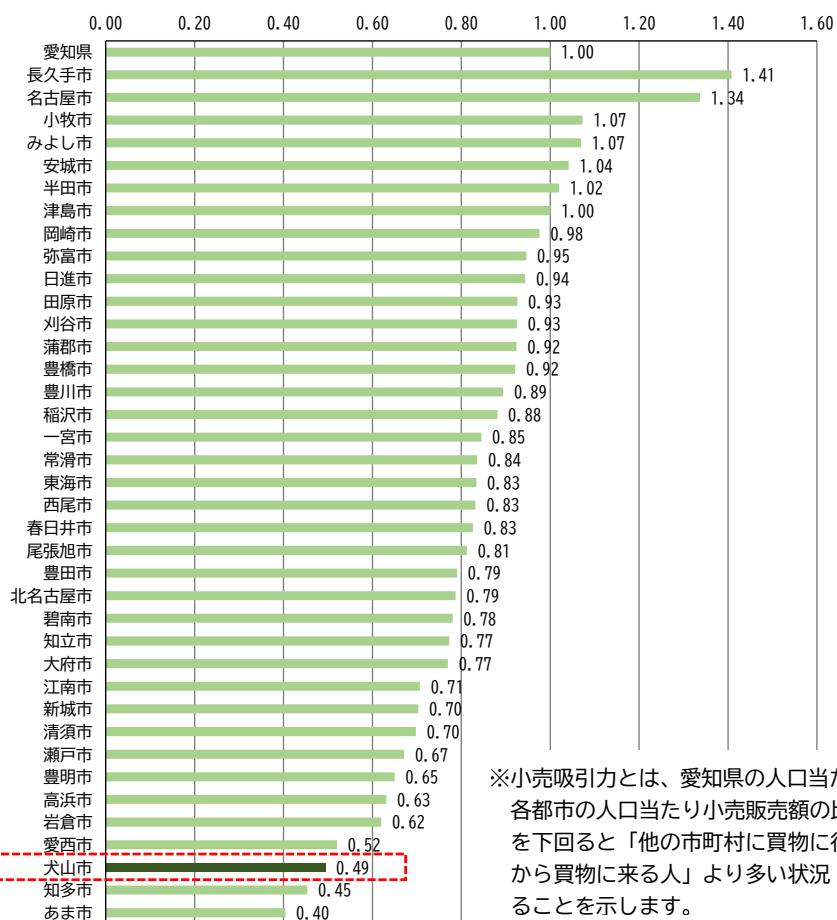
※特化係数とは、ある地域の産業別の構成比を全国の平均的な構成比と比較することで、
その地域がどの産業に特化しているかを示す指標です。

- ・また、小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額は減少傾向にあるほか、小売吸引力は 0.49 と県内各市の中と比較しても低い状況にあります。



注) 平成 26 年調査は、日本標準産業分類の第 12 回改訂および調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成 19 年調査の数値とは接続しない。また平成 24 年、28 年データは経済センサスによるもので、他の年度の商業統計調査と集計対象範囲が異なっている。

■図 小売業の動向（従業者 4 人以上）（資料：商業統計調査、経済センサス）

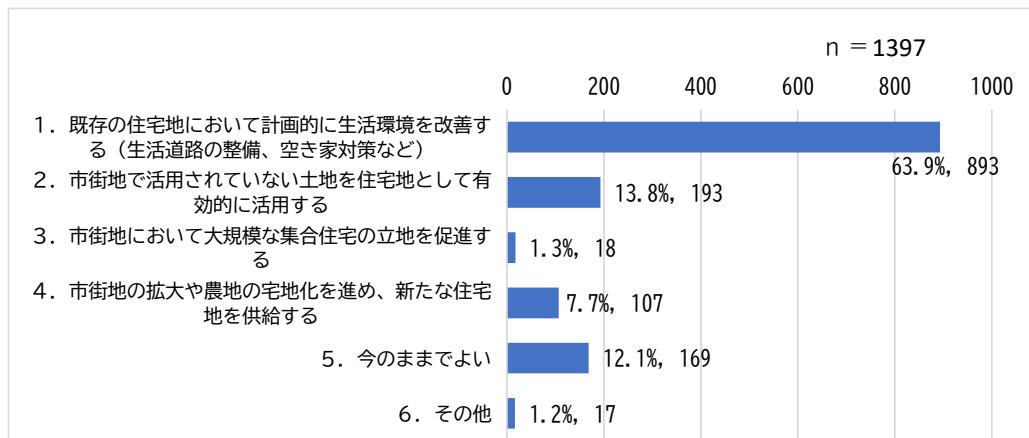


■図 小売吸引力の都市比較（愛知県下の市）

（資料：小売年間商品販売額は H28 経済センサス、人口は H27 国勢調査）

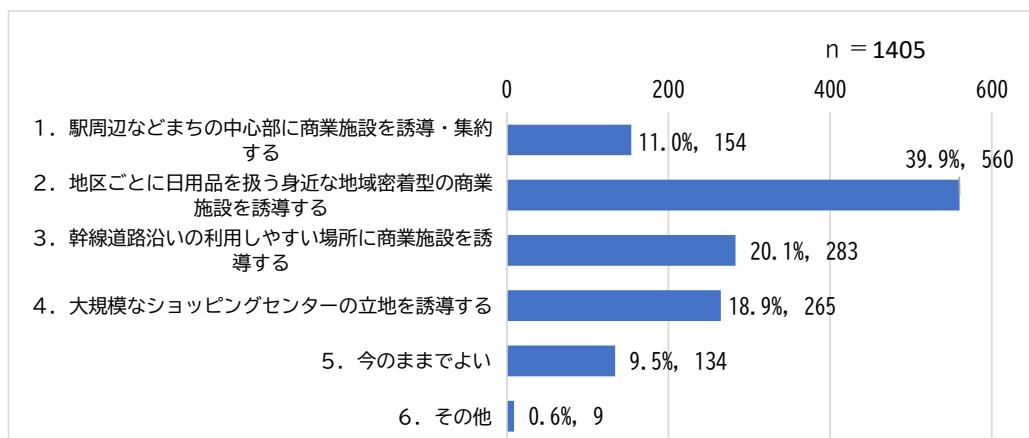
④市民アンケート結果

- ・住宅地づくりについては、「既存の住宅地において計画的に生活環境を改善する（生活道路の整備、空き家対策など）」が最も多く挙げられています。



■図 住宅地づくりについて

- ・商業地づくりについて、「地区ごとに日用品を扱う身近な地域密着型の商業施設を誘導する」が最も多く挙げられています。



■図 商業地づくりについて

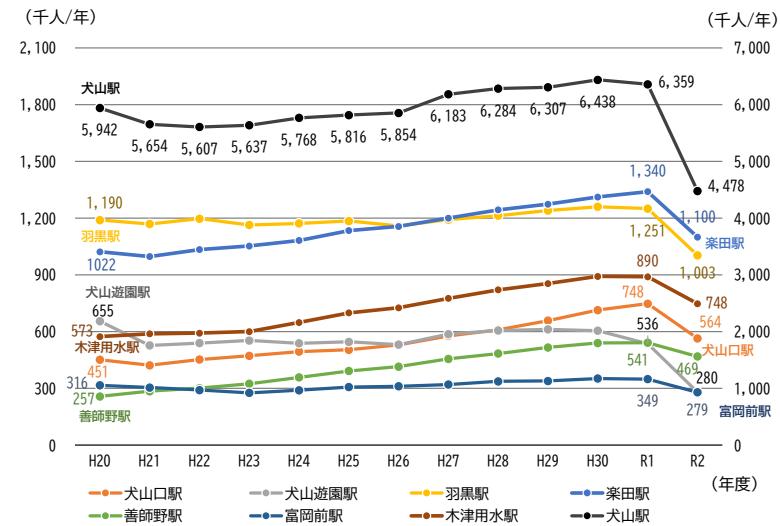
3 交通の視点

■基本的課題

- 快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築
- 交通結節機能の強化
- 環境負荷の少ない都市の構築
- 広域連携・地域間連携を促進する道路網整備
- 便利で安全な歩行者・自転車利用空間の形成

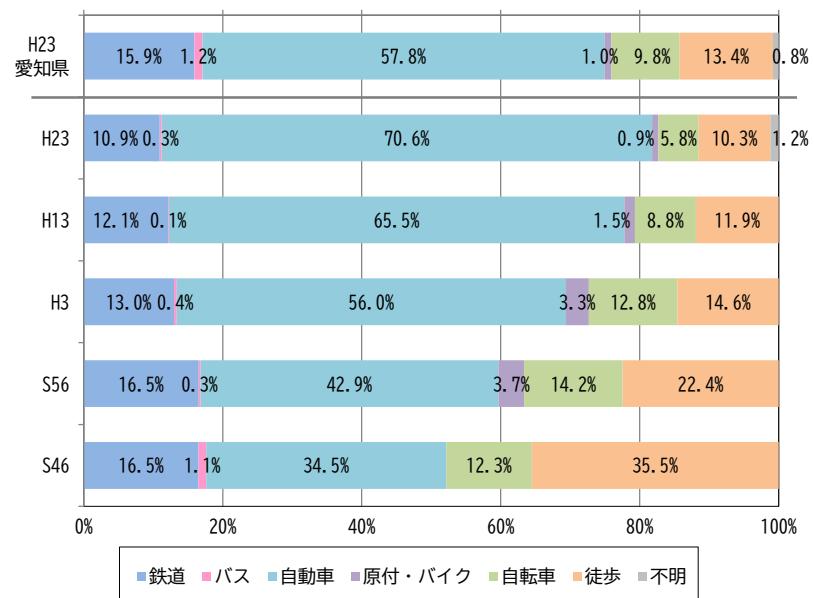
①公共交通と自動車利用の状況

- ・鉄道について、本市には犬山駅をはじめ7駅、3路線が設置されています。
- ・平成23年度（2011年度）から鉄道駅の乗降客数は増加傾向にありましたが、令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症の影響により乗降客数に大きな減少がみられます。
- ・バスについて、本市は路線バスが明治村線、リトルワールド・モンキーパーク線の2路線が運行されており、コミュニティバスの8路線が市内のほぼ全域をカバーするように運行しています。
- ・代表交通手段として、自動車の割合が昭和46年（1971年）から平成23年（2011年）の間、34.5%から70.6%へと大きく増加している一方、徒歩、自転車、原付・バイクの割合が減少しています。



■図 名古屋鉄道各駅乗降客数の推移

(資料：犬山市の統計)

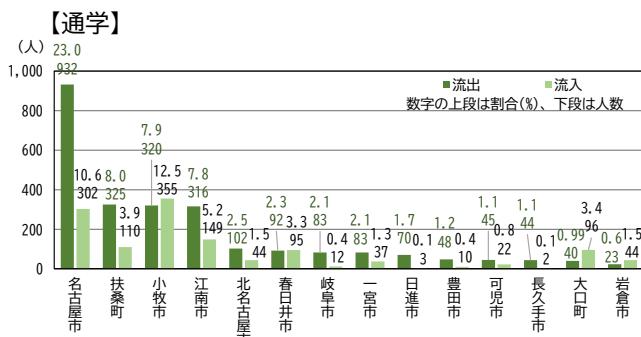
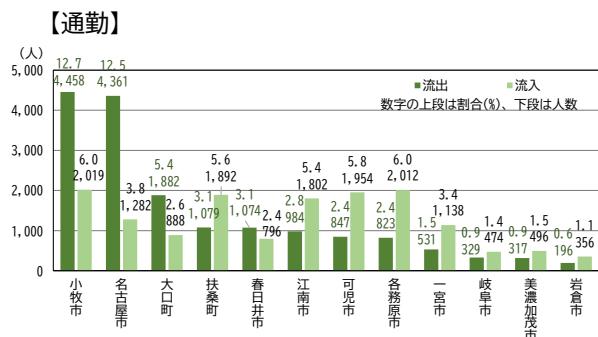


■図 代表交通手段別移動の内訳

(資料：第5回中京都市圏パーソントリップ調査)

②通勤・通学の状況

- 名古屋市の他に、小牧市、扶桑町といった周辺市町との間に、通勤流動、通学流動が多くみられます。

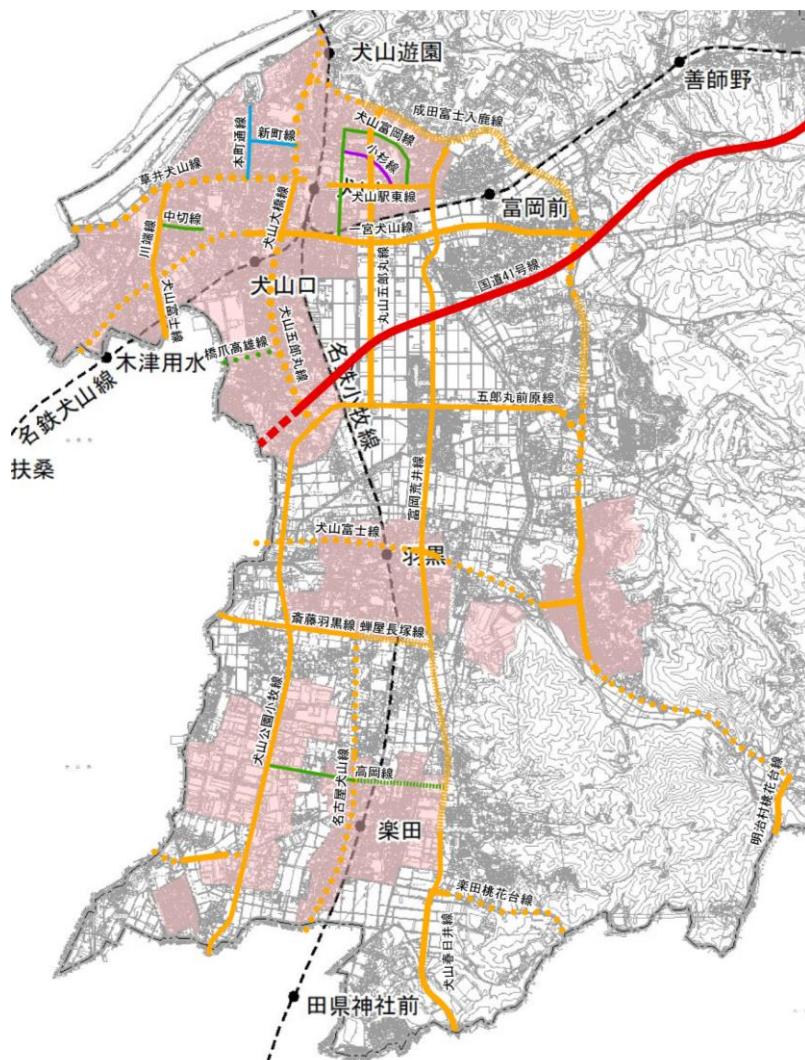


■図 通勤・通学流動 (H27)

(資料：国勢調査)

③道路の状況

- 本市における都市計画道路の整備率は、約 65.8%（令和4年（2022年）8月時点）となっていますが、未整備のほとんどが地域間をアクセスする幹線道路となっています。



■図 都市計画道路の整備状況

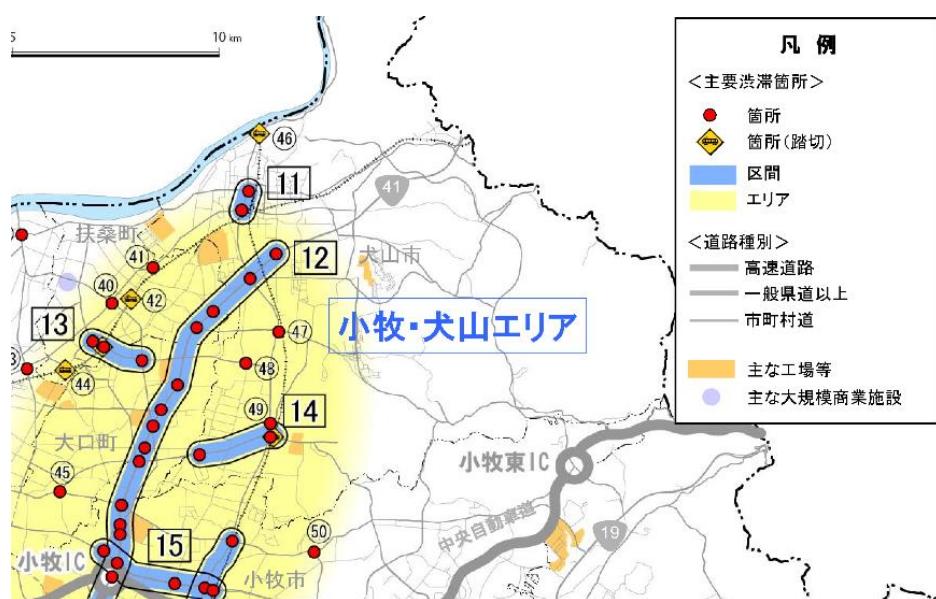
(資料：犬山市)

- ・道路（主な路線）ごとの交通量は、主要幹線の国道41号で3万台／日を超える交通量となっているほか、幹線道路である（主）春日井犬山線、（主）春日井各務原線、県道浅井犬山線等で、1～2万台／日の交通量となっています。また、国道41号や（主）春日井各務原線、県道若宮江南線の一部区間等において渋滞の発生がみられます。



■図 交通量の現況（平日 24時間）

（資料：道路交通センサス）

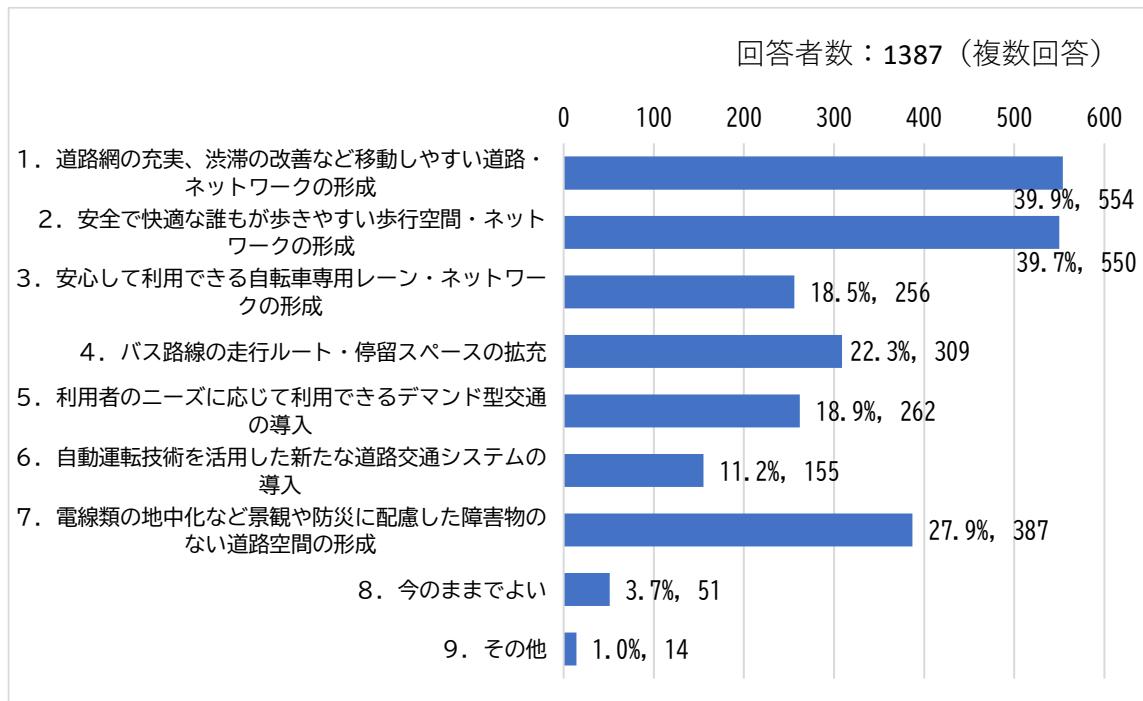


■図 主要渋滞箇所

（資料：愛知県道路交通渋滞対策推進協議会資料）

④市民アンケート結果

- ・道路交通への期待では、「道路網の充実、渋滞の改善など移動しやすい道路・ネットワークの形成」の他、「安全で快適な誰もが歩きやすい歩行空間・ネットワークの形成」も多く挙げられています。



■図 道路交通への期待

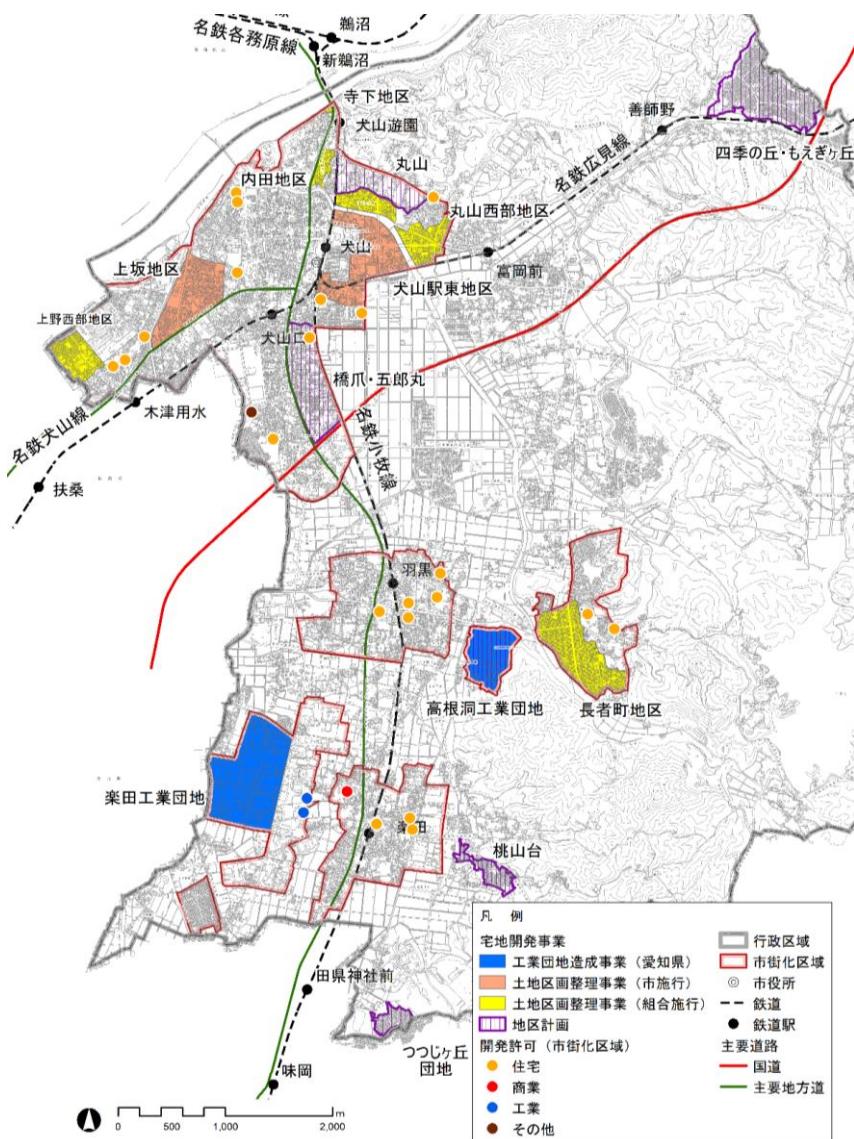
4 市街地整備等の視点

■基本的課題

- 定住を促進する暮らしやすい市街地の整備
- 郊外集落・住宅団地における都市基盤の維持改善
- 市街化区域における密集市街地や狭あい道路の解消
- 空き家・空き地の適正な管理や利活用

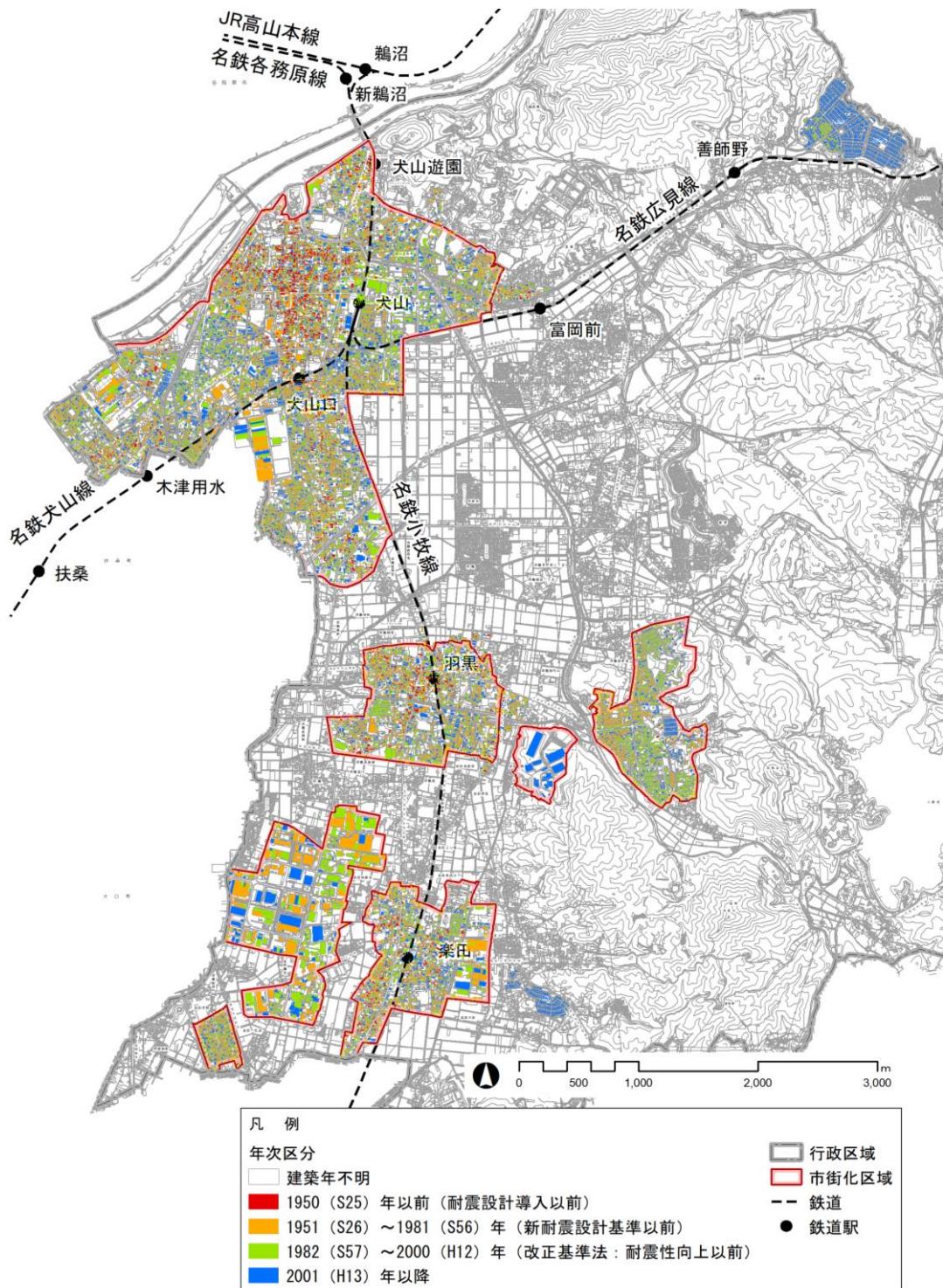
①市街地等の整備状況

・土地区画整理事業は9地区、計150.22ha、市街化区域の約14.2%で実施されています。地区計画は市内の6地区、計135.3haの区域に定められており、そのうち3地区は市街化調整区域における住宅地開発、1地区は工業団地となっています。市街化区域における住宅地を主とした地区計画では地区施設として道路や公園が位置付けられ、地区施設整備による良好な住環境の形成を目指しています



②老朽建築物の分布

- ・犬山城下町をはじめ古くから形成してきた市街地においては、建築年が古い建物が密集しており、狭い道路などにより建物の更新が進まない場合があります。

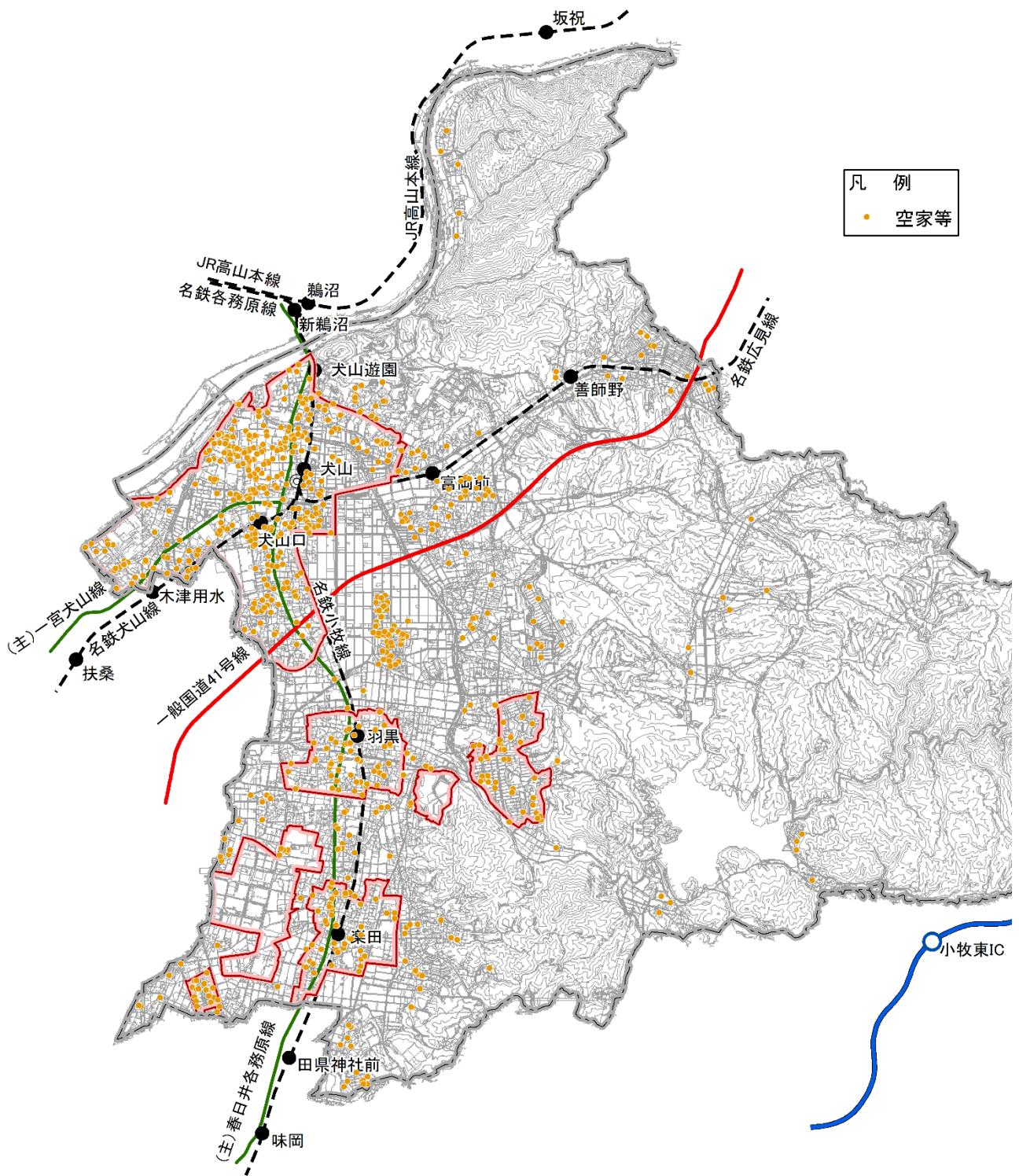


■図 建築年代別の建築物分布状況

(資料：都市計画基礎調査)

③空き家の分布

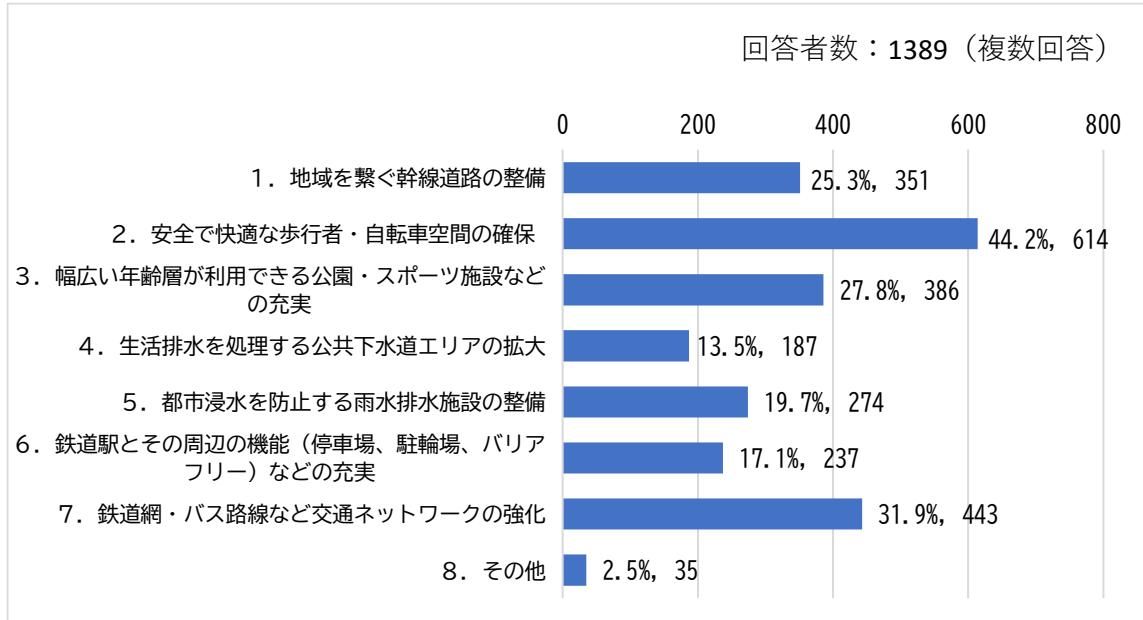
- 空き家については、犬山駅周辺の中心市街地や羽黒駅、楽田駅の周辺といった地区拠点となる市街地においても多く分布しています。



(資料：犬山市「空家等実態調査」(令和2年12月21日～令和3年1月31日))

④市民アンケート結果

- ・都市の活動を支える施設（道路、下水道、交通等）については、「安全で快適な歩行者・自転車空間の確保」が最も多く挙げられています。



■図 都市の活動を支える施設（道路、下水道、交通等）について

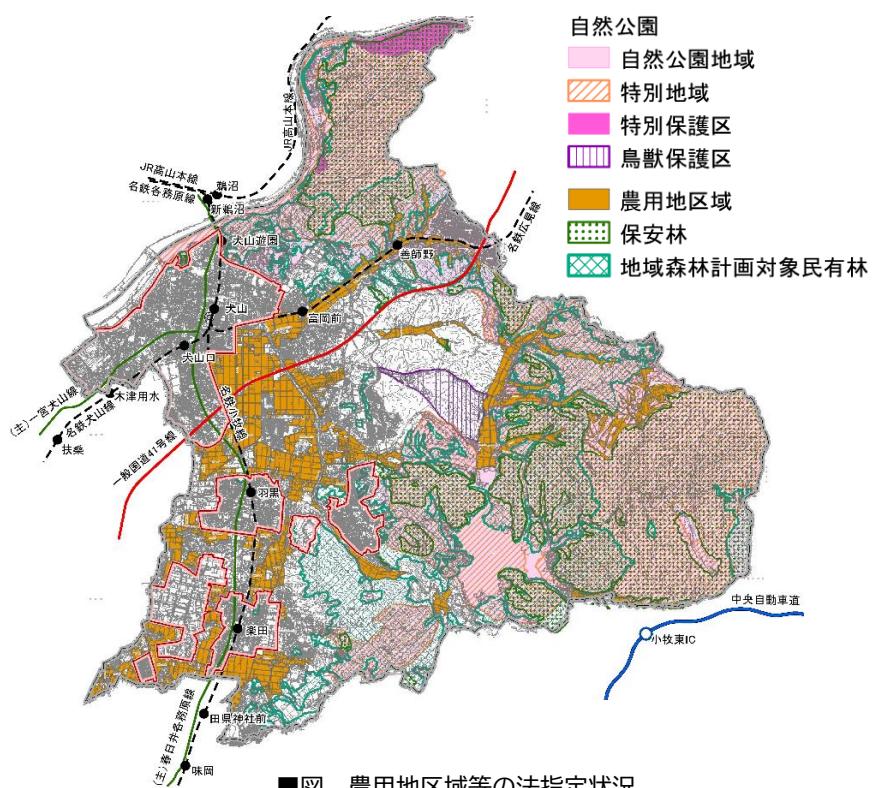
5 都市環境の視点

■基本的課題

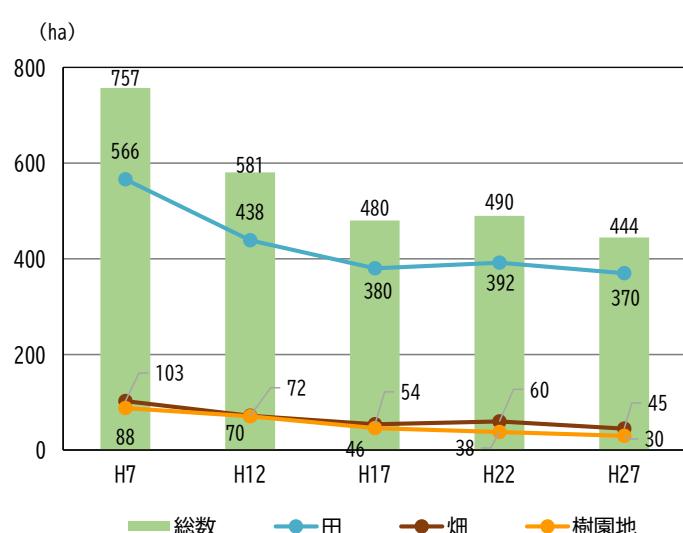
- 自然との共生と低炭素・循環型社会の形成
- 公園緑地の保全・活用
- 歴史文化資源の保全・活用
- ランドマークとなる景観形成
- 地域特性を生かした景観形成

①自然環境

- ・西部や南西部の低地、東部の丘陵地において農用地区域、北部及び東部の丘陵地において保安林が指定されています。
- ・また、北部及び東部の丘陵地の大部分は、飛騨木曽川国定公園に指定されています。
- ・経営耕地面積は、平成7年以降、大幅に減少しており、田の面積の減少が最も大きくなっています。



(資料：国土数値情報)

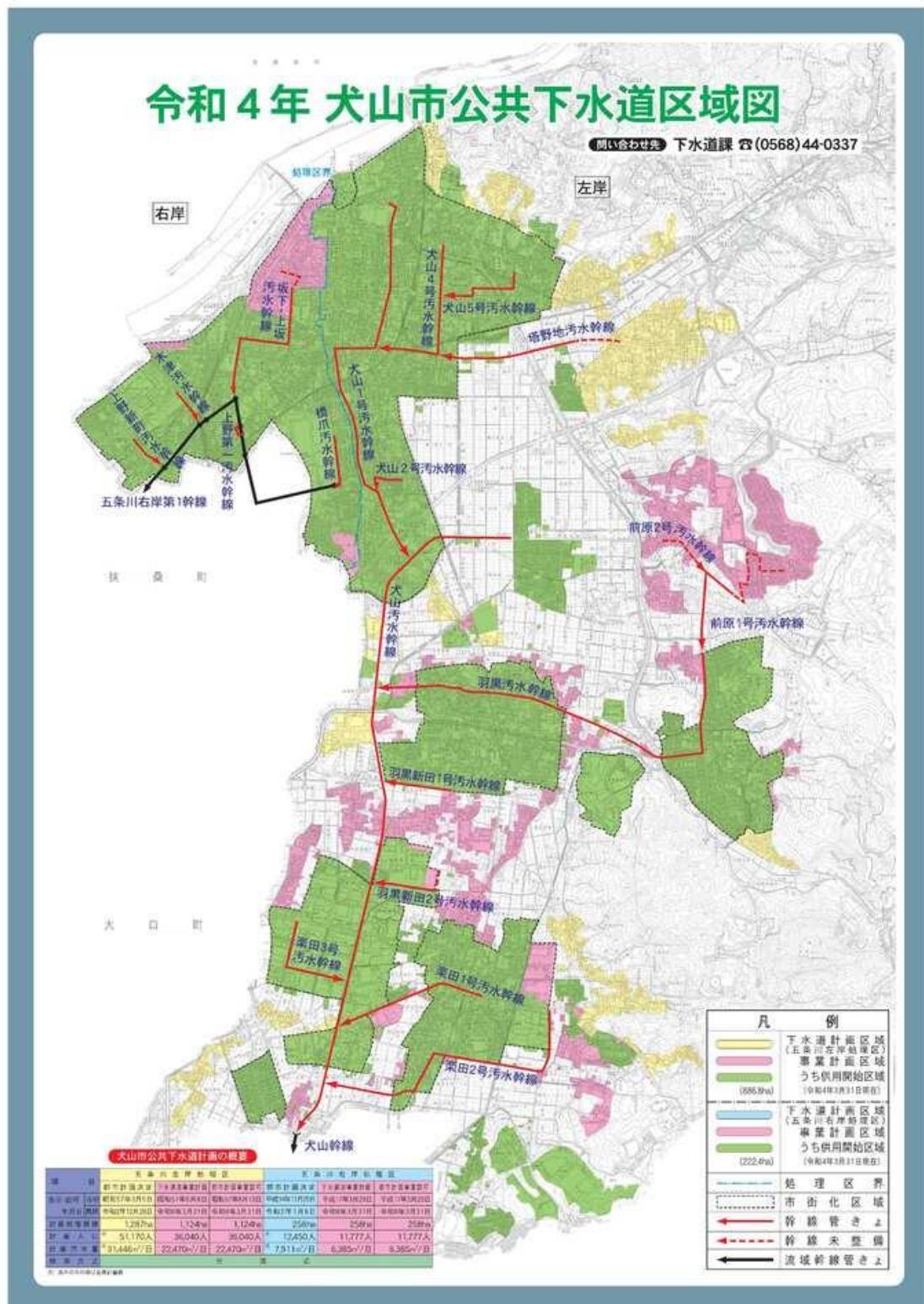


■図 経営耕地面積の推移

(資料：愛知県統計年刊（農林業センサス）)

②公共下水道の普及状況

- ・公共下水道普及率は、令和4年（2022年）3月31日時点で行政区域人口に対して約71.2%となっています。

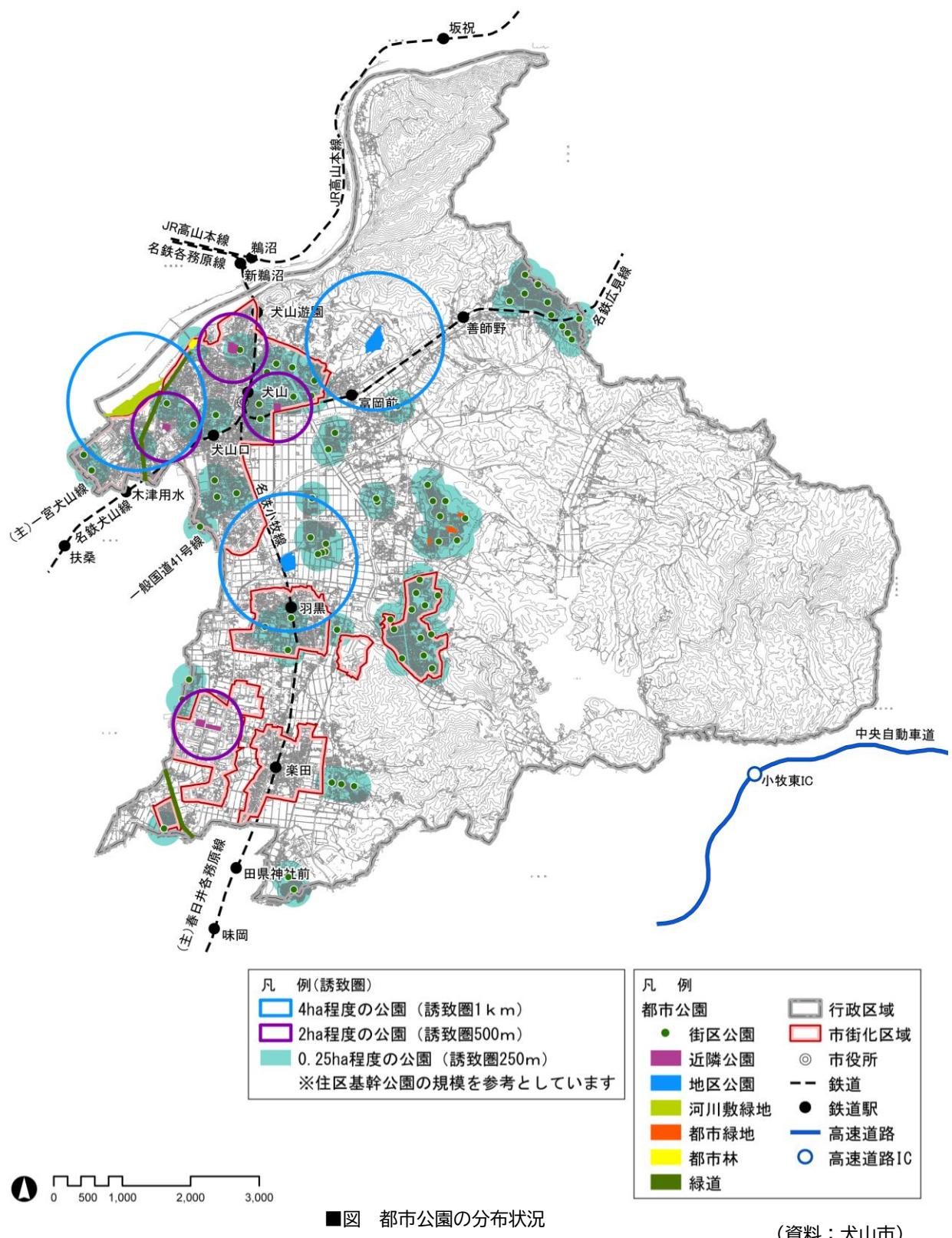


■図 令和4年 犬山市公共下水道区域図

(資料：犬山市)

③都市公園と緑地の状況

- ・都市公園や緑地について、本市においては住区基幹公園として地区公園2箇所、近隣公園4箇所、街区公園68箇所、計74箇所が整備されており、そのほかに河川敷緑地1箇所、都市緑地3箇所、都市林1箇所、緑道1箇所が整備されています。
- ・市街化区域においては、犬山駅西側、犬山口駅周辺や楽田駅周辺の市街地の中心部において、住区基幹公園の誘致圏外エリアが分布しています。



(資料：犬山市)

④歴史文化を背景とした景観

- ・日本最古の天守といわれる国宝犬山城天守があり、その城下町には、趣の残る社寺や町家など歴史的な町並みが残っています。
- ・また、大縣神社、東之宮古墳、青塚古墳といった文化財は、地域のシンボルであり、それぞれの地域の歴史や文化を象徴する重要な資源となっています。
- ・一方で、建造物の老朽化、観光との調和・共存など継続的な保存、活用、継承に関する多くの課題を抱えています。



■写真 犬山城



■写真 史跡青塚古墳

⑤豊かな自然景観

- ・木曽川や東部の丘陵地のような雄大な自然景観があり、また、市街地を流れる郷瀬川や五条川などの河川、丘陵地帯を中心に数多く分布するため池、田園や里山など、身近な自然景観等も多く見られます。



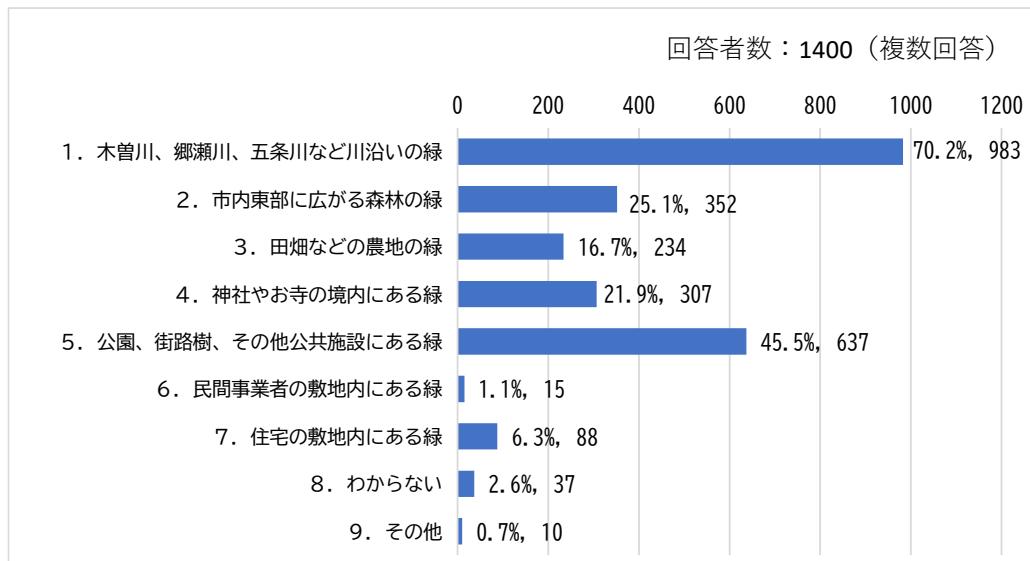
■写真 名勝木曽川



■写真 五条川

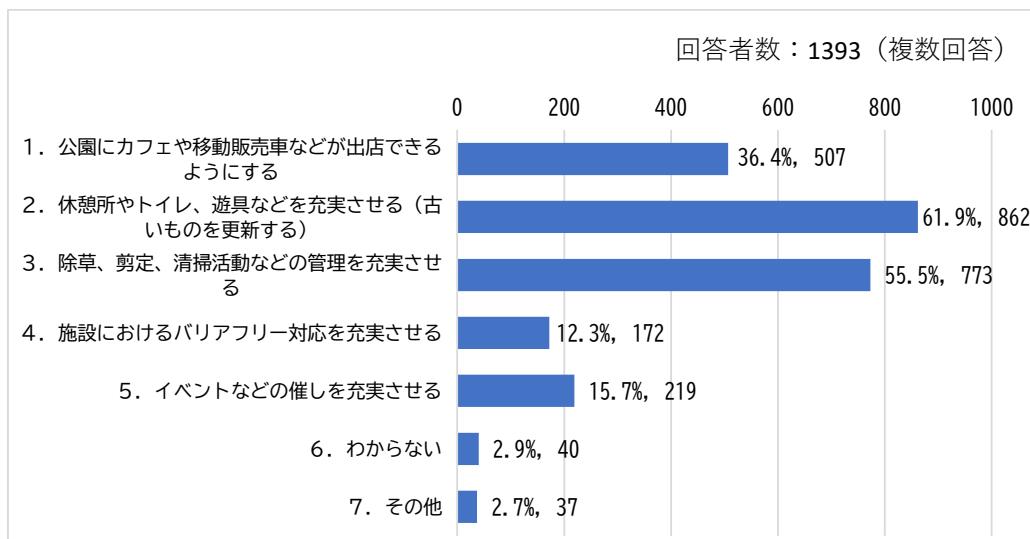
⑥市民アンケート結果

- ・緑の保存・活用については、「木曽川、郷瀬川、五条川など川沿いの緑」が最も多く挙げられています。



■図 緑の保存・活用について

- ・公園、緑地の利用については、「休憩所やトイレ、遊具などを充実させる（古いものを更新する）」が最も多く挙げられており、この他に「除草、剪定、清掃活動などの管理を充実させる」、「公園にカフェや移動販売車などが出店できるようにする」が多くなっています。



■図 公園、緑地の利用について

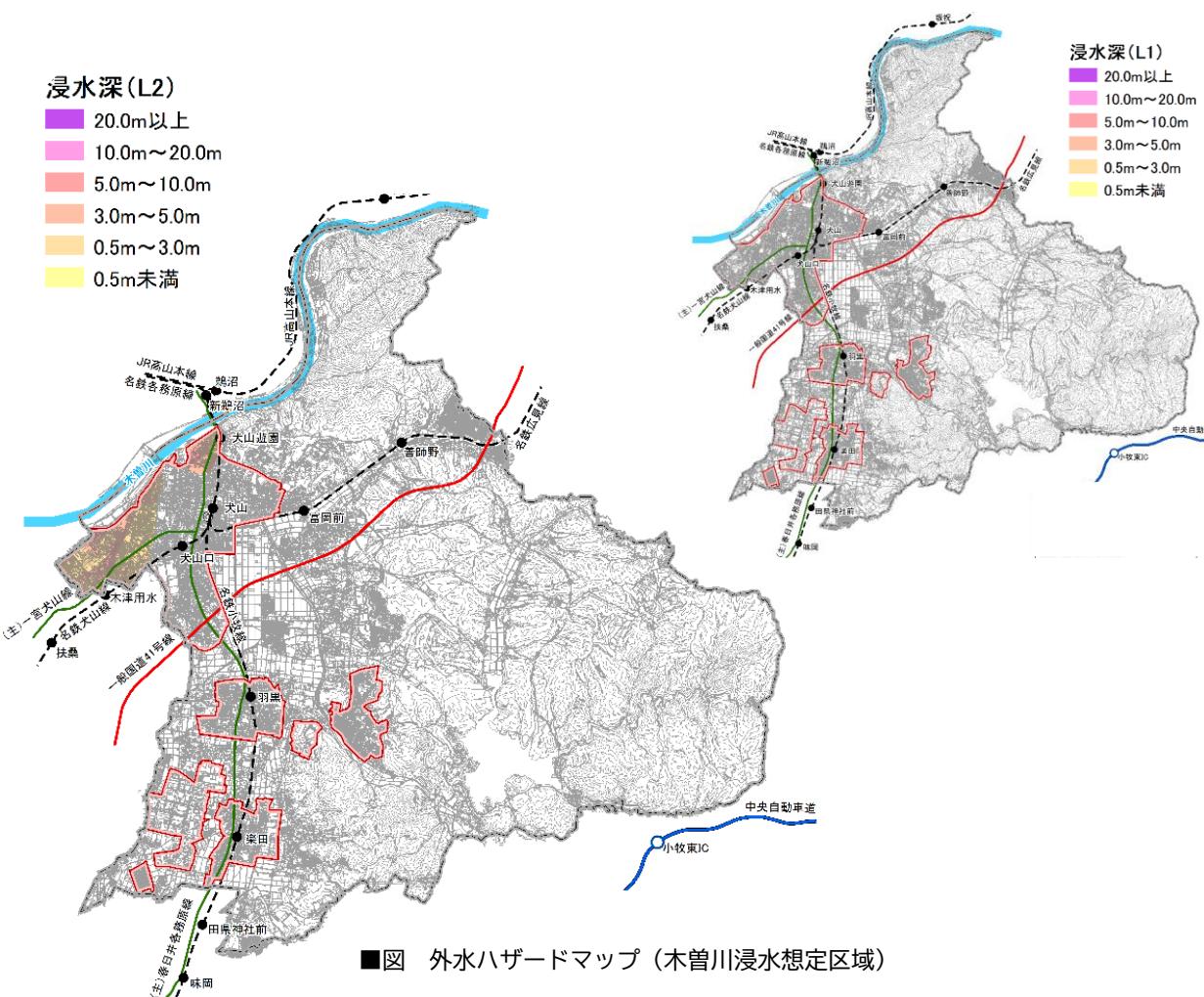
6 都市防災の視点

■ 基本的課題

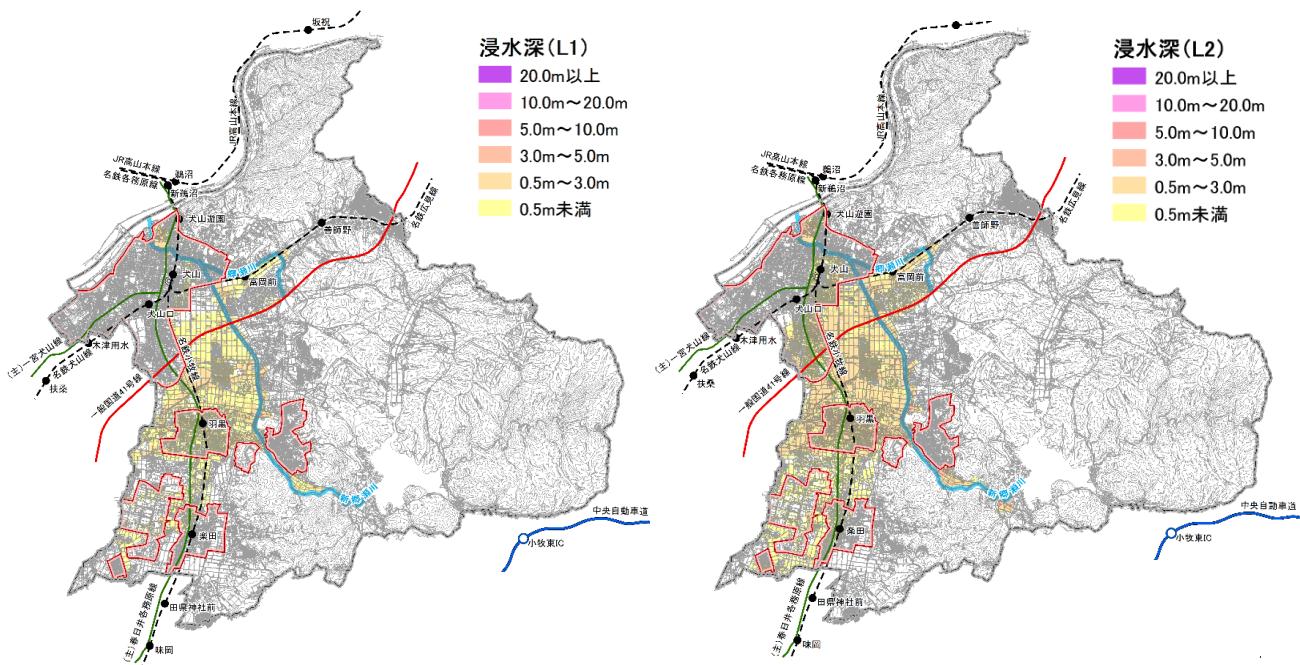
- 市街地などの防災性向上・安全性確保
 - 想定される災害に対応した地域の避難体制の強化

①水災害

- ・本市における木曽川の洪水による浸水は、計画規模（L1）では想定されていないものの、想定最大規模（L2）では犬山遊園駅の西側と木津用水駅の北側地域で浸水が想定され、浸水深が5mを越える箇所もみられます。
 - ・郷瀬川・新郷瀬川の洪水による浸水は、計画規模（L1）、想定最大規模（L2）ともに、本市西部の農地が広がる地域や羽黒駅周辺のほか、犬山駅や犬山口駅、犬山遊園駅周辺でも浸水が想定されます。
 - ・新川流域の河川における本市の浸水は、計画規模（L1）では半ノ木川や五条川沿いの農地周辺で浸水が想定され、想定最大規模（L2）では、さらに橋爪・五郎丸地区や楽田地区の市街地周辺でも浸水が想定されています。

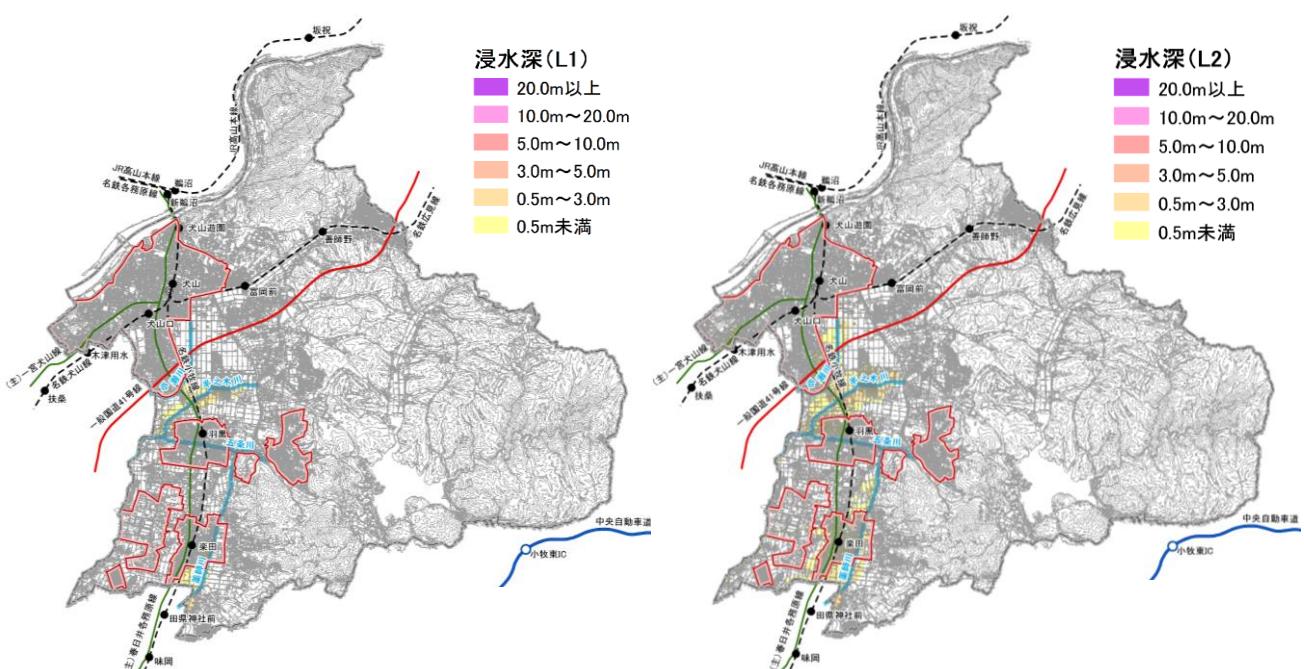


(資料:木曽川上流河川事務所)



■図 外水ハザードマップ（郷瀬川・新郷瀬川浸水想定区域）

（資料：愛知県河川課）

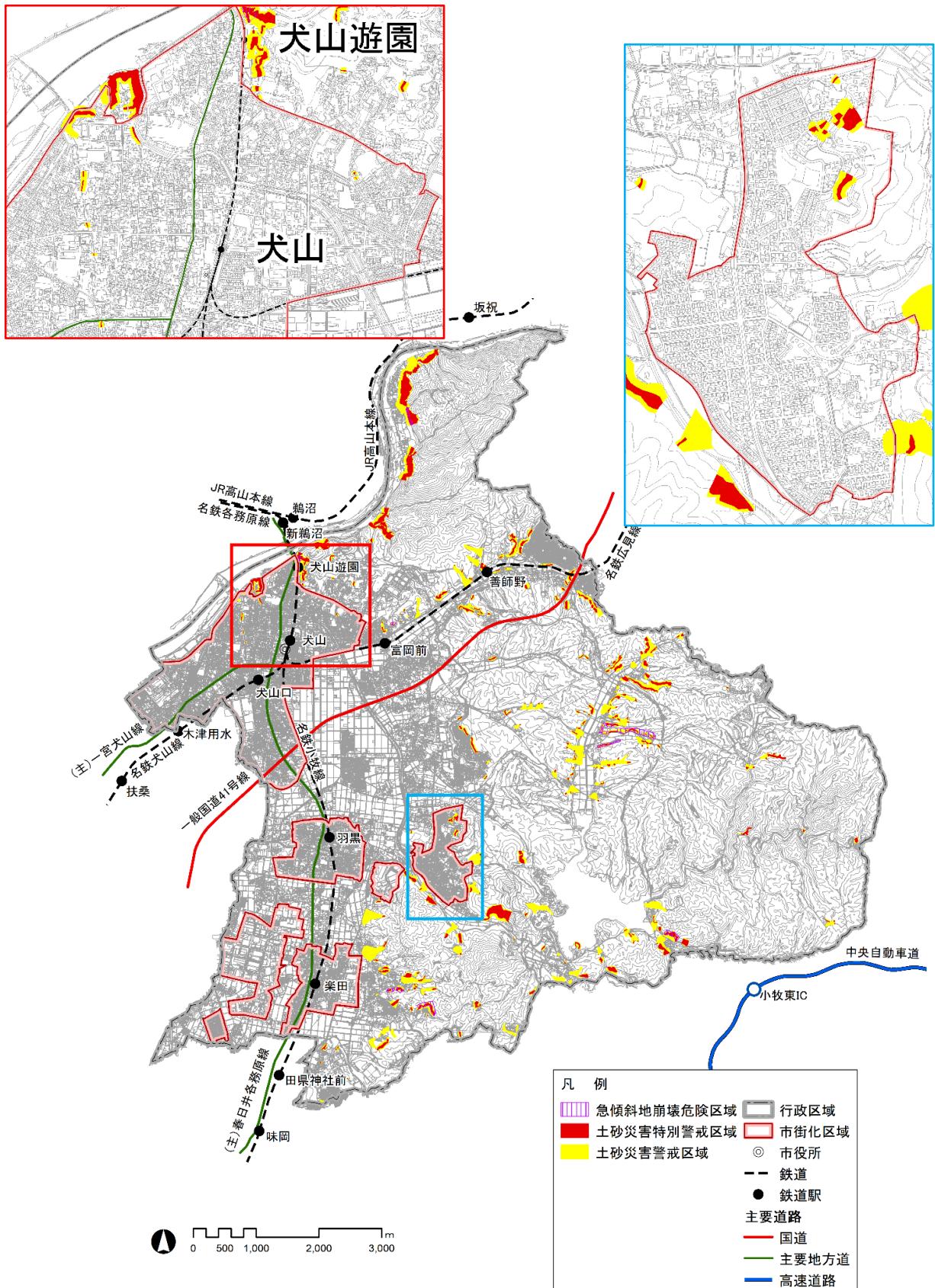


■図 外水ハザードマップ（新川流域浸水想定区域）

（資料：愛知県河川課）

②土砂災害

- ・本市における土砂災害について、東部山間地をはじめ広範囲に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、市街化区域の一部においても指定されています。



■図 土砂災害ハザードマップ

(資料: 愛知県砂防課、愛知県オープンデータ)

全体構想

第4章 都市づくりの基本理念と目標

1 都市づくりの基本理念

本市のまちの将来像は、第6次犬山市総合計画（策定中）において『水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう 豊かさ実感都市 犬山』と定められており、この理念とともに、上位計画である尾張都市計画区域マスターplanや市民アンケートによる将来のまちのイメージを踏まえつつ、本計画における都市づくりの基本理念を以下のとおり定めます。



都市づくりの基本理念

安心で快適な暮らしを支え 多様な『住まい方』『働き方』を実現する 人を中心の都市づくり

都市を取り巻く環境は、人口減少が本格的に進展する中、気候変動に伴う自然災害の激甚化、新型コロナウイルスのまん延など日常の暮らしに目まぐるしい変化をもたらしています。

また、社会経済においては、ICTがより身近になり、新技術が多く生まれるなど都市づくりの面においても多様化した価値観とポストコロナ時代に応じた新しい住まい方、働き方への対応も必要となります。

今後は、人口減少や災害への対応、地域経済の活性化をはじめ、自然や歴史文化などの犬山しさを活かした新たな価値の創出、歩いて暮らせる身近な生活圏の構築やカーボンニュートラル、SDGsの実現など持続可能な都市づくりを基本として、人が都市づくりの中心となることを念頭に、多様で豊かなヒト、モノ、コトのつながりを通じて誰もが安心して快適に暮らすことができ、誰もが住みたい、働きたいと思う都市『犬山』を目指します。

2 都市づくりの目標

将来都市像の実現に向け、前章で整理した基本的課題を踏まえて都市づくりの目標を定めます。

	基本的課題	都市づくりの目標
人口・都市構造	<ul style="list-style-type: none">●少子高齢化・人口減少下における持続可能な都市構造の形成●身近な生活圏の構築●中心市街地の機能維持・活性化●各地区に点在する拠点機能の強化●既存の集落地などの地域コミュニティの活力維持	<p>●住みやすく、住み続けられる都市にする</p> <ul style="list-style-type: none">・住み慣れた場所で豊かな暮らしを送るとともに、地域の拠点において活力と賑わいが創出されるよう、公共交通のアクセス性や地域特性に応じた都市機能やコミュニティ機能などを誘導、集積し、市民と来訪者が交流する魅力あふれる持続可能な都市を目指します。 <p>⇒第5章 将来都市構造</p>
土地利用	<ul style="list-style-type: none">●戸建てや集合住宅など土地利用に応じた良好な居住環境の維持・充実●都市のスponジ化の抑制●鉄道駅や幹線道路沿道のポテンシャルを活かした商業集積の強化●工業集積が進む工業用地の操業環境の維持・充実●新たな産業立地の促進	<p>●多様なライフスタイルを実現する</p> <ul style="list-style-type: none">・地域特性や既存ストックを活かしながら、まちなか居住のほか、自然や農とのふれあいを求める多自然居住や二地域居住など多様なライフスタイルに応じた居住選択ができる土地利用を目指します。 <p>●地域の産業活力を創出する</p> <ul style="list-style-type: none">・生活利便性の向上や賑わいの創出に資する商業施設をはじめ、働く場となる新たな産業立地を促進し、地域産業の活性化を目指します。 <p>⇒第6章-1 土地利用</p>
交通	<ul style="list-style-type: none">●快適に移動できる持続可能な公共交通ネットワークの構築●交通結節機能の強化●環境負荷の少ない都市の構築●広域連携・地域間連携を促進する道路網整備●便利で安全な歩行者・自転車利用空間の形成	<p>●移動しやすいネットワークを構築する</p> <ul style="list-style-type: none">・公共交通、歩歩、自転車など自家用車等に頼らない交通手段により便利に移動できるネットワークの構築を目指すとともに、地域間を繋ぐ幹線道路や歩行空間等の整備・検討を進め、移動しやすい道路空間の形成を目指します。 <p>⇒第6章-2 交通</p>
市街地整備等	<ul style="list-style-type: none">●定住を促進する暮らしやすい市街地の整備●郊外集落・住宅団地における都市基盤の維持改善●市街化区域における密集市街地や狭い道路の解消●空き家・空き地の適正な管理や利活用	<p>●快適で暮らしやすい市街地を形成する</p> <ul style="list-style-type: none">・市街地や集落地等における良好な居住環境を維持・確保するとともに、豊かな暮らしを支える都市基盤整備をはじめ、狭い道路の解消や空き家対策などに取り組み、安全で快適な市街地の形成を目指します。 <p>⇒第6章-3 市街地整備</p>
都市環境	<ul style="list-style-type: none">●自然との共生と低炭素・循環型社会の形成●公園緑地の保全・活用●歴史文化資源の保全・活用●ランドマークとなる景観形成●地域特性を生かした景観形成	<p>●自然と人との環境共生型の都市にする</p> <ul style="list-style-type: none">・豊かな自然環境を保全するとともに、環境負荷の軽減に取り組み、ゼロカーボンシティの実現を目指します。 <p>●地域の自然、歴史文化を継承する</p> <ul style="list-style-type: none">・それぞれの地域固有の自然、歴史文化を保全・継承するとともに、観光・レクリエーション資源として活用します。 <p>⇒第6章-4 都市環境</p>
都市防災	<ul style="list-style-type: none">●市街地などの防災性向上・安全性確保●想定される災害に対応した地域の避難体制の強化	<p>●“あんき”に暮らせる街にする</p> <ul style="list-style-type: none">・防災、減災対策により安心・安全に暮らせる災害に強い都市を目指します。 <p>⇒第6章-5 都市防災</p>

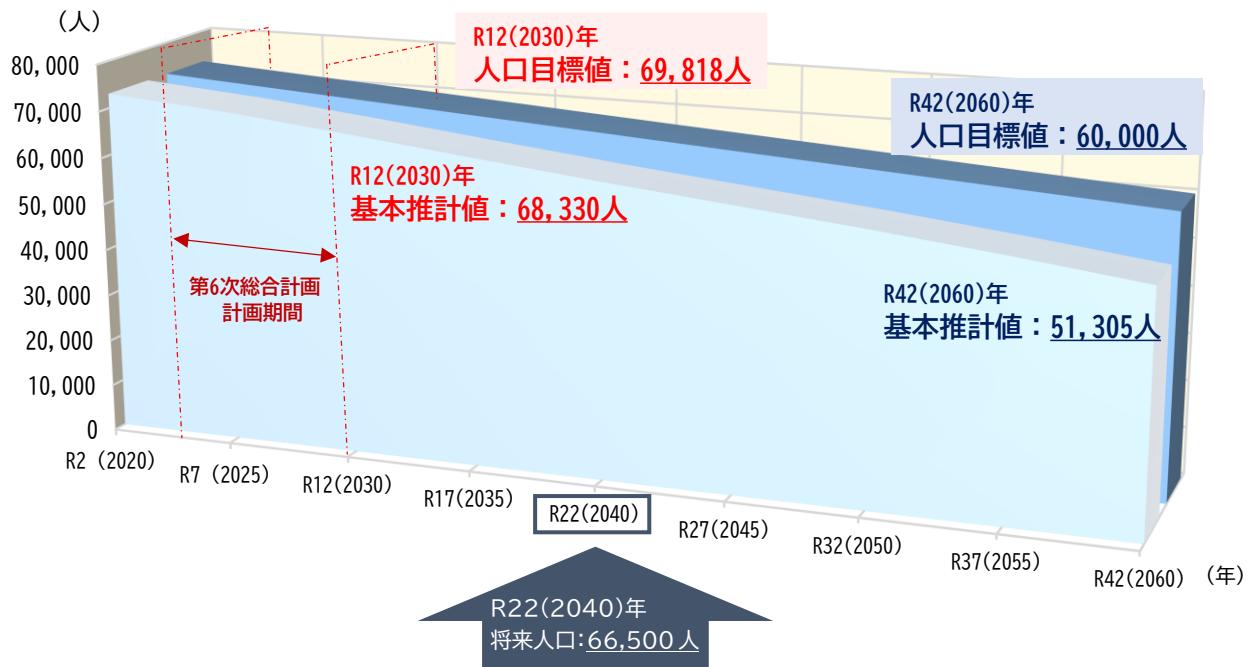
■都市づくりの目標とSDGsとの関係

視点	都市づくりの目標	関連するSDGsの目標		
人口・都市構造	●住みやすく、住み続けられる都市にする	4 質の高い教育をみんなに 	8 働きがいも経済成長も 	11 住み続けられるまちづくりを 
土地利用	●多様なライフスタイルを実現する	3 すべての人に健康と福祉を 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 
	●地域の産業活力を創出する	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
交通	●移動しやすいネットワークを構築する	3 すべての人に健康と福祉を 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 
市街地整備等	●快適で暮らしやすい市街地を形成する	6 安全な水とトイレを世界中に 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 
都市環境	●自然と人との環境共生型の都市にする	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 
	●地域の自然、歴史文化を継承する	6 安全な水とトイレを世界中に 	8 働きがいも経済成長も 	11 住み続けられるまちづくりを 
都市防災	●“あんき”に暮らせる街にする	3 すべての人に健康と福祉を 	11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 

3 計画フレーム

1) 人口フレーム

本市が目指す都市構造を定めるにあたって、将来の市街地規模（土地利用フレーム）の前提となる人口は、第6次犬山市総合計画における人口ビジョンとの整合を図り、令和22年（2040年）に66,500人（令和42年（2060年）に60,000人）を設定します。



2) 土地利用フレーム

①住宅用地

- ・名古屋、岐阜方面との交通利便性を活かし、新たな定住人口と核家族化の進行に伴う世帯数増加に対応するため、新たに必要となる住居系市街地の規模を設定します。
- ・令和 22 年（2040 年）における人口フレーム 66,500 人のうち約 1,200 人は、第 6 次犬山市総合計画に位置づける施策等による出生率の改善（合計特殊出生率 2013 年～2017 年 1.36→2040 年 1.55）や既存ストックの活用といった別枠で対応することとし、それらの人口増分約 1,200 人を差し引いた約 65,300 人を住宅用地の人口フレームとして設定します。
- ・現在の市街化区域の規模では、人口フレームから想定される世帯数を受け入れる住宅地が不足すると見込まれ、その住宅地に相当する現在の市街化区域に収容できない人口は、約 1,900 人と推計されます。
- ・これに対応するため、住宅用地として拡大が必要と見込まれる規模は、**約 40ha** となります。

I. 現市街化区域における 2040 年の可住地人口密度を算出

- a. 2015 年の現市街化区域（1,057ha）の可住地人口密度 **74.4 人/ha**

※2015 年市街化区域人口 49,131 人 ÷ 2015 年市街化区域可住地面積 660.14ha

- b. 現市街化区域における 2040 年の可住地人口密度 **64.7 人/ha**

※世帯分離による人口密度低下や農地・山林の宅地化を考慮して算出（2015 年市街化区域可住地人口密度 74.4 人/ha × 世帯人員変化率 0.840 × 住宅用地増加率 1.036）

※世帯人員変化率は 2005 年から 2020 年の国勢調査による世帯当たり人員の実績値から近似式により将来の世帯当たり人員を推計

※都市計画基礎調査による 2013 年及び 2018 年の土地利用区分別面積から市街化区域内における農地・山林が住宅用地に転換した実績値を基に住宅用地の増加率を設定

II. 2040 年に現市街化区域で収容できる人口を算出

- a. 2040 年に現市街化区域で収容できる人口 **約 40,700 人**

※2040 年市街化区域可住地人口密度 64.7 人/ha × 2040 年市街化区域可住地面積 628.96ha = 40,694 人

III. 2040 年に現市街化区域で収容しきれない人口を算出

- a. 市全体における 2040 年の人口 **約 65,300 人**

- b. 現市街化調整区域における 2040 年の人口 **約 22,800 人**

※人口減少傾向が今後も同様に継続した場合、2040 年で 22,758 人（2015 年市街化調整区域人口 25,177 人 × 2010～2015 年変化率 0.98⁵）になると推計

- c. a から b を差し引いた 2040 年の市街化区域人口 **約 42,600 人**

※2040 年に目標とする住宅用地の人口フレーム 65,345 人（実数）-2040 年市街化調整区域人口 22,758 = 42,587 人

- d. 2040 年の現市街化区域に収容できる人口 **約 40,700 人（再掲）**

- e. 2040 年に現市街化区域で収容しきれない人口 **約 1,900 人**

※2040 年市街化区域人口 42,587 人 - 2040 年現市街化区域に収容できる人口 40,694 人 = 1,893 人

IV. 2040 年までに拡大が必要と見込まれる住宅用地の規模を算出

- a. 拡大が必要と見込まれる住宅用地 **約 30ha** ⇒ 道路などの公共用地を含めると**約 40ha**

※現市街化区域に収容できない人口を 2040 年可住地人口密度（64.7 人/ha）で除すること（2040 年に現行市街化区域で収容できない人口 1,893 人 ÷ 64.7 人/ha = 約 30ha）により算出

※県内住宅用地の事例により平均有効宅地率を 75.0% と設定（拡大が必要と見込まれる住宅用地約 30ha ÷ 有効宅地率 0.75 = 40ha）

②産業用地

- ・都市の活力向上と雇用の創出による定住人口の増加を目指し、広域的な交通利便性を活かした企業誘致を進めるため、新たに必要となる産業用地の規模を設定します。
- ・過去の市内総生産（年成長率）の実績値等により、産業用地として拡大が必要と見込まれる規模は、**約 40ha** となります。

I. 将来（2040 年）の市内総生産を推計

a. 2040 年市内総生産 348,667 百万円

※2018 年市内総生産 306,997 百万円に市内総生産の年成長率 0.7%（過去 20 年間の平均値）を乗じることで推計

※市内総生産は、農林水産業、鉱業、公務、教育、保健衛生・社会事業及びその他のサービスは除いた額を対象

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえるため、「ウィズコロナ下での世界・日本経済の展望」三菱総合研究所（2021 年 8 月 17 日）を参考して、2019 年度-0.5% 2020 年度-4.5% 2021 年度+3.2% 2022 年度+2.7% と設定

II. 2040 年敷地当たり市内総生産を推計し、必要となる商業用地及び工業用地面積を算出

a. 2040 年敷地当たり市内総生産 1,198.6 百万円/ha

※2040 年敷地当たり市内総生産は、過去の実績値からのトレンド（2003 年、2007 年、2013 年、2018 年の敷地当たり市内総生産）から近似式により推計

b. 2040 年に必要となる商業用地及び工業用地の面積 約 290ha

※2040 年市内総生産 348,667 百万円 ÷ 2040 年敷地当たり市内総生産 1,198.6 百万円/ha = 291ha

III. 2040 年に拡大が必要と見込まれる産業用地の規模を算出

a. 商業用地及び工業用地面積に対する産業用地（工業専用地域内の工業用地及び 1 ha 以上の商業施設用地）の割合 57.5% (2018 年)

b. 2040 年に必要な産業用地面積 約 170ha

※2040 年に必要な商業用地及び工業用地の面積 291ha × 産業用地の割合 57.5% = 167ha

c. 拡大が必要と見込まれる産業用地 約 30ha ⇒ 道路などの公共用地を含めると**約 40ha**

※2040 年に必要な産業用地面積から 2018 年産業用地面積を差し引くこと（2040 年に必要な産業用地面積 167ha - 2018 年産業用地面積 138.69ha = 28ha）により算出

※県内産業用地の事例の平均により平均有効宅地率を 71.0% と設定（拡大が必要と見込まれる産業用地 28ha ÷ 有効宅地率 0.71 = 39ha）

第5章 将来都市構造

1 都市構造の基本的な考え方

■拠点連携・集約型都市の実現

まちの成り立ちや鉄道駅などの既存ストック、地域資源などに合わせた拠点を配置し、それら各拠点の地域特性を踏まえた生活利便施設などの都市機能や交流・コミュニティ機能の強化・充実（集約）を図り、拠点間が有機的にネットワークすることで、まちの活力向上と多様な交流による賑わいを創出し、豊かに暮らせる都市を形成します。

■定住人口・コミュニティの維持と地域産業の活性化

持続可能な都市づくりの観点から、無秩序な市街地の拡大を抑制することを基本としながら、既存ストックや広域的な交通利便性、観光・地域資源を活かせる区域においては戦略的な土地利用を推進し、定住人口・コミュニティの維持と地域産業の活性化を図ります。

■人と自然、歴史文化が調和した都市の形成

木曽川や東部の丘陵地にある豊かな自然環境や身近な自然とふれあえる環境を守り育てていくとともに、地域固有の歴史文化を保存、活用し、人の暮らしと自然、歴史文化が調和した犬山らしい特色ある地域づくりを図ります。

2 都市構造の要素

将来都市構造の基本的要素は、「拠点」「軸」「ゾーン」の3つで構成します。

■拠点

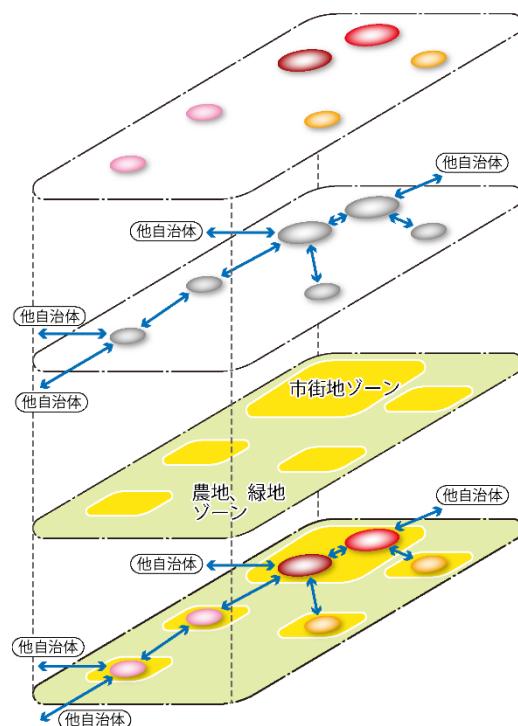
医療・福祉・商業・行政施設などの市民の生活や交流を支える都市機能や産業の活性化につながる都市機能が集まる場所

■軸（ネットワーク）

各拠点の都市機能を補完し合い、連携を図るために主要な道路や公共交通路線

■ゾーン（エリア）

市街地や農地など同じ特性・役割を有する土地利用の方向性を示す面的な広がりのある区域



■図 将来都市構造の基本的要素イメージ

3 都市構造の形成方針

1) 抱点

抱点は、都市の形成過程等を踏まえ、次のように分類します。

■表 抱点の分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	都市抱点 (犬山地区)	<ul style="list-style-type: none">●犬山の中心市街地で多様なサービスが提供される商業・交流機能、市役所を始めとする行政機関など高次都市機能が集積する抱点●鉄道を中心に多くの市民や来訪者が利用する犬山駅があり、犬山城下町の玄関口となっている
	都市抱点 (橋爪・五郎丸地区)	<ul style="list-style-type: none">●国道41号を中心に交通利便性に優れ、総合病院と商業施設が集積し、近くには文化会館や体育館が立地する橋爪・五郎丸地区を中心とする抱点●都市的な土地利用の転換や新たな鉄道駅設置の可能性を検討するエリアがあり、道の駅設置の計画がある
	地区抱点	<ul style="list-style-type: none">●都市抱点以外の鉄道駅で市内にいくつかある市街化区域の中心地であり、都市抱点に次ぐ都市機能が集積する羽黒駅、楽田駅を中心とする抱点
	準地区抱点	<ul style="list-style-type: none">●地区抱点ほどの都市機能の集積はないが、鉄道駅や路線バスの停留所があり、生活に身近なサービスを提供する機能が維持される地域の抱点
	コミュニティ抱点	<ul style="list-style-type: none">●中山間部やその周辺にある集落の中心地区であり、生活に密着したコミュニティを維持する抱点

2) 軸（ネットワーク）

軸は、公共交通網などネットワークの状況を踏まえ、次のように分類します。

■表 軸の分類（機能等）

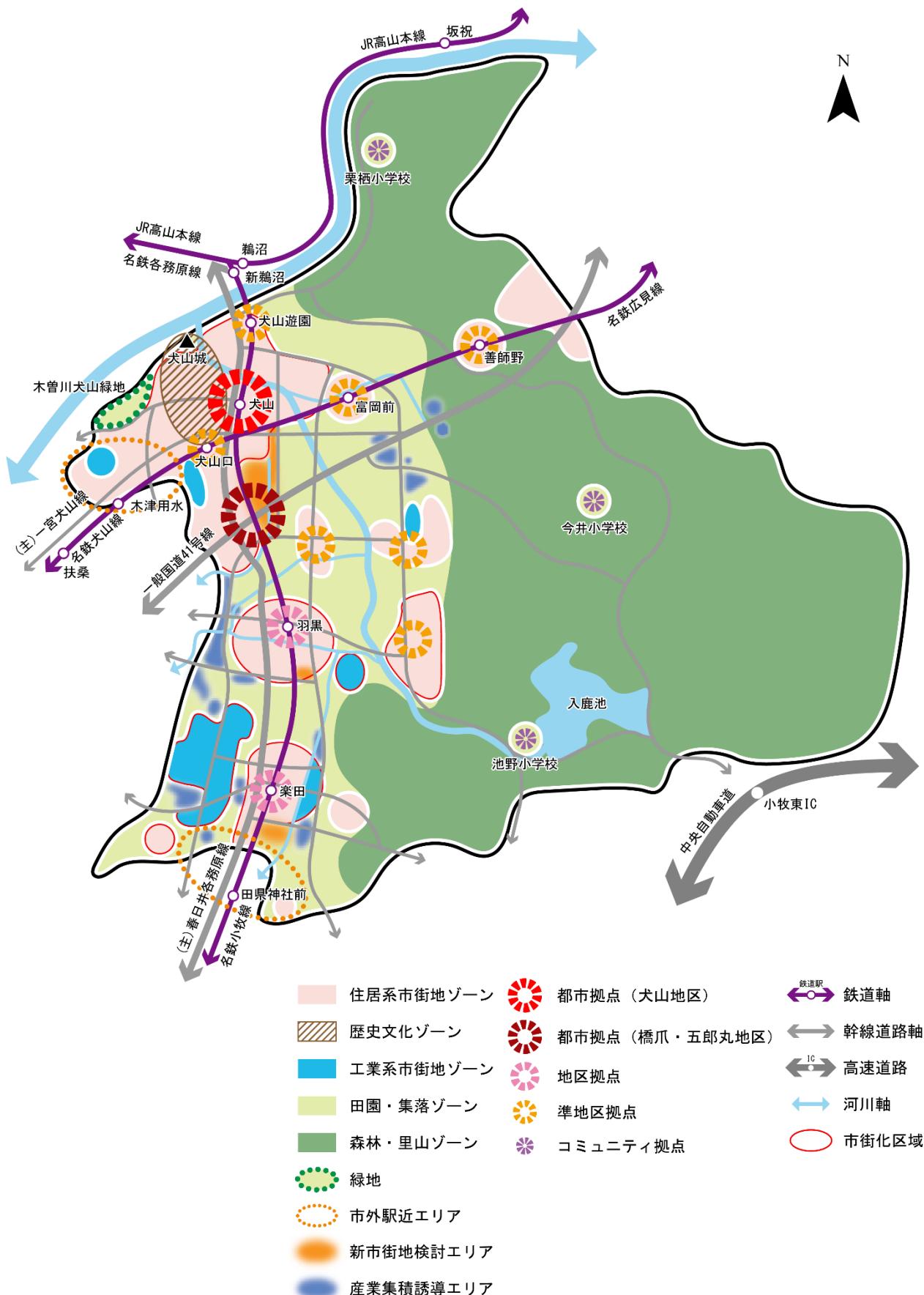
凡例	分類	機能等
	鉄道軸	<ul style="list-style-type: none">●名鉄犬山線、名鉄小牧線、名鉄広見線の3路線において、広域的に市民、来訪者の移動を支える●鉄道駅を中心としたネットワークを形成し、利便性の確保と環境負荷の低減を図る
	公共交通軸	<ul style="list-style-type: none">●鉄道駅や各抱点間を繋ぎ市民の生活を支える●公共交通網による生活利便性の維持・向上を図る
	幹線道路軸	<ul style="list-style-type: none">●物流など自動車による広域的な移動を支える●都市計画道路を中心に道路ネットワークの形成を図る
	河川軸	<ul style="list-style-type: none">●木曽川をはじめとする河川により、市民の自然とのふれあいやリエーション活動を支える●散策や観光ができるなど、良好な河川空間の整備を図る

3) ゾーニング（エリア）

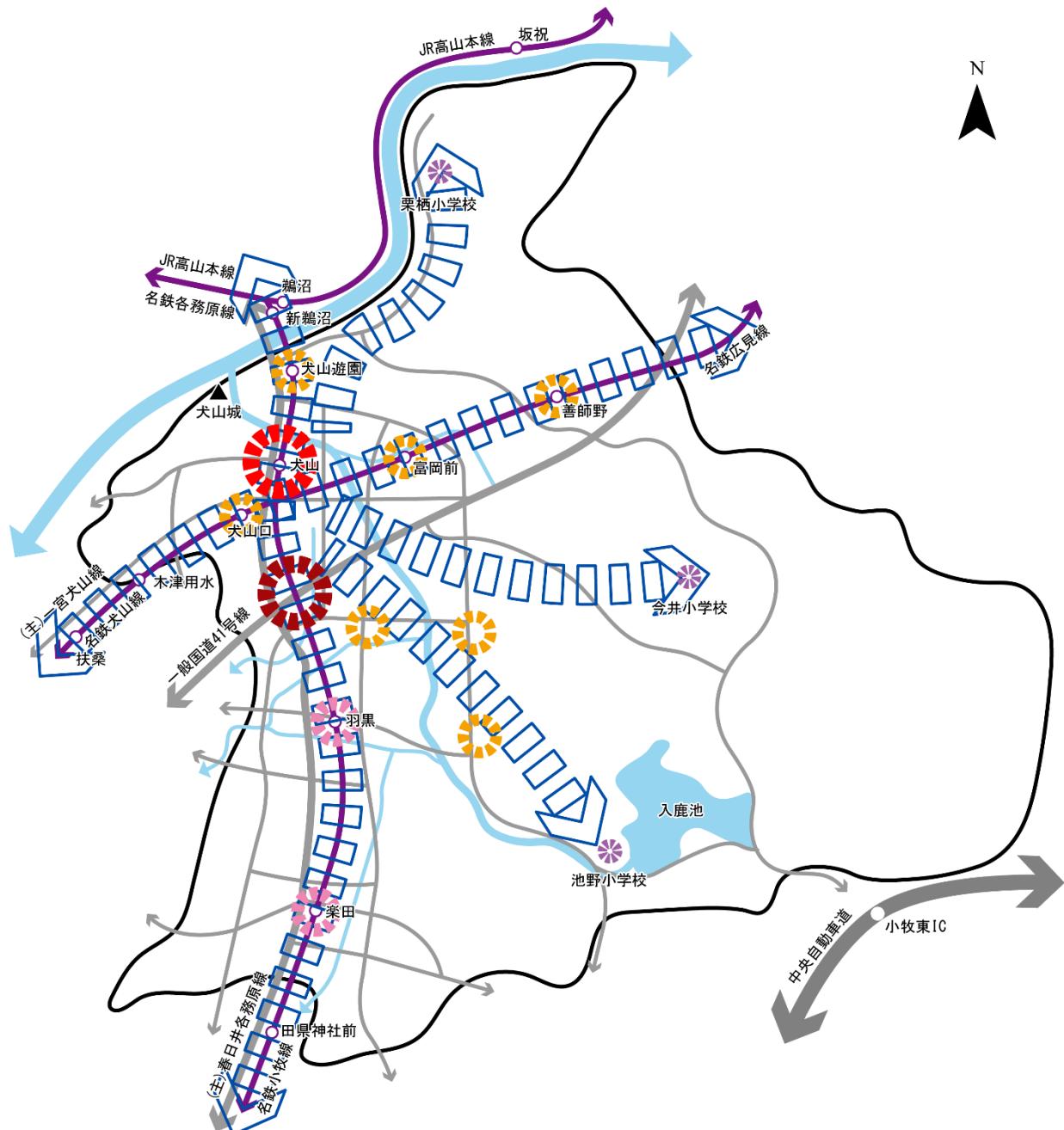
ゾーニングは、用途地域や既存ストックの状況などを踏まえ、次のように分類します。

■表 ゾーニングの分類（機能等）

凡例	分類	機能等
	住居系市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化区域の既存の住宅地や商業業務地、市街化調整区域内の鉄道駅の周辺にある住宅地のほか大規模な集落地等がある区域 ●戸建てを中心とした良好な居住環境を形成しつつ、マンションなどの集合住宅の立地、商業機能の維持・活性化により定住人口の維持を図る
	歴史文化ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史的な町並みが残る城下町周辺の区域 ●犬山祭をはじめとする地域固有の伝統文化や歴史的な町並みが一体となった歴史的風致の維持・向上を図る
	工業系市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の工場等が集積する区域 ●工場等の操業環境の維持・強化や周辺環境との調和を図る
	田園・集落ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●平地部や中山間部の周辺にまとまって広がる農地、その周辺に点在する中小規模の集落地等がある区域 ●都市的土地利用との調整を図りながら、適切に農地の保全を図る
	森林・里山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●東部の丘陵地の里山集落や広大な森林がある区域 ●里山集落の地域コミュニティの維持と豊かな自然環境や景観の保全を図る ●豊かな自然環境を自然とふれあう体験学習や観光レクリエーションの場として活用する
	市外駅近エリア	<ul style="list-style-type: none"> ●市外にある鉄道駅が市域に近接（概ね徒歩圏内に位置）し、交通利便性等を享受する区域を市外駅近エリアに設定 ●準地区拠点の周辺エリアと同等の位置づけとして定住人口の維持を図る
	新市街地検討エリア	<ul style="list-style-type: none"> ●市街化区域に隣接し、鉄道駅を中心とした公共交通の利便性に優れる区域を新たな市街地検討エリアに設定 ●定住人口の増加に向けた良好な居住環境を有する住宅系新市街地の形成を検討する
	産業集積誘導エリア	<ul style="list-style-type: none"> ●広域的な交通利便性に優れる幹線道路沿道の地区において産業集積誘導エリアを設定 ●産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けた新たな産業集積を誘導する



■図 将来都市構造図（拠点・ゾーン（エリア））



- | | | | |
|--|-----------------|--|-------|
| | 都市拠点 (犬山地区) | | 鉄道軸 |
| | 都市拠点 (橋爪・五郎丸地区) | | 公共交通軸 |
| | 地区拠点 | | 幹線道路軸 |
| | 準地区拠点 | | 高速道路 |
| | コミュニティ拠点 | | 河川軸 |

■図 将来都市構造図（拠点・軸（ネットワーク））

第6章 都市づくりの方針

1 土地利用

1) 拠点ごとの方針

都市づくりの核となるそれぞれの拠点を中心に、軸（ネットワーク）とゾーニングの位置づけを踏まえ、拠点ごとに土地利用の基本的な考え方を示します。

①都市拠点（犬山地区）

- ・犬山の中心市街地であり居住・生活の場、就業の場、賑わいの場となる拠点として、多様なサービスが提供される商業・交流機能、市役所を始めとする行政機関など高次都市機能が集積する拠点を形成します。
- ・犬山駅周辺では、都市基盤の整備・改善や商業活性化施策との連携により市民が利用する商業・業務機能や文化・交流機能の集積を高めます。
- ・居住機能や医療・福祉機能の維持・導入を促し、多様な都市機能との連携を強化することで活気に満ちた豊かに暮らせる拠点づくりを進め、定住人口の維持を図ります。
- ・まちなか居住とゼロカーボンシティの実現を促進するため、歩いて暮らせる生活圏の形成と公共交通の結節機能の強化により過度に自動車交通に依存しない拠点づくりを進めます。
- ・多くの来訪者が訪れる犬山城下町地区においては、犬山駅からの歩行動線など市民や来訪者が安心して安全に歩ける空間の確保を目指すとともに、愛着・親しみ・誇りの持てる歴史的な町並み景観を形成し、歴史文化が調和した良好な中心市街地の形成を図ります。

②都市拠点（橋爪・五郎丸地区）

- ・国道41号を中心に交通利便性に優れ、総合病院や商業施設などが集積し、近くには文化会館や体育館が立地する橋爪・五郎丸地区は、新たな都市拠点・交流エリア基本構想を踏まえ、既存の都市機能を結ぶ歩行者ネットワークのあり方や、バスなど公共交通の結節機能の強化・充実のあり方を検討します。
- ・既存施設や幹線道路などの都市基盤を活かし、商業や生活サービス機能の集積を促進し、地域住民のみならず拠点間での利用を促進します。
- ・国道41号の南北に広がる市街化調整区域は、都市拠点としての魅力向上と交流促進に向けた道の駅の設置や新たな鉄道駅、商業施設を含む新たな住居系市街地の整備など周辺の農地との調和に留意し都市的な有効利用を目指します。

③地区拠点

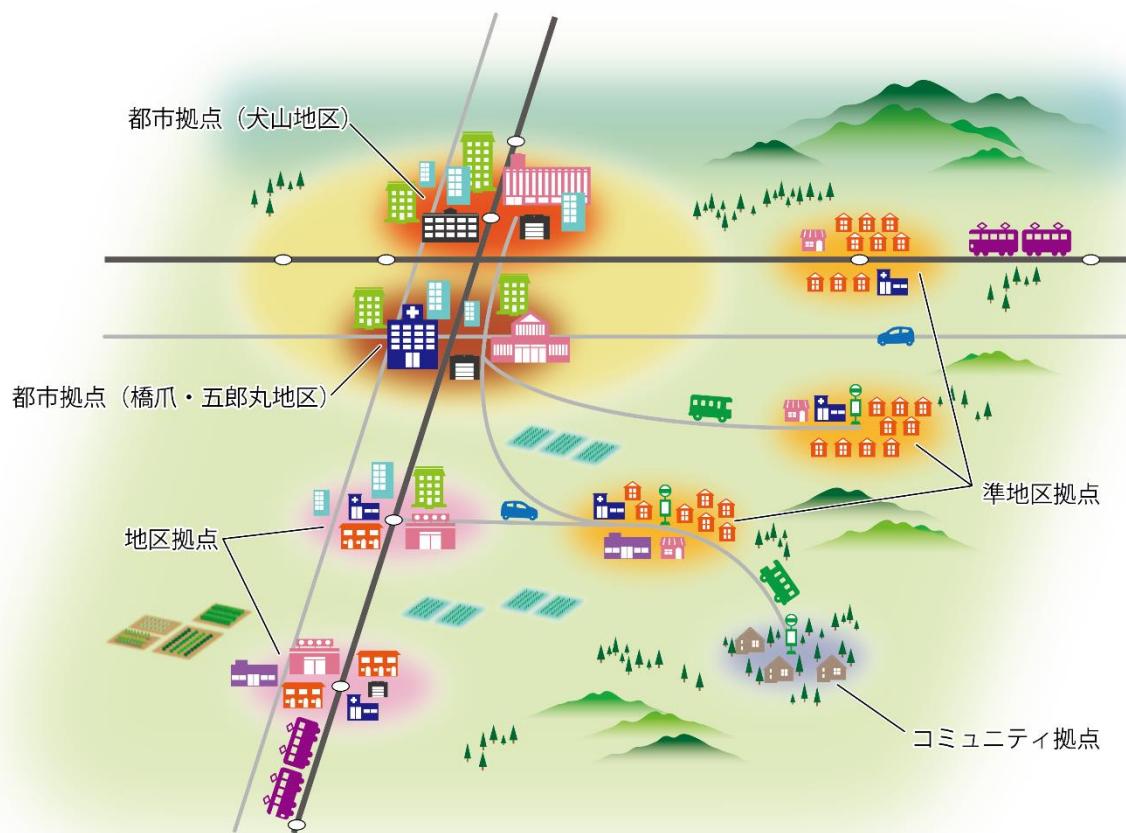
- ・都市拠点に次ぐ都市機能が集積する羽黒駅と楽田駅を中心とした地区は、居住機能の集約立地を進め、身近な商業機能や生活サービスの都市機能の需要確保、誘導を図りつつ、道路や公共交通ネットワークを強化し移動の利便性向上を図ります。
- ・定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、既成市街地に隣接する新たな住居系市街地の整備を検討します。

④準地区拠点

- ・都市拠点と地区拠点以外の鉄道駅や路線バスの停留所など生活に密着した機能が維持される地域は、定住人口の維持と公共交通の利便性向上により、身近な商業機能・生活サービスなど都市機能の立地を促します。
- ・市街化調整区域において公共公益施設や鉄道駅、都市基盤など一定の既存ストックが整った地域では、新たな定住人口の受け皿として、それら既存ストックを活かした地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。

⑤コミュニティ拠点

- ・平地部や中山間地域にある集落の中心地区は、既存の集落コミュニティを基本として、定住人口の維持により、日常生活に必要な機能の立地など地域の利便性を確保しつつ、日常生活に必要な機能を満たすことができない場合は、コミュニティバスやデマンド型の輸送などにより市街地との生活交通の確保を検討します。
- ・自然や農とのふれあいを求める多自然居住や二地域居住など新たなライフスタイルの受け皿として、優良田園住宅制度の活用など条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。



■図 拠点形成による集約型都市構造のイメージ

2) 土地利用区分ごとの方針

犬山市の市街地等は、まちの成り立ちやこれまでの都市計画により、市街化区域と市街化調整区域に大別されます。商業・交流機能、市役所をはじめとする行政機関など高次都市機能が集積する犬山駅周辺の中心市街地を始め、名鉄犬山線や名鉄小牧線の鉄道駅周辺に地域的中心的な商業地が存在し、その縁辺部において工業地が立地しています。

住宅地は中心市街地や鉄道駅の周辺に拡大し、市街化区域内農地の転換により形成された住宅地や郊外型の大規模住宅団地、平地部や中山間部にある集落など多様な居住形態を有しています。

このように、中心市街地、周辺市街地、市街地縁辺、平地部や中山間部の集落地等を始め、生産活動の場でもある農地等や地域資源である森林、自然公園の地域のほか、新たに検討（誘導）する市街地等を区分し、それぞれの土地利用方針を示します。

■表 土地利用区分ごとの土地利用イメージ

土地利用区分		土地利用イメージ
中心市街地	商業業務地	商業施設や業務施設（事務所等）、娯楽施設等が主体に立地する地域
	複合住宅地	住宅と商業・業務施設、工場等が複合して立地する地域
周辺市街地	複合住宅地	住宅を主体としつつ、日常生活を支える商業施設等の立地を許容する地域
	一般住宅地	戸建ての住宅を主体としつつ、小規模な商業施設等の立地を許容する地域
市街地縁辺部	一般住宅地	工場や流通施設などの立地を主体とする地域
	専用住宅地	平地部や中山間部において農地等や森林等と住が共生している地域や郊外の住宅団地
	工業地	生産緑地や農用地などまとまりのある農地が広がる区域
集落地等	市街化調整区域	東部丘陵の里山や保安林、飛騨木曽川国定公園区域の森林などが広がる区域
農地等	市街化区域 市街化調整区域	森林などが広がる区域
森林等	市街化調整区域	

※上記のほか、将来の都市構造のゾーニングに位置付ける「市外駅近エリア」、「新市街地検討エリア」及び「産業集積誘導エリア」を土地利用区分として設定しています。

①中心市街地（商業業務地・複合住宅地）

- ・都市活動の中心となる都市拠点では、市民のみならず来訪者もその利便性を享受できるよう多様で魅力ある商業施設、業務・文化施設など都市機能の複合化を進めるとともに、これらと調和した居住機能の導入を図るため、都市的低未利用地の利活用や空き家対策を講じながら、高密度で賑わいのある良質な都市型の土地利用を維持・誘導します。
- ・犬山城下町地区や内田地区の木曽川河畔では、居住環境と商業、観光・交流施設等が共存する商業業務地及び複合住宅地として、町並みとの調和や来訪者の増加に配慮しながら、まちの魅力を高める土地利用を維持・誘導するとともに、良好な町並み景観を形成します。

②周辺市街地（複合住宅地・一般住宅地）

- ・都市拠点や地区拠点の周辺市街地は、鉄道などの交通利便性を活かし、都市的低未利用地の利活用や空き家対策を講じながら、戸建てや集合住宅などの居住機能の導入と、日常生活を支える商業、医療・福祉施設等の都市機能を主体とした土地利用を維持・誘導します。
- ・住宅地と商業施設や工業等が介在する複合住宅地は、居住環境と営業・操業環境との調和、環境の悪化防止を図り、現状の土地利用を維持しつつ、土地利用の主体が大きく変化する可能性があるなど長期的な視点で見直しの必要性を検討します。
- ・主要な幹線道路沿道については、沿道にふさわしい商業施設等の立地により利便性の向上を図りながら、居住環境と調和した土地利用を維持・誘導します。
- ・古くから形成されてきた市街地の一般住宅地では、生活道路などの都市基盤の充実を図り、歩いて暮らせる快適で安全な居住環境の確保に努めます。

③市街地縁辺部（一般住宅地・専用住宅地・工業地）

- ・市街地縁辺の住宅地では、戸建てを中心とした良好な居住環境を維持しつつ、都市基盤が不十分な地域においては、個々の建て替えや土地利用の機会をとらえた基盤整備を推進し、新たな定住人口の受け皿としての土地利用を誘導します。
- ・都市の活力を支える工業地では、周辺環境に配慮しつつ、既存機能の充実・拡大、さらなる集積を図り、工業地としての土地利用を維持します。

④集落地等（市街化調整区域）

- ・集落地等においては、無秩序に分散した居住を防ぐとともに、鉄道駅など既存ストックを活かした土地利用や優良田園住宅制度の活用による自然環境や農地等と調和した土地利用など定住人口や地域コミュニティを維持するための秩序ある土地利用を維持・誘導します。
- ・比較的都市基盤が整備された住宅団地については、地区計画など地域づくりのルールにより良好な居住環境を確保します。

⑤農地等（市街化区域・市街化調整区域）

- ・生産緑地地区は都市の貴重なオープンスペースであり、良好な都市農地として保全します。
- ・面的にまとまりのある農用地は、農業生産の基盤であり、防災や景観など多面的な役割を担うことから、鉄道駅や幹線道路沿いなど既存ストックを活かした都市的土地区画整理事業との調整に留意しながら、現状の維持・保全を基本に秩序ある土地利用を図ります。

⑥森林等（市街化調整区域）

- ・木曽川や東部の丘陵地、入鹿池周辺を含む飛騨木曽川国定公園（自然公園）区域内にある森林は、豊かな自然環境と景観の保全の観点から現在の土地利用の維持に努めます。
- ・里山にある健康・福祉施設や自然・環境学習施設、観光施設については、現状機能の維持を図りつつ、自然や観光資源を活かした施設の立地など周辺環境と調和した土地利用を誘導します。

⑦市外駅近エリア（市街化区域・市街化調整区域）

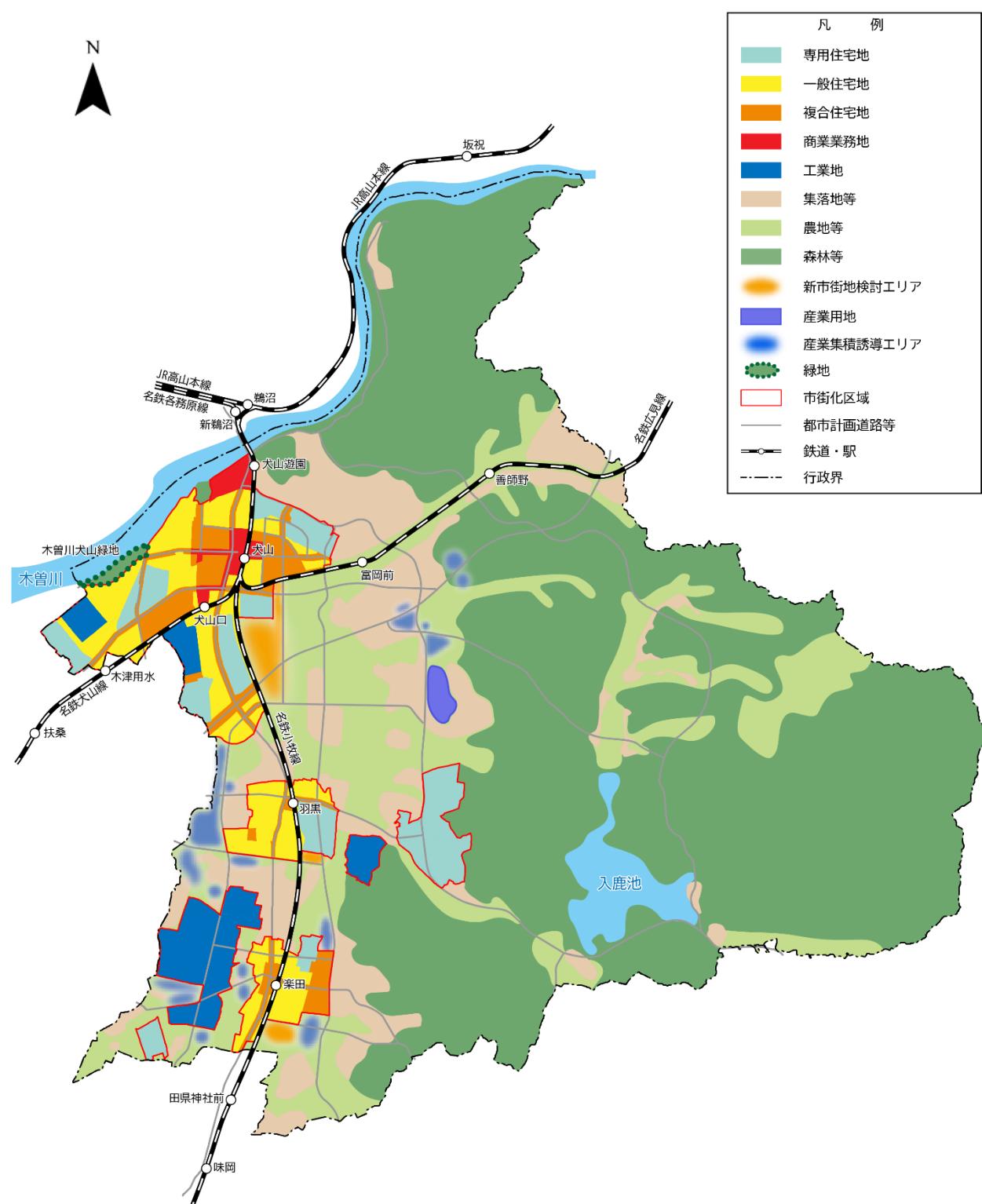
- ・市外にある鉄道駅（木津用水駅及び田県神社前駅）に近接する市域では、鉄道駅周辺における商業機能、生活サービスなどの都市機能の立地や市境を超えた生活交通の利便性を享受できる地域として、都市機能の確保や公共交通の利便性向上により定住人口の維持を図ります。
- ・市街化調整区域においては、既存ストックを活かした地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地緩和により、定住人口とコミュニティの維持を図ります。

⑧新市街地検討エリア（市街化調整区域）

- ・都市拠点となる犬山地区や橋爪・五郎丸地区の周辺のほか、楽田駅や羽黒駅周辺の市街化区域に隣接するなど既存ストックの活用が可能な地区では、定住人口の増加に向けた居住機能の集約立地の受け皿として、土地所有者等の意向や住宅需要の動向、農地などの周辺環境に配慮しながら、地区計画制度の活用や土地区画整理事業などによる良好な居住環境を有する住居系新市街地の形成を目指します。
- ・橋爪・五郎丸地区では、住居系新市街地のほか、道の駅の設置や新たな鉄道駅、商業・交流施設の集積など広域的で多様な交流を生む新たな市街地の形成を目指します。

⑨産業集積誘導エリア（市街化調整区域）

- ・既存の産業集積地については、周辺の住宅地や農地などの環境悪化を招くことがないよう現状の操業環境の維持を図ります。
- ・幹線道路沿道など広域的な交通利便性に優れる地区では、産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けて、土地所有者等の意向や工場等の立地動向、農地などの周辺環境との調和に配慮しながら、条例等に基づく開発許可や地区計画制度の活用などによる地域振興に寄与する工場、研究所等の施設が立地する新たな産業用地の形成を図ります。



■図 土地利用方針図

(資料: 犬山市)

2 交通

1) 基本的な考え方

日常生活において、自家用車に頼るのではなく公共交通が利用できるよう、既存の鉄道駅やバス路線などを活かした基幹的な公共交通の充実や需要の創出を図り、地域特性に応じた生活交通の確保と、居住誘導を図るエリアへの集約を促すための道路交通ネットワークの整備を進めます。

また、防災やユニバーサルデザインに配慮した都市基盤、歩行空間の確保を進めるとともに、自転車利用を促進するための自転車ネットワークのあり方を検討します。

2) 整備方針

①道路

●都市活動を支える道路の整備

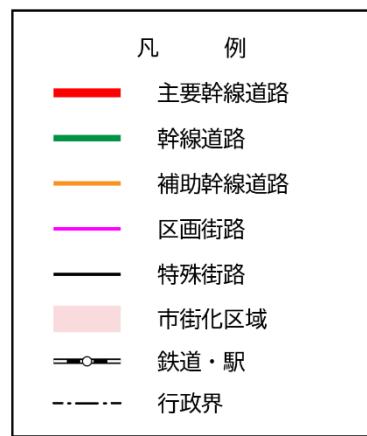
- ・周辺都市を結ぶ自動車交通や通過交通の広域的かつ円滑な交通体系を構築するため、国等に対して、主要幹線道路である(都)国道41号線の6車線化の整備促進や、地域高規格道路名濃道路（自動車専用道路）の計画策定を働きかけます。
- ・隣接都市や拠点間の交通の円滑化を図る道路ネットワークの形成を図るため、(都)成田富士入鹿線をはじめ幹線道路の未整備（未供用）区間の整備を引き続き県に働きかけます。
- ・地域の骨格を形成する道路は、鉄道駅や沿道の土地利用との調整を図りつつ、地域内の安全性の確保とアクセス性の向上を図るため、(都)蝉屋長塚線をはじめとした幹線道路やこれらを補完する補助幹線道路の未整備（未供用）区間の整備を推進します。

●安心・安全な道路の整備

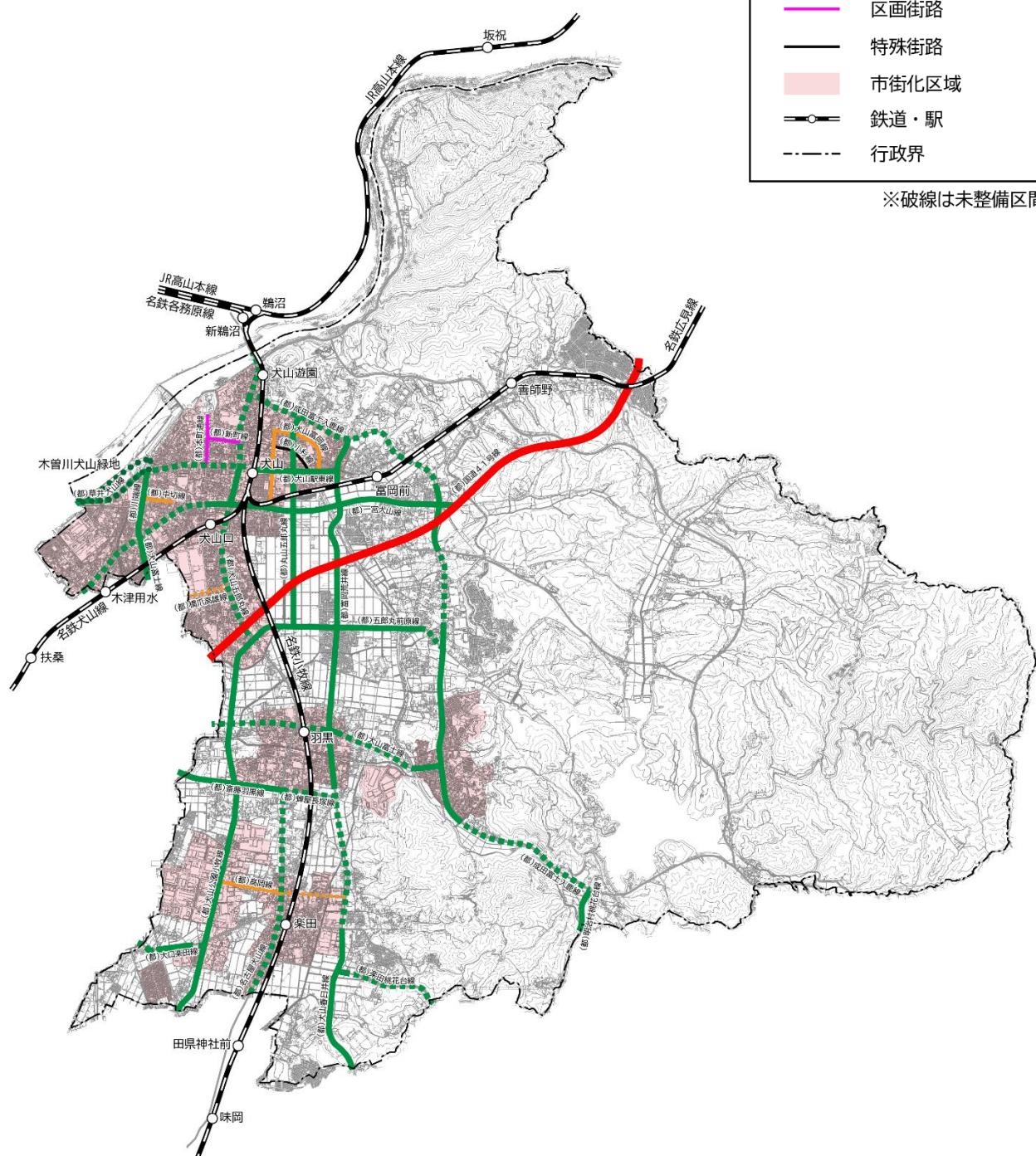
- ・都市計画道路を中心に幹線となる道路の整備を推進し、円滑な交通体系の構築を図ることで、生活道路への通過交通を抑制します。
- ・子どもから高齢者、障がいのある人が安心して安全に歩ける歩行空間を確保するため、交通事故の危険箇所や地元要望等を把握し、歩道や交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全教育や啓発活動の充実等により、交通安全意識の高揚に努めます。
- ・通学路における子どもの安全確保については、犬山市通学路交通安全プログラムを通じた交通安全施設の設置のほか、カラー塗装による路面表示など速度抑制の取り組みを推進します。
- ・生活道路の整備については、幅員4メートル未満の狭い道路の解消など、防災面や地元要望等を考慮して順次整備を進めます。

●必要性と実現性を考慮した都市計画道路の見直し

- ・都市計画道路は長期的な視点や優先度を考慮しながら順次整備が進められているものの、長期未整備となっている路線については、愛知県都市計画道路の見直し方針を踏まえつつ、都市計画道路の必要性や実現性を考慮した機能変更等の見直しを検討します。



※破線は未整備区間



■図 道路の配置及び整備方針図

(資料:犬山市)

②歩行者・自転車空間

- ・歩いて暮らせる市街地の形成に向けて、中心市街地や拠点間を結ぶ道路については、安全で快適な歩行者・自転車空間を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を検討するとともに、自転車ネットワークのあり方について検討を進めます。
- ・犬山城下町地区においては、歴史的な町並みや木曽川沿いの魅力をより一層高めるとともに、犬山駅から城下町、犬山城、木曽川河畔、犬山遊園駅までの回遊性を高めるような魅力的なルートの形成により、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな地区を目指します。また、「その場の価値」を伝えることができる案内看板（サイン）の設置など犬山市観光戦略に基づく整備や仕掛けづくりを進めることで、城下町地区と木曽川沿い地域とのつながりを強化し、一層の交流を促進します。
- ・里山や水辺空間など豊かな自然環境を活かし、多様な交流・賑わいを創出するため、既存の歩行空間や五条川や新郷瀬川、薬師川沿いの桜並木、緑道、自然歩道を活用したネットワークの形成を促進します。

③公共交通等

●鉄道

- ・駅周辺における都市機能の集積や環境負荷の少ない都市づくりを推進するため、鉄道の利用を促進します。
- ・名鉄小牧線の全線複線化など輸送機能の強化、サービスの向上を図るため、関係機関への要望を行います。また、都市拠点に位置づけた橋爪・五郎丸地区では、新たな鉄道駅設置の可能性を引き続き検討します。

●バス等

- ・市民生活の利便性の向上や環境負荷の少ない都市づくりを推進するため、交通事業者や住民などの地域の関係者と連携を図りながら、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「地域公共交通計画」の策定を行い、市民や来訪者のニーズに配慮した鉄道やバス、タクシー等を含めた総合的な公共交通ネットワークの形成を図ります。

●駅前広場・駐車場等

- ・公共交通機関や自転車の利用促進と利便性の向上を図るため、駅周辺における駐車場、停車スペースや自転車等駐車場の維持・確保を図ります。
- ・犬山駅では、駅西広場の整備やホテルの開業に伴う交流機能の向上や、駅東のからくり広場の利活用によって更なる賑わいの創出を図ります。
- ・犬山遊園駅では、ホテルの開業による新たな賑わいの創出が見込まれるため、案内看板などわかりやすいサインを配置するとともに、木曽川河畔の整備など地域全体を見据えた空間形成を検討します。
- ・犬山口駅、羽黒駅及び楽田駅では、駅前広場の利便性向上や利活用について引き続き検討を進めます。
- ・犬山城下町地区では、駐車場への適切な案内・誘導により地区内への自動車の過度な進入の抑制を図ります。

3 市街地整備等

1) 基本的な考え方

都市機能を集積・維持する鉄道駅を中心とした拠点形成や、日常生活の中心的な施設を有する拠点や各拠点とのネットワークの形成を図るため、それら周辺に居住を誘導するとともに、良好な居住環境の維持・確保を基本としつつ、新たな住宅地や産業用地の立地状況に配慮した計画的な都市基盤整備を図ります。

また、都市の空洞化を抑制するため、都市的低未利用地や空き家などの既存ストックの利活用について、民間の資本やノウハウを活かした官民連携（PPP）の取り組みも進めます。

2) 整備方針

①拠点市街地

・犬山駅（犬山口駅や犬山遊園駅の周辺を含む）、羽黒駅、楽田駅及び橋爪・五郎丸地区周辺の市の中心となる拠点においては、市内各地域からの交通アクセスの良さを活かし、商業・業務機能の集積や居住機能や医療・福祉、文化機能などの都市機能の維持・導入を促し、鉄道駅や主要な都市機能を有する施設までの交通手段の維持、確保、道路ネットワークの整備を推進するとともに、必要に応じて市街地整備を進めます。

②歴史的市街地（犬山城下町地区）

・犬山城下町地区は、城下町が形成された当時の町割りを残す地区であるため、歴史的な町並みを維持しながら、老朽化が進む木造建築物の改修、未接道地の解消、空き家対策を促進し、歴史文化が調和した良好な市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

③住宅密集地

・古くから形成された市街地は、耐震基準が導入される以前からの古い建物が多く分布し、幅員4メートル未満の狭い道路も多く存在することから、個々の建て替え等の機会をとらえた道路幅員の確保や周辺にある土地の集合化等による未接道地の解消など安全で住みやすい市街地の形成に向けた取り組みを進めます。

④区画整理施行市街地・住宅団地

・土地区画整理事業や住宅団地開発により計画的な整備が行われた地区については、現在の市街地形態を維持し、地区計画等による地域づくりのルールを活用し、建築物の高さや用途制限の実施、敷地内緑化の促進等の良好な居住環境の維持・確保を促進します。

⑤基盤未整備市街地

・計画的な整備が行われておらず、都市基盤が不十分な市街地については、新たな住宅立地の誘導と居住環境の向上を図るため、生活道路の整備や幅員4メートル未満の狭い道路の解消を順次進めます。

・丸山地区や橋爪・五郎丸地区の地区計画区域では、計画的な土地利用を促進するため、路線ごとの整備計画を検討するとともに、個々の建て替えによるセットバック用地の取得を引き続き推進します。

⑥新たに整備（誘導）する市街地等

- ・新市街地検討エリア及び産業集積誘導エリアに位置づけられた地域では、土地所有者等をはじめ関係者との合意形成の状況を踏まえながら、土地利用フレームに定めた住宅用地及び産業用地の規模の範囲内で、民間開発の適切な誘導を図りつつ、地区計画制度の活用や土地区画整理事業など計画的な市街地整備を図ります。
- ・市街化調整区域の集落地や住宅団地においては、地区計画制度の活用や条例等に基づく住宅の立地基準により秩序ある良好な居住環境の確保を図ります。

⑦市営住宅の管理

- ・既存の市営住宅は、適切に維持管理する反面、それら全てにおいて老朽化が著しいため、居住者との調整を図りながら、縮小、集約移転、廃止を検討するとともに、廃止後の用地については、社会情勢を踏まえつつ、公共施設用地や民間施設などへの活用を計画的に進めます。

⑧既存住宅の適正管理と活用

- ・既存住宅の安全性や居住環境の維持・向上を図るため、建物所有者への一層の周知、啓発により、建物の耐震化や空き家の適正管理を促し、県や関係者と協力した支援を推進します。
- ・増加傾向にある空き家については、重要な資源として流通、利活用を図るため、犬山市空家等対策計画に基づき、空き家を取得するメリット等の情報発信に努めるとともに、空き家バンク制度の活用を促進します。

4 都市環境

1) 基本的な考え方

将来にわたり快適で豊かな都市環境を継承するため、行政、市民、企業等が環境配慮意識を共有し、協働して良好な都市及び自然環境を形成し、環境負荷の少ない、低炭素、循環型社会の形成を目指します。

また、豊かな森林や農地、河川などの水辺、史跡等の文化財や社寺などに見られるまとまりのある緑など自然資源の保全と活用を図るとともに、公園緑地など公共公益施設の維持・整備を適切に行い、これらの既存の資源に備わった防災や景観などの多面性を有効に活用し、地域特性に応じた潤いある都市環境の形成を進めます。

2) 整備方針

①水と緑のネットワーク

- 木曽川や東部の丘陵地、入鹿池など本市の骨格となる緑を背景に、地域の歴史文化などと調和した緑と、市街地の既存の歩行空間や川沿いの桜並木、緑道等の空間を活用するとともに、公園緑地や街路樹を適切に維持・整備することで、市全体の一体的な水と緑のネットワークを形成します。

②水と緑の保全・活用

- 木曽川や東部の丘陵地、入鹿池など本市の骨格となる緑をはじめとする豊かな自然環境の保全に努めるとともに、これらの自然を憩いや学び、遊びの場として活用し、交流の促進や環境意識の啓発・向上を図ります。
- 史跡等の文化財や社寺などに見られるまとまりのある緑や生産緑地等の身近な緑、市街化調整区域における農地や里山など多面的な機能を有した緑は、都市的土地区画整理事業との調整を図りながら、現状の維持・保全、活用に努めます。

③都市公園

- 地区計画など市街地整備に合わせた適切な公園整備を図るとともに、地区公園や近隣公園など規模の大きな公園を中心に、多様化するニーズを踏まえつつ、民間活力の導入検討など公園施設の魅力を高める取り組みを進め、より一層市民に親しまれる憩いの場の形成を目指します。
- 既存の公園施設については、利用実態を適切に把握し、より利用者の視点に立った管理を行います。また、日常点検による現状把握に努め、老朽化に対する施設の修繕・更新及び費用の平準化を図る計画保全を進めます。
- 街区公園やちびっこ広場等の地域に密着した公園緑地は、地域住民の参画による維持・保全を行い、地域が主体となった都市環境の充実を図ります。
- 公園緑地が不足している市街地にあっては、地域のニーズを踏まえながら必要に応じて公園緑地の配置を検討します。

④緑化

- ・公共施設の緑を管理・保全し低炭素化の取り組みを進めます。
- ・住宅や工場、事業所などの生活に身近な緑の充実を図るとともに、規模の大きな住宅地や工業地の開発にあたっては、地区計画制度を活用するなど緑化の推進を図り、環境負荷の少ない都市の実現に向けた啓発を推進します。



■図 緑の配置方針図

(資料：犬山市)

⑤河川・用水路

- ・県管理の郷瀬川、新郷瀬川については、郷瀬川圏域河川整備計画に基づき、河道拡幅や護岸などの整備を県に働きかけます。
- ・県管理の合瀬川については、断面を拡大した木津用水の流下能力を確保するため、新川圏域河川整備計画に基づき、河川改修の早期完了を県に働きかけます。また、荒井堰で分流される新木津用水路の排水能力を向上させるため、早期の改修完了を国に働きかけます。
- ・市内を流れる河川の維持補修にあたっては、段差の解消や草の生える環境ブロックを使用するなど、生態系や環境の保全・再生に配慮します。

⑥下水道、その他公共公益施設等

●公共下水道等

<生活排水>

- ・既存の公共下水道は、ストックマネジメント計画等に基づき、更生工事による長寿命化と老朽化に伴う更新の両面から対策を進めます。
- ・公共下水道の五条川左岸処理区では、市街化区域の整備が概ね完了する見込みであり、市街化調整区域の前原台団地における整備を引き続き進めます。
- ・五条川右岸処理区では、坂下・上坂地区など未整備地区の整備を順次進めます。
- ・入鹿神尾地区の農業集落排水は、浄化センターをはじめ処理施設の適切な維持管理を行います。
- ・公共下水道や農業集落排水の計画的な整備が見込まれない区域の住宅、事業所については、合併浄化槽の設置を誘導し、良好な生活環境の保全に努めます。

<雨水排水>

- ・効率的な浸水被害の軽減を図るため、新川流域水害対策基本計画に基づき、下水道整備や雨水浸透貯留施設の設置など流域の総合治水に取り組みます。
- ・公共下水道については、事業計画（雨水）の策定が完了した五ヶ村排水区において、雨水幹線や貯留施設の整備を進めます。
- ・公共下水道以外では、雨水貯留施設の整備が義務付けられている一定規模以上の土地の開発・造成のほか、自己の住宅敷地については雨水貯留浸透施設補助の活用を推奨し、浸水被害の軽減に努めます。

⑦供給処理施設等

- ・3市2町の共同施設である尾張北部聖苑（火葬場）については、適切な維持管理を進め長寿命化を図ります。
- ・尾張北部環境組合（2市2町）による新たなごみ処理施設の整備を進めるとともに、安定したごみ処理のため、都市美化センター（ごみ処理施設）については、計画的に延命化を図ります。

⑧その他公共公益施設

- ・公共公益施設においては、持続可能な都市経営の観点から、犬山市公共施設等総合管理計画での位置づけを踏まえた施設の適正配置に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン、CO₂の削減など、多様性や環境に配慮した施設機能の維持・強化を図ります。

⑨景観

●景観計画

- ・景観形成にあたっては、それぞれの地域の特色や景観的特性を生かし、自然景観の保全も含めて、まちづくりを通した景観づくりを進めるものとし、具体的な景観形成の方針については犬山市景観計画において定めるとともに、広域的な観点では木曽川景観基本計画に基づき、各務原市と連携を図りながら良好な景観づくりを進めます。

●景観の保全・育成

<骨格となる自然景観>

- ・木曽川や東部丘陵のような雄大な自然のほか、市街地を流れる郷瀬川や五条川などの河川、入鹿池をはじめ丘陵地帯に数多く分布するため池群、優良な農地が広がる田園地帯など、都市の骨格となる自然景観の保全を図ります。
- ・木曽川や東部丘陵は、近隣市町を含めて景観構成上の骨格となる要素として位置づけ、特色ある景観形成を広域的に取り組みます。

<身近な水辺や緑の景観>

- ・居住環境の身近にある河川やため池などの水辺や田園、里山については、生態系への配慮を十分に意識した上で保全を図るとともに、水と緑を相互に関連づけ、暮らしに身近な存在として、心の豊かさやゆとりをもたらしてくれる景観形成を進めます。

<歴史に育まれた特徴ある景観>

- ・ランドマークである犬山城とともに、江戸時代の町割りを残す城下町の町並み等や、地域固有の歴史文化資源、それらにまつわる祭や行事など長く受け継がれてきた伝統・文化を保全し、犬山市歴史的風致維持向上計画や犬山市観光戦略などと整合を図りながら、愛着や誇りを持てる景観づくりを促進します。
- ・特に犬山城下町地区では、景観形成に寄与する建築物や歴史的建築物の保全を図るとともに、城下町にふさわしい町並み景観の形成を図るため、建築物の高さや色彩などの適切な誘導を図りつつ、高度地区等の都市計画による高さ規制などについて検討を進めます。
- ・国宝犬山城天守を含む近世城郭の天守群による世界文化遺産登録に向けて、犬山城周辺の景観や環境を保全するために設ける緩衝地帯（バッファゾーン）のあり方を検討します。

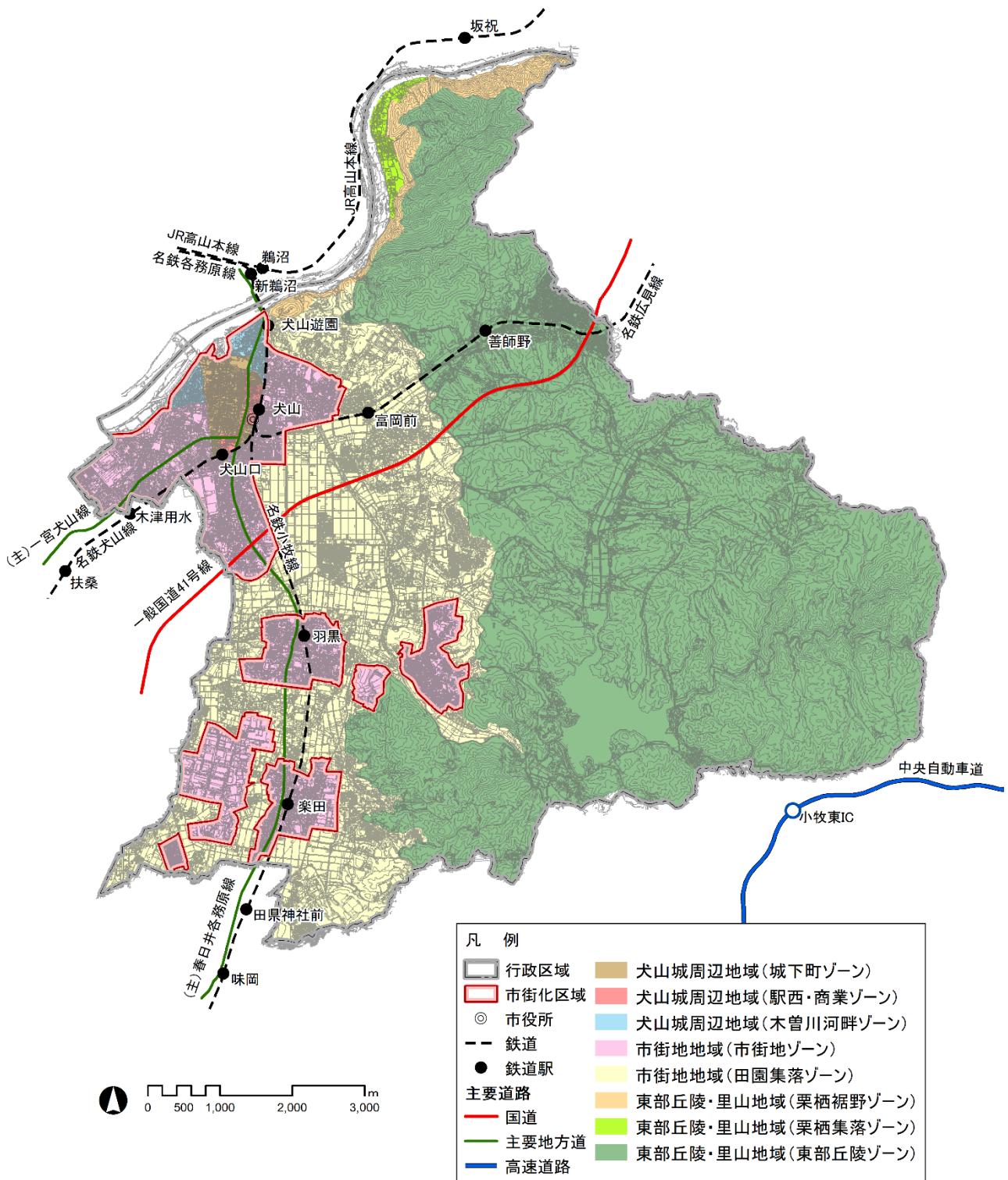
●市街地における景観

<商業・業務地等の景観>

- ・商業地では市民や来訪者が歩いて楽しめる、賑わいに満ちた景観を、工業地では周囲の自然や周辺との調和を意識した形態意匠や緑化による潤いある景観形成を図ります。
- ・商業地などに多くみられる屋外広告物は、賑わいを創出する効果がある一方、歴史的な町並みなどの周辺では景観の阻害要因になるため、表示物について指導を行います。

<住宅地の景観>

- ・住宅地においては、住民や事業者の景観意識の啓発・向上を図り、それぞれの地域文化を守りながら、道路、公園などの公共空間と一体となった質の高い景観形成を図ります。



■図 景観形成方針図

(資料:犬山市)

5 都市防災

1) 基本的な考え方

災害時の被害を最小限に抑え、都市全体の機能が停止しないよう、地域ごとの災害特性を踏まえ、拠点ごとの防災能力の向上と拠点間との連携を図り、「あんき」に暮らせる都市構造を目指します。

また、地域ごとの災害リスクについて、市民同士、市民と行政がリスクやお互いの役割を理解し合い、自助・共助・公助の連携による防災意識を向上し、結果として市全体の防災能力を高めるとともに、道路や公園、避難や応急活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上と土地利用や居住の誘導などによる災害に強い都市づくりを推進します。

2) 整備方針

①拠点の防災能力と連携の強化

- ・市役所が立地する都市拠点（犬山駅周辺の中心市街地）を核として、各拠点での防災能力の向上を図り、各拠点において代替性が保持できるような都市基盤整備を図ります。
- ・災害時には、国道41号と主要地方道春日井各務原線、一宮犬山線が緊急時の輸送路となり、それらの多重性を確保し、災害支援のための道路ネットワークの構築を図ります。

②居住環境における防災機能の向上

- ・救援活動の拠点となる公共施設の防災能力の向上や災害時を想定した防災情報網、避難経路の確保・充実を図ります。
- ・市街地においては、災害時における延焼防止や円滑な消火・救援・救助活動等を支えるため、生産緑地などオープンスペースの確保、狭い道路の解消を図りつつ、建物の耐震化や不燃化、ブロック塀の倒壊対策等を促進し、市街地の防災機能の向上に努めます。
- ・犬山城下町をはじめ古くから形成されてきた木造住宅が密集する市街地においては、地域の歴史的な背景などその特性に配慮した防災対策の推進や市民と行政が一体となって防災力の向上を図ります。
- ・防火水槽や消火栓など地域に身近な防災施設等については、災害時にその機能が十分に発揮されるよう適正に配置し、管理します。
- ・土地利用の観点では、災害の危険性が低いエリアへの居住誘導や、災害の危険性が高いエリアでの開発規制など対策を講じます。

③都市の総合的な浸水対策

- ・洪水の浸水リスクは、計画規模で想定されている浸水に対しては、河川管理者と連携して河川の改修整備を促進することで、浸水リスクの軽減、防止を図ります。
- ・想定最大規模で想定されている浸水に対しては、河川整備等のハード対策のほか、避難体制の強化等のソフト対策による対応により人的被害の軽減を図ります。
- ・河川周辺にまとまって広がる農地は、市街地への浸水抑制や水流を減衰する緩衝帯として機能することから、特に浸水被害が想定される区域での無秩序な土地利用を抑制し、適切に維持・保全を図ります。

④総合的な治山・治水対策の推進

- ・水害防止のため、保水・遊水機能を有する森林やため池、農地等の維持管理を継続的に進め、その保全に努めます。
- ・集落地等が近接する山地災害の発生の危険性が高い地域においては、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、緩衝帯となる森林を適切に保全するとともに、土砂災害防止法に基づく指定区域における対策工事の事業化を県に働きかけつつ、それらの区域での宅地化を抑制します。

⑤ライフラインの防災性の向上

- ・上下水道などのライフラインの計画的な耐震化を進め、災害時において安定した機能の確保に努めます。

⑥復興まちづくりの事前準備

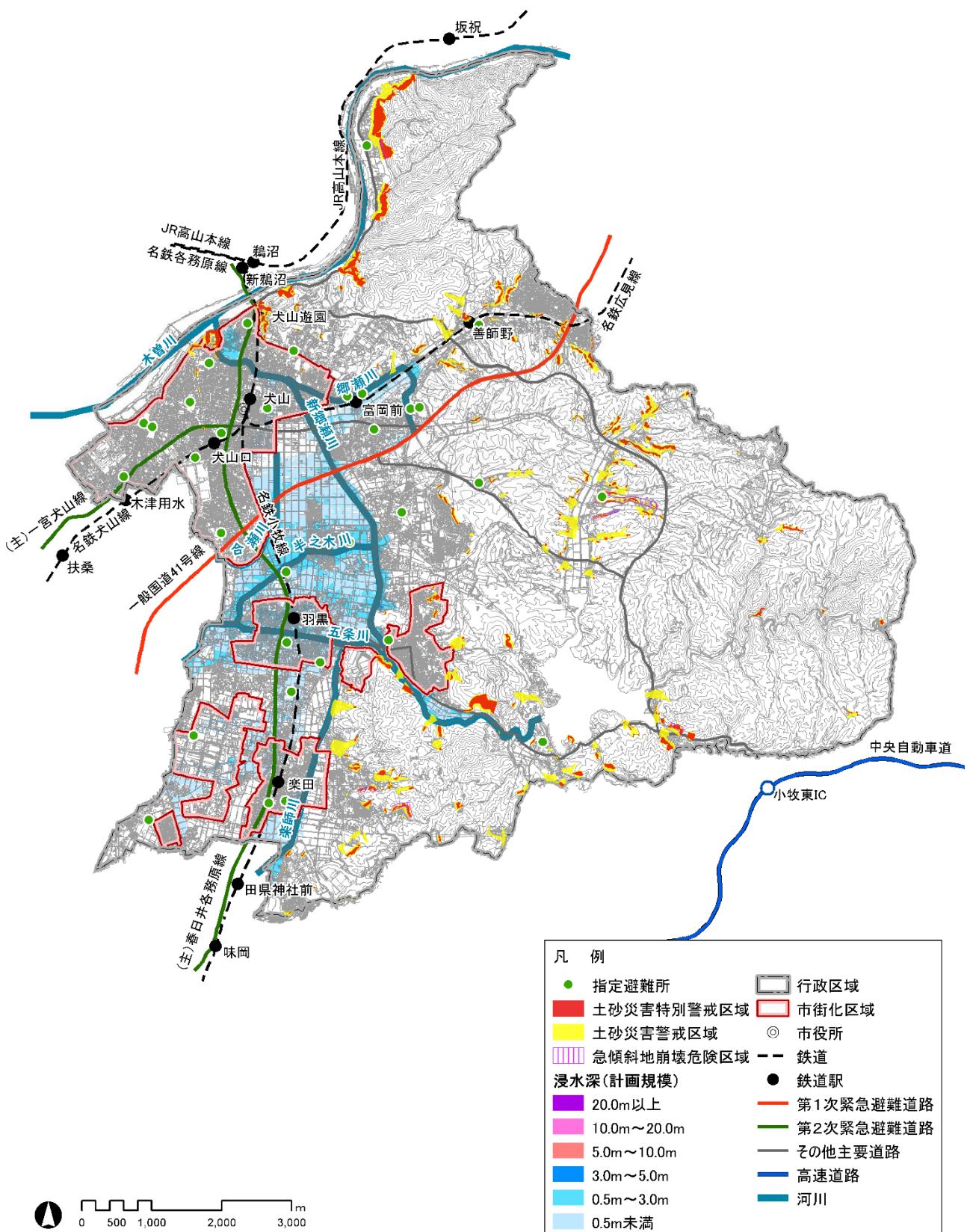
- ・地震や水害等による被災後、早期かつ計画的に復興まちづくりを進めるため、被災時の体制、手順の明確化など事前復興の取り組みを進めます。

⑦地域主体の防災体制の強化

- ・地域の民間事業者との災害連携や、町内単位にある小規模な公園・広場などについても一時避難場所として位置付けるとともに、地域に密着した消防防災の要となる消防団組織の活性化をはじめ、自治防災組織や地域コミュニティの防災活動を支援し、地域主体の自助・共助による防災体制の強化を図ります。

⑧防犯対策

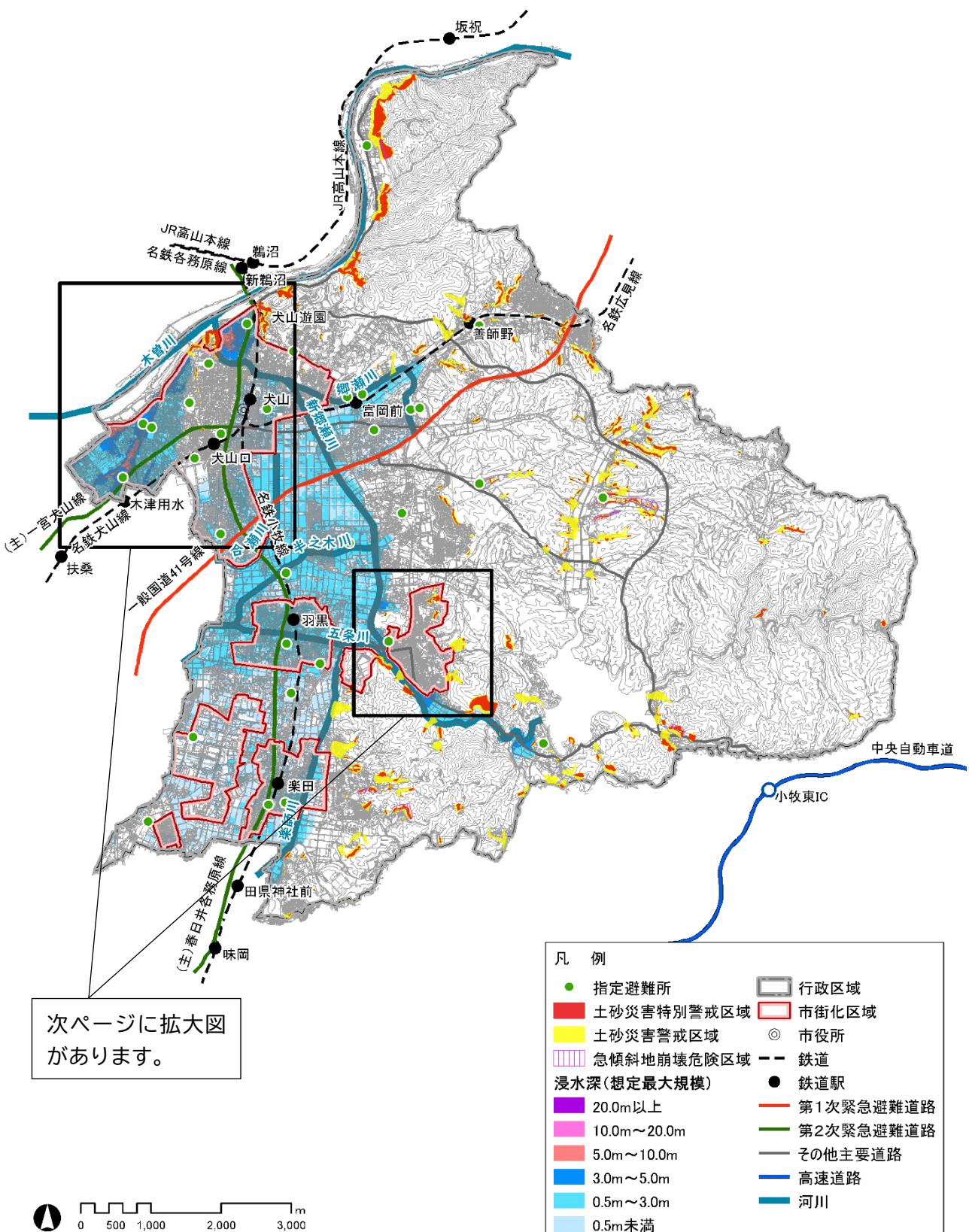
- ・地域コミュニティの充実や活性化を図ることで、地域コミュニティが中心となった防犯体制を強化するとともに、防犯カメラの設置や街路灯、公園等を適切に管理し、犯罪を未然に防ぐ対策を講じます。



計画規模（L1）における浸水想定区域と土砂災害（特別）警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の重ね合わせ図

■図 各種ハザードの重ね合わせ

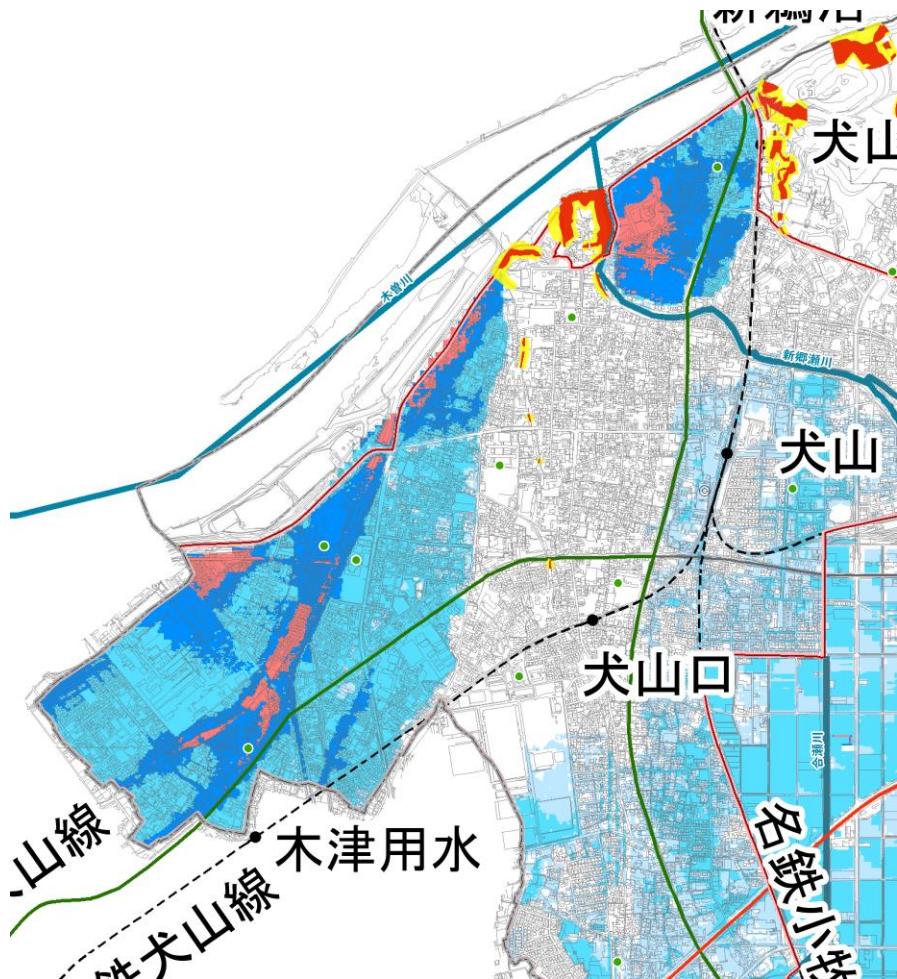
(資料：土砂災害関連：愛知県砂防課、愛知県オープンデータ、洪水関連：木曽川上流河川事務所、愛知県河川課)



想定最大規模 (L2) における浸水想定区域と土砂災害 (特別) 警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域の重ね合わせ図

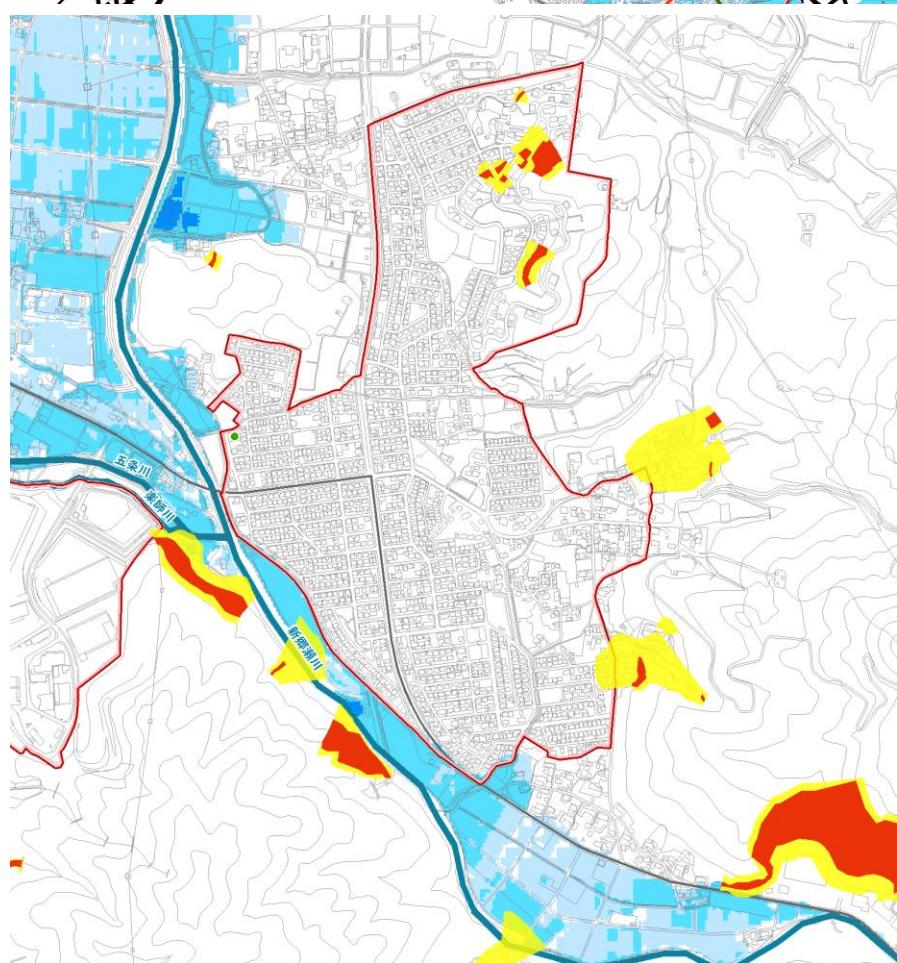
■図 各種ハザードの重ね合わせ

(資料：土砂災害関連：愛知県砂防課、愛知県オープンデータ、洪水関連：木曽川上流河川事務所、愛知県河川課)



凡 例

- 指定避難所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- ■ ■ 急傾斜地崩壊危険区域
- 浸水深(想定最大規模)
 - 20.0m以上
 - 10.0m~20.0m
 - 5.0m~10.0m
 - 3.0m~5.0m
 - 0.5m~3.0m
 - 0.5m未満
- 行政区域
- 市街化区域
- 市役所
- - 鉄道
- 鉄道駅
- 第1次緊急避難道路
- 第2次緊急避難道路
- その他主要道路
- 高速道路



凡 例

- 指定避難所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- ■ ■ 急傾斜地崩壊危険区域
- 浸水深(想定最大規模)
 - 20.0m以上
 - 10.0m~20.0m
 - 5.0m~10.0m
 - 3.0m~5.0m
 - 0.5m~3.0m
 - 0.5m未満
- 行政区域
- 市街化区域
- 市役所
- - 鉄道
- 鉄道駅
- 第1次緊急避難道路
- 第2次緊急避難道路
- その他主要道路
- 高速道路

(資料：土砂災害関連：愛知県砂防課、愛知県オープンデータ、洪水関連：木曽川上流河川事務所、愛知県河川課)